民闘連
ニュース

1982. 7　第 37 号

特集「第7回民闘連全国交流集会報告集」



発行　民族差別と闘う連絡協議会

民闘連全国交流集会川崎集会における障害者に対する差別発言問題の経過

第５回民闘連全国交流会は１９７９年１１月，川崎の中小企業婦人会館において３日間にわたって開催された。

「障害者」に対する差別発言は，初日の問題提起者・宋富子氏（川崎・子供を見守るオモニの会）の話しのなかで，日本の中にあるさまざまな差別問題をも考えていかなければ私たちは「片手落ち」の考えになるという発言がなされたのである。

問題提起終了後，差別発言に対して主催者（民闘連全国交流集会実行委員会）側は気づかず，したがって，一切の訂正，釈明等をすることもなかった。

後日，関連民闘連の集会総括会議の席上，佐藤勝己氏より内部指摘がなされたが，「問題提起全体の話しの上での発言として受けとめたい」とするだけで，それ以上の総括を出すことができなかった。さらにその後，代表者会議での総括会議においても，同様の指摘がなされ，「障害者問題を考える上でも受けとめて総括すべきではないか」とする意見がありながらも，重ねて総括する機会をつぶしてしまった。

今般，再々度，佐藤勝己氏より「運動にかかわる姿勢の問題である」として文書によって強く指摘を受けるに至った。

１９８１年１２月，問題発生以来，実に２年が経過したが，やはり黙過し得ない問題であるとして，代表者会議の席上において，問題の経過を当時の集会実行行が報告し，民闘連全国代表者交流会議の名前で反省文を草し，さらに当事者である宋富子氏の総括文を受け，「民闘連ニュース」誌上において総括を発表することとなった。

１９８２年２月２０日第５回民闘連全国交流集会実行委員会

反　省　文

民闘連全国代表者交流会議

１９７９年に開催された第５回民闘連全国交流集会において「障害者」に対する差別発言があったことは，誠に遺憾であり，民族差別と闘う戦線に位置する者の集団として，自からの差別行為を黙過し今日まで至ってしまったことをはずかしく思うと同時に深く反省するものであります。

１９７５年以来，民族差別と闘う者が交流し，日々の実践を深めながら連帯の絆を強くせんとしてきましたが，「障害者」に対する差別発言を，抑圧に抗するという同じ立場でありながら，気づかずに来てしまったことは，時において自らが抑圧する者に堕してしまっていた事に他なりません。

他者への差別の糾弾においては，己の生きざまをかけた真剣勝負であります。それだけに，自からの責任が強くともなわなければならない行為であります。にもかかわらず，内

部からの指摘がありながら，それを克服することができなかったことは，わたしたちがすすめる闘いの中味に大きな欠陥が存在しているのだと認識せざるを得ません。

今後はそういった内部切開を行いつつ，自からの闘いとする民族差別と闘う日々の実践に真に取り組んでいくことを決意するとともに，そのことによって障害者を取りまく諸々の抑圧に抗するものに連らなっていくことができるのだと思います。

以上，反省と決意とともに総括するものです。

１９８２年２月２１日

反省と現在の私

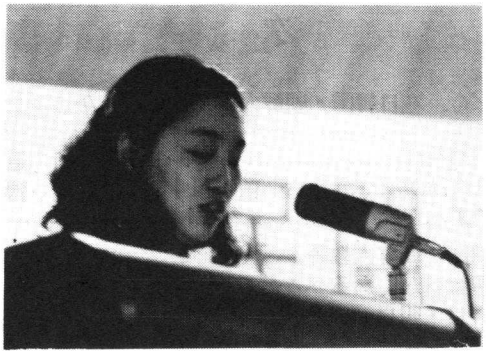
宋　　富　子（ソン・プヂャ）
（子供を見守るオモニの会）

１９７９年民闘連川崎集会の際，在日の問題提起として話をさせて戴きました。話しの中で私は日本の中にあるさまざまな差別問題をも考えて行なわなければ私たちは「片手落ち」の考えになると発言いたしました。ニュースの紙面では「片よった」に訂正されてありましたが，集会の場で参加された多くの皆様には私の怠慢で紙面で今日まで何ら謝罪せずに放置していたことを心から深くおわびいたします。自分たちの民族差別問題を真剣に考えながらも，障害者に対して無意識の内に自分の口から出る差別言葉の怖さに改めて自分をさらされました。

１９８１年，知人の紹介で一人の視力障害者の女性と出合いました。人との新しい出合いを大切にしている私はオモニの会の旅行に彼女と行きました。そして，二日間，共に生きる中で障害者の生みの苦しみがどんなに大変なのか，健常者には計り知れないこと，また，たった二日間の介護で疲れ果て投げ出してしまった自分，健常者の私の行動はいかに偽善的であったのか，このことを通してまた私は裸の自分をさらされました。この旅行で私が知り学んだことは，やはり健常者のすべての人が何らかの形で障害者の介護者にならなければとても「差別」という言葉の意味さえ真実に理解し得ないだろうということです。私たち人間は，優しい心は誰れもが持っています。ですから自分達より苦しい，悲しい立場の人のことを聞くと涙を流したりお金を寄付します。でも心底人間がお互いに知り，共に生きる，差別を考える人ならば少なくとも，知識や頭だけの知る理解だけでなく自分の身体を使ってその人々の中に自分の身を置いてみる作業をしなくては差別撤廃運動は真実に根を下ろさないだろうと思いました。私は40才に成って自分の身体でやっと知ったのです。私は彼女を通して多くのことを学びました。度々の介護は出来なくても旅行や招かれる話し合いには共に歩く作業をしております。本当に私たち人間は知らなくてはならないことをあまりにも知りませんでした。無知な自分を反省し，これからも共に差別されている弱い仲間と連帯を持って人間らしく真実に向かって生さられるよう頑張って行きます。よろしくお願いいたします。

目　　次

■在日韓国・朝鮮人教師の実現をめざそう／今，在日韓国・朝鮮人はどう生きるか …… 1
■プログラム概要 …… 2
■開会の挨拶 …… 塚田道生 …… 4
■連帯の挨拶 …… 戸田伊助・小原博樹 …… 4
■基調報告 …… 7
■記念シンポジウム「教育現場に立つ在日韓国・朝鮮人教師」 …… 12
■第1分科会　法的地位 ― 法的地位・在留権はかくあるべきだ
発題「在日朝鮮人の法的地位 ― 昨日・今日・明日 ― 」 …… 大沼保昭 …… 23
発題「在日同胞の思い ― 法的地位・在留権をめぐって ― 」 …… 朴炳閏 …… 28
■第2分科会　国民年金の完全適用をめざして
発題「年金と国籍条項」 …… 有吉克彦 …… 32
■第3分科会　教育行政 ― 教育行政闘争をさらにおしすすめよう
発題「教員採用の国籍条項撤廃運動のなかから」 …… 田中宏 …… 40
発題「教育行政闘争の課題」 …… 中原良二 …… 43
発題「民族教育か国民教育か」 …… 徐正禹 …… 45
発題「東京都教委に対し在日朝鮮人教育の基本指針の確立を要求する行政闘争の成果と問題点」 …… 鈴木啓介 …… 47
■第4分科会　地域と学校 ― 在日韓国・朝鮮人の子どもが置かれた状況とどうとりくむのか
発題「地域と学校との関係づくりを目指して」 …… 鈴木市郎 …… 50
発題「豊中ハギハッキョに取り組んで」 …… 溝井紀美子 …… 52
発題「高槻における在日朝鮮人子ども会指導員の役割と獲得経過」　高槻在日朝鮮人子ども会 …… 55
発題「地域におけるトッカビ子ども会の課題」 …… 安商徳 …… 56
■第5分科会　民族保育 ― 民族保育をどうすすめるか
発題「民族保育をめぐる桜本保育園の課題」 …… 桜本保育園 …… 59
発題「民族保育をすすめるなかで」 …… 愛信保育園 …… 61
■第6分科会　進路保障 ― 職場労働と進路保障
発題「尼崎における高校（市立尼崎高）進路保障のとりくみ」 …… 藤原史郎 …… 62
発題「本名は民族の誇り」 …… 朴秋子 …… 65
■第7分科会 ― 入門・民族差別
「ビデオと解説」 …… 裵重度 …… 67
■民族別交流会
日本人交流会　発題「戦後在日朝鮮人運動と日本人」 …… 梶村秀樹 …… 68
韓国・朝鮮人交流会　発題「同胞の輪を広げよう」 …… 金義晴 …… 74
■分科会・交流会報告
第1分科会 …… 山田貴夫 …… 76
第2分科会 …… 趙吉来 …… 77
第3・4分科会 …… 安田洋 …… 78
第5分科会 …… 金恵栄 …… 82
第6分科会 …… 藤原史郎 …… 83
高校生交流会 …… 田鐘泰・金茂 …… 85
日本人交流会 …… 仲原良二 …… 86
韓国・朝鮮人交流会 …… 裵重度 …… 87
■シンポジウム「いま／在日同胞はどう生きるか」 …… 90
発題「在日を生きぬいていくために」 …… 裵重度 …… 91
発題「『太く短く』から『細く長く』へ」 …… 梁泰昊 …… 95
質疑応答 …… 100
討　論 …… 103
■各地アピール　集会決議 …… 111
■編集後記 …… 112




市は教員採用
を撤廃
差別と







第７回民闘全国交流集会

在日韓国・朝鮮人教師の実現をめざそう

今、在日韓国・朝鮮人はどう生きるか

第７回民闘連全国交流集会は，二度目の開催地となった名古屋で１１月２１日から２３日までの３日間にわたって開催された。集会には，地元である名古屋をはじめ，東京，埼玉，神奈川，静岡，岐阜，京都，三重，奈良，大阪，兵庫，広島，山口，九州といった各地の民族差別と闘う仲間が，約４００名，５０団体以上が集まった。

今集会は，難民条約の批准を契機に日本政府が特例永住の新設や社会福祉三法の国籍条項撤廃を行うという，在日韓国・朝鮮人をめぐる法制度上の状況が変化する一方，１３もの自治体が教員採用試験に新たに国籍条項を明記するといった動きの中でもたれた。

集会テーマは，「在日韓国・朝鮮人教師の実現をめざそう」，「今，在日韓国・朝鮮人はどう生きるか」の二つに設定された。

そして，集会テーマのもとに，民闘連に集まる仲間の自前のものということで，「教育現場に立つ在日韓国・朝鮮人教師」，「今，在日同胞はどう生きるか」という二つのシンポジウムがもたれた。

「教育現場に立つ在日韓国・朝鮮人教師」のシンポジウムでは，兵庫，三重，東京で教壇に立っている４人の在日韓国・朝鮮人教員が参加した。それぞれ，教員になった動機や現場で抱えている問題などの話がなされたが，さらに在日韓国・朝鮮人教員の必要性が実感できたシンポジウムである。

また３日目にもたれた「今，在日同胞はどう生きるか」のシンポジウムでは，在日韓国・朝鮮人の生き方をめぐるさまざまな論議がなされた。この在日韓国・朝鮮人の生き方をめぐっては，「在日を前提とする」「参政権獲得」「日本国籍の取得」「少数民族として」等のさまざまな論があるが，公開の場でこの種の議論がなされたことは意義のあることである。このシンポジウムは，集会以後も大きな反響を呼んでいるが，ただ単に論議を独り走きをさせてはならない。在日の生き方をめぐる個々の論が民族差別と闘う実践にとってどのような意味となるのかを見定めることが重要であろう。

民闘連が今後とも発展していくには，制度上の差別というものがなくなりつつあると言われるなかで，民族差別の状況をどのように運動実践として克服をしていくのか，あるいは民闘連自体の存り方をどのようにしていくのか，さまざまなことが残されている。

民闘連の発展を考えるについて，生活に根ざした実践と闘いこそが差別の現実を切り開いていく方向性を踏えつつ，諸課題が克服されていくものと考える。それは民闘連の歴史からも明らかである。

（L・K）

集会プログラム概要

■初日全体会

初日全体会は，午後６時から名古屋市教育館で権順華嬢の司会のもと，「在日朝鮮人への差別撤廃を／名古屋市民の会」の代表，塚田道生氏から「開会の挨拶」をもってはじめられた。続いて，「名古屋人権委員会」からは戸田伊助氏が，また「在日朝鮮人生徒の教育を考える懇談会」からは小原博樹氏がそれぞれ連帯の挨拶が行われた。今集会の基調報告は，「在日朝鮮人生徒の教育を考える懇談会」の安田洋氏からなされた。

そして，記念シンポジウム「教育現場に立つ在日韓国・朝鮮人教師」が愛知県立大学助教授・田中宏氏の司会のもとで行われた。参加者は郭賢鶴氏（兵庫県），李慶順さん（三重県），韓哲吉氏（三重県），朴元綱氏（東京都）の４人であった。シンポジウムでは「教師になった動機」，「生徒・父母・日本人教師との関係」，「本名の問題」，「教壇に立つことの意味」等々が出された。

■二日目分科会／民族別交流会

二日目は午前９時より午後５時まで分科会及び高校生交流会がもたれ，午後６時より民族別交流会がもたれた。

設定された分科会・高校生交流会及び民族別交流会のテーマ・参加者数・司会者は次の通り。

〔第１分科会〕

法的地位――法的地位・在留権はかくあるべきだ。

司会者　山田貴夫・川崎朝問研
　　李　敬宰（イ・キョンヂェ）・高槻むくげの会

参加者　５８名

〔第２分科会〕

国民年金――国民年金の完全適用をめざして

司会者　趙　吉来（チョ・キルレ）・生野いのくら事務所）

〔第３分科会〕

教育行政――教育行政闘争をさらにおしすすめよう。

司会者　安田　洋・在日朝鮮人生徒の教育を考える懇談会

参加者　４９名

〔第４分科会〕

地域と学校――在日韓国・朝鮮人の子どもが置かれた状況とどうとりくむか

司会者　原千代子・青丘社
　　梁　泰昊（ヤン・テホ）・尼崎在日同胞の人権を守る会

〔第５分科会〕

民族差別――民族保育をどうすすめるか

司会者　小椋千鶴子（桜本保育園）
　　金　恵栄（キム・ヘヨン）・愛信保育園

参加者　２２名

〔第６分科会〕

進路保障――職場労働と進路保障

司会者　藤原史郎・兵庫在日朝鮮人教育を考える会

参加者　２２名

〔第７分科会〕

入門・民族差別――ビデオと解説

司会者　裵　重度（ペ・チュンド）・在日韓国人問題研究所

参加者　４５名

〔高校生交流会〕

司会　金　秀一（キム・スイル）・青丘社

参加者　２７名

〔民族別交流会〕

●日本人交流会――戦後在日朝鮮人運動と日本人

発題者　梶村秀樹・神奈川大学教授
司会者　仲原良二・兵庫民闘連
参加者　１３０名

●韓国・朝鮮人交流会――同胞の輪をひろげよう

発題者　金　義晴（キム・ウィチョン）・尼崎在日同胞の人権を守る会
司会者　梁　泰昊（ヤン・テホ）・尼崎在日同胞の人権を守る会
　　裵　重度（ペ・チュンド）在日韓国人問題研究所
参加者　７０名

■三日目全体会

三日目全体会は，社会文化会館でもたれ，まず各分科会，高校生交流会及び民族別交流会報告がなされた。

続いて，シンポジウム「今，在日同胞はどう生きるか」が徐正禹氏（八尾いのくら在日韓国・朝鮮人問題部会）の司会のもとで行われた。発題者及びそのテーマは次の通り。

○裵　重度（ペ・チュンド）・在日韓国人問題研究所
テーマ：在日を生きぬいていくために

○梁　泰昊（ヤン・テホ）・尼崎在日同胞の人権を守る会
テーマ：「太く短く」から「細く長く」へ

このシンポジウムは，会場からも盛んに意見が出され４時間近くにもわたったが，続いて「朴秋子問題を考える会」，「愛知県教育採用試験受験拒否事件」の李貴陽氏，「在日韓国・朝鮮人の国民年金を求める会」，「東京在日朝鮮人の教育を考える会」よりアピールを受け，「集会決議――教員採用の国籍条項撤廃のために」を採択，次回交流集会を尼崎で開催することを決め，その３日間の幕を閉じた。

尚，当初予定していた，公立学校教員採用国籍条項撤廃の為の愛知県・名古屋市に対する抗議行動は，雨天のため中止となった。

（文責　Ｌ・Ｋ）





開会の挨拶

塚田道生

「在日朝鮮人への差別撤廃を./名古屋市民の会」代表

第7回民闘連全国交流集会に全国各地から集まって頂きましてありがとうございます。名古屋の仲間を代表して歓迎のあいさつをしたいと思います。

第4回民闘連全国交流集会を開いてから3年の月日が流れ，民族教育，行政，福祉などの面で変化はみられ，差別的国籍条項は撤廃の方向に進んでいますが，差別の実態には変化がありません。人間の人格形成の行なわれる教育の場において多くの民族差別が行なわれ，またそれが日本人の差別意識を助長していることは遺憾なことであります。

愛知県教育委員会は，今年度在日韓国・朝鮮人の受験者を門前払いしたわけですが，その裁判において「あえて外国人名で申請をし」という言い方をして，受験生を差別し，本名を名のることを非難するという言い方をしました。

この闘いは全国の仲間の注目する中で継続され，未だ解決をしていません。

ところが，韓国人のある青年たちが，愛知県教委を訪ねて，内部の状況を問い正したところ，幹部の一人が，県教委内ではまったく問題になっていないという発言をいたしました。まったく市民を愚弄した話です。

名古屋市と愛知県は，オリンピックを招き，名古屋市の名前を世界に売ろうと外によびかけ，失敗しました。彼等は外向きな努力はしましたが，内的な変革の努力は何ひとつしなかった。国際的とは名ばかりで，内部の民族差別の事実を外国人の側から指摘されても何らふり返ることがなかったというのは，恥ずべき，批判すべきことであります。

今回「在日韓国，朝鮮人教師の実現をめざそう」「今，在日韓国・朝鮮人はどう生きるか」というテーマをもってこの第7回民闘連を開くことになりました。これを機会として全国の仲間と共に力を合わせ，愛知県と名古屋市とを相手に民族差別撤廃運動を更に充実させ進めていきたいものと思っています。どうか皆さんのご協力をお願いします。

連帯の挨拶

戸田伊助

名古屋人権委員会

私たちは，１９７７年にプロテスタントの教会とカトリックの教会の者とが集まり，国際人権規約の早期批准を求めるということから発足いたしました。現在１０数名という小さな会でありますが，名古屋におけるプロテスタントとカトリックの教会がひとつになって働くことのできる会として，今日まで運動してきました。

主に，在日外国人の立場から人権の見直しをするということです。

また，地元における人権問題に取り組むことも課題として行ってきました。例として，日雇い労働者を駅前地下街から追出すという問題が起った時，市当局との中にはいり，折衝をするということがありました。あるいは成田空港反対闘争に関わった青年の裁判で，人権上の問題があり，それについて取り組み

をするといったことがあります。

発足当初から取り組んだ問題は，名古屋在住の在日韓国人朴煥仁さんが大村収容所に収容され，妻子と分離させられ，本国に強制送還という事態に近ずくということがあり，入管当局，法務省法務局に送還の延期・停止を求めてきました。一方では，送還停止裁判の訴訟を起した闘いがありました。

最近仮釈放され名古屋にいますが，まだ本当に「特在許可」が出るのか，やはり送還されるのか，見通しがつかないわけです。その為，彼のための運動を弁護士と共に進めています。

愛知における教育問題についても名古屋人権委員会の立場から，愛知県・名古屋市に対して交渉してまいりました。

国籍条項の問題でも，公開質問状を出したり，直接出むいて駄目な理由を聞いたりしました。その間，オリンピックの名古屋誘致するという問題で，オリンピック憲章を名古屋で受け入れる哲学があるのかということで，ＩＯＣ本部に英文で現状を訴えました。

この影響かどうかわかりませんけれども，結果として名古屋は敗北しました。これは，哲学の敗北，人道的な哲学が名古屋になかったと私は考えます。この欠如が世界的な審判を受けたものでしょう。

名古屋市当局が，これによって本当に反省したかどうかはわかりません。本山市長は，前向きに検討する，個人としては門戸を開きたいと言っていますが，どのような進展をしていくのか今後の問題です。

交渉の中で感じたことがあります。愛知県教委との交渉の時，文部省の伝達で出願は受けいれられないという。ところが，他の所では現実に受け入れられているではないかと言っても，国の方針が変らないと駄目だと言う。これは，文部省から何らかの形で通達が出されていると思えます。

しかし，滋賀県，三重県でも成功しているので，地元での積み重ねでやっていけばできることと思います。皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

小　原　博　樹

在日朝鮮人生徒の教育を考える懇談会代表

１９７９年秋，李慶順さんの採用問題を契機に，１９８０年３月に名古屋でも在日韓国・朝鮮人生徒の問題を組織的に考える必要があるのではないかということで，会を結成しました。

初めは情況認識を共有化しようということで，学習会を何回となく持ちました。

８０年夏，滋賀県でまた教員採用の問題が起こり，その時は帰化すれば出願を許すということで，我々は抗議文を送りました。また我々の仲間の教え子に教員志望の学生がいたものですから，秋頃から学習会と併行して具体的な運動を進めてゆくということになりました。

１０月に入ってからは，愛知県，名古屋市に対して公開質問状を送りました。市の方は文章で返ってきましたが，県の方は全く返事もよこさず，また県へ出かけて行っても，「けんもほろろ」の対応でした。いずれも公権力の行使につながるから拒否するということです。

８１年４月には，名古屋弁護士会に救済申立てをしましたが，結論が出ないうちに６月に願書受け付けが始まるという事態を迎えました。何としても国籍条項を突破しようということで，在日韓国・朝鮮人生徒１４名が願書を出したわけですが，受験資格がないということで全員に願書が返送されてきたのです。

この間，国籍条項のある北海道で，それにもかかわらず受験を認めるという柔軟な姿勢がとられました。我々も，何とかならないかと県と交渉しましたが，拒否され，１４名中２名が原告となって訴訟をおこしました。一審却下，二審名古屋高裁は控訴棄却。形は敗訴ですが，我々は負けたとは思っていません。

裁判所が国籍条項に対して，うまく判断をさけたと思っています。

運動をやってきて気のついたことを２点ほどあげてみます。

一つにはオリンピック問題があります。行政主導型での名古屋オリンピック誘致でしたが，反対運動もあって失敗しました。国際化といいながら　内なる差別を温存して外からオリンピックを招くというのはナンセンスです。

本山市長は，オリンピック開催地としてはふさわしくない行政だという点で今後，県と交渉して外国人に道を開く必要があるというオリンピックを意識した発言をしました。それを受けて，民闘連と名古屋市民の会が県教委交渉をして，かなり激しいやりとりがあったと聞いていますが，県教委の方は白紙に戻して検討をすると課長が答えました。ところが，この「白紙」とは従来どおりのことで，何の変化もないということです。

民団青年部の方が教育委員会に行って，人事主幹と話し合われたそうですが，やはり断固拒否という姿勢だそうです。

オリンピックの問題で，田中宏さんが毎日新聞に意見を述べておられますが，真の意味の国際化はこれから始まるのだとおっしゃられています。我々もそう思います。

現場の話をしたいと思います。愛知の教育は日本の中でも先進的といわれています。これは，体制的に進歩的であり，文部省の優等生であるということです。組合は，１００％組合と言われるほど全員参加の組合です。しかし，個別の課題をもって具体的な運動をしない組合です。ストについても，結成以来，一度もストをしたことがないという優秀な御用組合です。主任制についても，それ以前から任命制の主任制が行なわれていたほどです。朝日新聞がとりあげたのですが，非行問題児のリストを教育委員会に提出して異議をとなえても，問題にもしないという姿勢です。

部落問題については，対策，取り組みがあるわけではない。名古屋市同和対策室からの手引き書がほこりをかぶっている程度です。

在日韓国・朝鮮人生徒の問題が問題になるかというと一向にならない。せいぜい問題になるのは進路指導の時です。

私学の入学差別が多くあります。募集要項に露骨に「日本国籍に限る」と明記してある高校に対して，「朴君を囲む会」名古屋連絡会議のメンバーなどが話し合いをしたり追及をしたりしました。去年からは募集要項からは消えましたが，現在も実態は変らないのです。

学年会で私学の説明会に出た人の話を聞きますと，取るのはいいが就職がない，取るのはいいが問題があった時，様々な団体がうるさいという意見が出たそうです。校長も出席したので聞いてみましたところ，外国人は極力断わる，万が一どうしてもという時は話し合いに応ずるという状態です。組合大会で少し問題になっても，校長が努力するとか，私学には建学の理念があるからということで納まってしまう。

どうも，愛知，名古屋は人権意識が薄い様に思います。裁判の時は，新見教育長が「あえて外国人名で申請をし」と言っていることなど私共教師の自戒を含めて反省しなければいけないと思います。

とにかく，この状況の中でなんとか風穴をあけようと，しつこく追求していくつもりであります。

第７回民闘連全国交流集会

基　調　報　告

1.　民族差別をめぐる状況と第７回交流集会のテーマ

一昨年九月，国際人権規約が批准され，効力をもつようになったのに続き，今年六月，難民条約が批准された。その契機として，批准させるためのさまざまな運動と，人権尊重の国際的な流れをあげることができるが，これにともなって日本政府は在日韓国・朝鮮人に対する処遇を大巾に再検討せざるをえなくなった。国際人権規約は内外人平等を原則としており，これを誠実に実行するだけでも重要な意義をもっているところへ，難民の在留・生活権を保障しようとする難民条約は，在日韓国・朝鮮人に対する社会保障制度を抜本的に改めることを余儀なくさせた。つまり，日本の歴史的責任によって渡日し，何十年にもわたって居住しつづけ，税金まで納めてきた者に対して社会保障上の差別を残したまま，難民に対しては行なうというのは，どうみても通用しない矛盾となるからである。

とはいえ在日韓国・朝鮮人に対する民族差別をなくすための粘り強い闘いなしには，このような変化を容易に招くことはなかったであろう。１９６５年に締結された日韓条約の中で在日韓国人に対する積極的な処遇としてわずかに「国民健康保険」への適用が認められたにすぎない事実を思いおこすとき，民族差別問題に対する関心の飛躍的な高まりを認めないわけにいかない。その先鞭をつけたのは，日韓条約では対象外になった朝鮮籍の人々への「国民健康保険」適用問題であり，「入管法」反対闘争であったが，民族差別撤廃への流れを大きく変えたのは，日立闘争とそれに続く児童手当獲得・公営住宅入居権をめぐる闘いであった。そうした闘争を通して制度上の恩典をこうむるようになったことにとどまらず，人権意識が拡大されたことの意義ははかりしれない。

難民条約批准に関連して多くの国内法改正が行なわれた中で，第一に「出入国管理令」の改正があげられる。たびかさなる「入管法」改正の動きに反対する運動や，在日韓国・朝鮮人の法的地位安定を求める声をふまえつつ，「出入国管理及び難民認定法」としてあらわれたこの法律は，「日韓法的地位協定」によっては対象外とされていた１２６系列の人々に対し，一般永住を特例的に許可するという形で在留の安定を図ることになった。「日韓法的地位協定」に基づく協定永住にくらべればなお少なくない処遇上の差があり，恒久的な解決ではないという点も残るが，１２６系列の孫が生まれながらに特別在留になるという不合理をなくしたことなどは一応評価できる。

ただしこの「入管法」によって，在日韓国・朝鮮人が特別な歴史的存在であることをおおいかくし，一般外国人と同様に擬して扱われるようになることに留意しないわけにいかない。しかも国会審議をへて「法」として登場したことは少なくとも形式上「国民的合意の下に」在日韓国・朝鮮人がたどってきた歴史が葬り去られようとしているといえる。

その最も具体的な例を「国民年金法」の改正にみることができる。すなわち「児童手当」三法とともに，社会福祉制度の頂点にある国民年金加入について国籍条項は撤廃されたのであるが，３５歳以上の人々は対象外となり，その数は約２２万人といわれている。日本の植民地政策の最も犠牲をこうむってきた人々が最後まで切り捨てられているのである。しかも永年にわたって掛金を払ってきた人々に対してまで「誤適用」との理由で排除し，現在もなお「国民年金裁判」が闘われていることは，人権軽視の実態を示してあまりある。そのほか，「障害者年金」からはずされていることなどでも差別的な姿勢というほかない。

いいかえれば，日本政府にとっては在日韓国・朝鮮人の人権を尊重することよりは，「

単一民族国家」という神話を固守することに主眼がおかれており，その規定方針には変化はないとみるべきであろう。

その具体的政策は追放と帰化であるが，あらためて「坂中論文」をあげるまでもなく，今後は追放よりも帰化に比重を移しつつあると思われる。実際，帰化人口は年々確実に増加しており，申請者の数はそれを優に上まわるといわれている。

一方，昨年７月，日本が「婦人差別撤廃条約」に署名したことにともない，国籍法の改正が日程にのぼっている。それによれば，これまで父親の国籍をとるはずだったのが，父母どちらの国籍をも選ぶことができるようになる。今日，在日韓国・朝鮮人の婚姻届出の半数は日本人とのものであることから推してみれば，新たに生まれる子供の半数が日本国籍となる可能性もでてくるわけである。

こうして，帰化と混血という両面から次第に日本国籍をもつ人々が増えてくる傾向にあり，在日韓国，朝鮮人を必ずしも国籍というわくではとらえきれない事態を迎えつつある。というよりも，在日韓国・朝鮮人はすでに韓国・朝鮮・日本という三つの国籍をもって生活している。日本国籍をもちながら韓国・朝鮮人として生きるというのは一見矛盾することがらであるが，さまざまな歴史認識の中で自己をいつわらずに生きようとする帰結としてそこにいたったことをだれにも否定できない。そして，多くの民族団体が国籍二国家を建て前としてもっているのに対し，民闘連運動はそれをのりこえ，在日韓国・朝鮮人の全体像をみわたそうという視点から，日本国籍をもちつつ韓国・朝鮮人として生きようとする人々と共同の場をもってきた。また，韓国籍が直ちに韓国への，朝鮮籍が朝鮮民主主義人民共和国への帰属を必ずしも意味するのではなく，あくまでも「在日」の生活実態に即して統一的な基盤を求めようとしてきたのである。

いいかえれば，民闘連運動においては「祖国」をいわば相対的なものとしてみてきたことになるが，それは三つの国籍を無視しえない現実の下で，無用の対立をおさえ，共通する課題を最大限追求するところから新たな「在日」のあり方を模索するものであった。祖国が南北に分断されている現状において，「分断祖国へのそれぞれの一体化」をめざすことは結果的に同胞間の離反を意味することが予測されるからである。

これまで民闘連運動が担ってきた闘いの主要な側面は国籍条項撤廃を求めるものであった。公営住宅への入居権，地方行政レベルにおける児童手当支給にはじまって最近では教員採用を主に課題にしている。民族差別が国籍条項という形であらわれる限りにおいて，その闘いは継続されねばならない。まして本年のように，教員採用について１３もの県が新たに国籍条項を設けるにいたっては，その意義はいっそう大きい。

しかし，社会保障制度における国籍条項が基本的にはずされる方向にあることも一方の事実である。こうした新たな状況の中で，在日韓国・朝鮮人のあり方はどのようなものになるのか，真剣に考えるべき段階にきている。在日韓国・朝鮮人が抽象的な存在ではなく日々地域や職場で生活し，人々とふれあっていく中で，長い将来像を展望するために何が必要となるのか充分な論議が要請される。今回の交流集会テーマが二つ並記されたのもその故である。

2. この一年の動き

1. 教員採用の国籍条項撤廃闘争

社会保障制度においては基本的に国籍条項がとりはずされようとしている傾向の中で，公務員への就職の門はかたくなに閉ざされている。なかでも，教員の志望者は多いにもかかわらず，これまでごく限られた都府県でしか受験を認められていない。

そうした中で今春新たに，三重・東京・滋賀などで計四名が採用されたことは朗報といえる。兵庫，大阪においては私立高校の教壇に立った事例もみられる。

兵庫においては昨年８月から撤廃運動を展

開してきたが，今年４月，兵庫県，神戸市が国際化の流れに抗しきれず，ともに撤廃した。こうした前向きの姿勢があらわれている一方で，今年を特徴づけるものは静岡県をはじめ多くの県で受験資格にいままでなかった国籍条項をもうける県が１３県に達したことであり，〝逆流現象〟として憤激を買っており，静岡県においては「在静岡韓国人の明日を考える会」を中心として抗議行動がとられた。

愛知県においては応募して受験を拒否された２名が裁判に提起したが，門前払いの形で前進をみることはできなかった。県教委との交渉が引き続き行なわれており，拒否理由を説明できないところから次第に再検討を迫られているが，楽観は許されない。

2. 法的地位

入管令の一部改正が行なわれるという背景の下で，刑事罰をうけたのち強制退去の対象となった人々の救済に対する関心が高まっている。去る１１月１日には東京で「在日朝鮮人の退去強制（＝国外追放）問題を考えるシンポジウム」が開かれた。「協定永住」者と「一般永住」者との格差是正を求める声も強い。

高槻でとりくまれてきた朴元根さん問題は仮放免をかちとり，特別在留許可を求めてもなお運動が進められている。

不法入国者に対する摘発・送還は強硬であり，同様の事例がたえまない。特別在留許可の基準を明らかにさせること，退去強制の制限などが要請されている。

3. 教育行政闘争

在日韓国・朝鮮人児童・生徒の大多数が日本の学校に通っている状況の下で，彼らを指導する指針の必要性が叫ばれている。

東京都教委が指導の手引を事務通達として出したのをはじめ，京都市でも方針案が検討され，文書化されている。兵庫では尼崎市との交渉がすすめられているが，大きな進歩はない。横浜でも市教委との話し合いが行なわれ，川崎でも端緒についている。

すでに出されている大阪市・高槻市・豊中市などの方針を参考にし，かつ批判的検討を加えながら，各行政に対し教育の基本姿勢を明らかにさせなくてはならない。

その意味で文部省が非公式見解ながら「外国の国民としての教育はできない」としながらも，公教育の場で民族差別を解消し，韓国・朝鮮人の子どもたちが自覚をもってたちあがるようにすることの必要性を認めているのは注目に値する。

4. 地域活動

川崎・青丘社をはじめ，各地の子供会はサマーキャンプを中心に多彩な活動を精力的に展開している。

八尾においてはトツカビ子供会の建物とりこわしにともない，青少年会館分室としての位置づけに基づき，新たに建物（プレハブ）と指導員の正式採用をかちとった。

うさぎ子供会（尼崎）は５周年を迎え，７月４日，指導員をはげます集いをもった。

高槻むくげの会は３周年を迎えた。大阪市生野区では昨年１０月より《ソンアジ子供会》が発足し，同じく西成区では《アンニョン子供会》が活動を展開している。

京都・尼崎・高槻などではオモニ学校が展開され定着してきている。

また，同胞の運動体をつくろうとする動きがみられる。東大阪市蛇草，京都市東九条などで人権を守る会が組織され，八尾でも準備されている。尼崎，川崎の人権を守る会もたゆまず活動している。

5. 進路保障

教員採用問題を進路保障の一還としてみることもできるが，民間企業への就職はますます厳しくなっている。兵庫県下のある高校教師は，訪問する企業に軒なみ拒否され頭をかかえている状態である。反面，大企業や電々公社への就職も少なからず内定しており，日立闘争以来の成果がもたらした流れとして受けとめられている。

朴秋子問題では，法務局および大阪府が改善を指示しているにもかかわらず，政党の介入によって問題の性質をゆがめ，いたずらにどろ沼化しようとしており，新たな困難にぶつかっている。

6. 差別表現問題

出版物における民族差別表現は，根強い差別意識を助長させるものであり，その都度ただしていかねばならないが，いまだあとをたたない実情である。最近では，横山やすし著『まいど！　横山です』（徳間書店刊）について，兵庫の運動体との話し合いがすすめられ，同書は回収されることになった。

今年の兵庫県教員採用試験には「日鮮修好条規」といった誤った表現があり，「兵庫県在日朝鮮人生徒の教育を考える会」などが追及している。

7. 民族差別とたたかう関西交流集会

去る９月１３日，東大阪市蛇草において上記の集会がもたれた。昨年の第６回民闘連全国交流集会をふまえて企画されたもので，午前１０時から午後６時まで，約４００名が参加し，活発な意見がかわされた。集会テーマは《広げよう！　地域活動の輪を》ということで，子供会活動，オモニ学校，公教育と同胞教師の役割，国民年金といった分科会が設立されたほか，高校生，オモニの交流会がもたれた。

関西レベルでの集会は初めての試みであったが，新たな広がりをみいだしたことは大きな収穫であった。中でも子供会連絡会議の結成にむけて準備がすすめられていることは大きな意義をもつ。またこの集会において，子供会活動に対する助成と国民年金３５歳以上の切り捨て適用に反対する決議がそれぞれ採択され，１１月２日，厚生省へ要請文を手渡した。

8. 国体参加の国籍条項撤廃

大阪を中心に署名活動などが進められていたが，今年滋賀県で開かれた《びわこ国体》から高校生に限って参加資格の国籍条項が撤廃され，出場するために帰化するかどうかで迷っていた選手が本名を名乗って出場し，話題となった。一方，出場せんがためにあえて帰化してしまったという事例もあり，波及を残している。

夏の全国高校野球選手権大会にも本名で出場する選手があらわれ注目を浴びた。これらのことは，大局的には差別撤廃運動や「本名を呼び名のる運動」の成果とみることができる。

9. 民闘連ニュースの発行

２ヶ月に一度の割で開かれてきた全国代表者会議に参加してきているメンバーにより，編集委員体制をつくり，この一年間に３２号から３５号まで発行した。そのうち３２号は第６回全国交流集会の特集である。隔月刊の定期発行をめざしており，在日韓国・朝鮮人に関する論議がこのニュースをもとにして行なわれるようにしたいと考えている。

三、民闘連運動の課題

(1) 当面する課題としての「教員採用における国籍条項撤廃」については別掲する。

(2) 在日韓国・朝鮮人の将来像およびそれに即した民闘連運動のあり方が早急にうちたてられなくてはならない。そうした論議を深めるために在日韓国・朝鮮人が「祖国」を相対化して生きるということの意味をいっそう掘り下げて考えなくてはならない。国籍条項撤廃を求める中では，国籍にこだわることが人間性をゆがめない生き方であった。しかし，国籍条項が撤廃される傾向の中にあっては，国籍にこだわらない生き方が問われることになる。

三つの国籍が存在している現実の中で，とりわけ日本籍でありながら在日韓国・朝鮮人として生きるとはどういう現実なのか。彼らにとって「国籍条項撤廃」によって新たに得ることはないにもかかわらず，それを闘ってきた意味は何か，いま一度問い直すべき時期にきている。帰化や混血という形で日本国籍をもつケースが確実に増えてくるという事態に積極的に対処するためにも避けて通ることは許されない。

帰化についていえば，毎年５～６千人が帰化を許可されている。その数自体決して小さいものではないが，申請者はそれよりずっと多いとされている。しかし，異常と思われるほど厳しい条件に適合した場合にのみ，限定

して帰化が認められているとはどういうことなのだろうか。それは，日本政府が社会の民族差別意識をよく知っており，しかもそれを変えようとする姿勢をもっていないからではないかと考えられる。従って日本人より以上に日本人らしくふるまうことを基準にふるいにかけられて帰化が許されているのである。そうした選別が人間性をゆがめていくことはいうまでもない。現在の帰化制度の下で帰化の道を選ぶことは民族差別への屈服という印象をぬぐいきれないであろう。

また混血の場合に，国籍法改正によって予測される日本国籍選択も，それがただ便利さや，差別からの脱却といった観点からのみ考えられるならば，それはやはり自己の歴史を否定することになる。

いいかえれば，個々人がそれぞれ切り離された存在として意識されているということであり，そこには同じ歴史をたどり，同じ傷みを背負ってきたものとしての自覚をみることは困難である。また逆に，いかに民族性にあふれているように見える場合でも，それが同胞社会に還元されず，自己満足的なものに終始するならば，ほとんど意味あるものとは認めにくい。民闘連運動が追及してきた〝民族主体〟とは在日韓国・朝鮮人がかかえもつ〝傷み〟を共有することであり，「在日における統一」をめざすものであったといえよう。

個人レベルでは一見かかわりないともみえる差別を共同して闘ってきたのは，そのことを通してこの日本社会を生きていく上で普遍性を見いだしたからに他ならない。

いわば闘いを通して〝統一〟の場づくりをしてきたのであり，「地域に根ざす」ということもまたその具体的な表現であった。しかし今日，社会制度上「国籍条項」という差別が解消されていく傾向にあり，在日韓国・朝鮮人の分散化がいっそう進んでいるという状況の下で，在日韓国・朝鮮人の将来を展望するために，時代の流れをふまえた新しい発想をもつことが望まれる。「在日における統一」をめざすために充分な担保になるものは何か，何を基準にすえ，何を獲得目標にして運動を展開するのか，まさに緊急を要する課題である。

いかに社会制度上の差別がなくなりつつあるからといって，就職をはじめ具体的な生活の場における差別がたやすくなくなるわけではない。それを克服するものは，具体的な人との関わりを通してであり，その意味で地域活動のもつ意義は大きい。

民闘連運動は在日韓国・朝鮮人を地域住民として位置づけてきた。いわば地域の中に存在を認知させる闘いであったともいえる。進路保障という問題もまた同様の見方でとらえることができよう。しかしそのことは一方で，地域なり職場なりに生じる問題を共に担うということをも提起している。地域社会や職場のすぐれた一員になることも，民族差別をなくしていくために欠かしてはならない視点であろう。民闘連運動で《共闘》の重要性を強調してきたのは，共に生きるという前提ぬきには考えられないからである。

また，在日韓国・朝鮮人が民族的誇りをもって生きるためには同胞間の信頼を高め，自治意識を広げなくてはならない。民族別交流会においては，そのためになすべきことが討論されることになる。

日本人側においても戦後の在日朝鮮人運動をたどりつつ，そこに日本人がどのようにかかわってきたのかをあらためて検討することが，新しい日本人と韓国・朝鮮人との関係を築くために要請されている。

いまや民闘連運動は，新しい時代を展望すべき正念場を迎えている。民闘連運動は年毎に輪を広げ，実践的にも理論的にも多大の蓄積を残してきた。民闘連運動が在日韓国・朝鮮人のあり方をさし示すオピニオンリーダーとしての役割を果たしてきたことを胸に刻み，今後とも《実践》《共闘》《交流》という三原則に立ち返りつつ，民族差別をなくすために闘おう。

●記念シンポジウム●

教育現場に立つ 在日韓国・朝鮮人教師



教員採用をめぐる状況

教員採用試験を受けるための資格要件として「日本国籍を有すること」という条件（いわゆる国籍条項）をつける都道府県は1980年には４７都道府県のうち１９であったが81年は３０となった。８０年に比べ８１年は２県が国籍条項を撤廃したが，逆に１３県が新設し，差し引き１１ふえてしまった。数字の面からみれば明らかに後退している。この現象は最近の国籍条項をめぐる各地の動きと決して無縁とはいえないだろう。

１９７９年１２月に三重県で李慶順さんが採用試験に合格したことは，全国の在日朝鮮人や民族差別撤廃に取り組む市民運動グループに大きな影響を与えた。それまで大阪などで朝鮮人教員が教壇に立っているということは比較的知られていた事実であったが，差別撤廃運動が強い地域での特例ぐらいに受け取られていた。その点，三重は運動の実績がない(?)にもかかわらず，厚い壁を打ち破ることができた。滋賀県で国籍による差別をやめよという運動がこれに続き，８０年秋に合格者を出した。兵庫県でも８０年夏より運動が始まり８１年４月に国籍条項を撤廃させた。愛知県では８０年秋に「在日朝鮮人生徒の教育を考える懇談会（教育懇）」が県教委・名古屋市教委に公開質問状を出し，国籍条項撤廃を求めた。これらの動きは相互に関連なく全く別個に行なわれたものである。しかるに，現在からふり返るとあたかも一連の流れのように感じさせるのは，国際人権規約や難民条約加入に伴なう行政上の差別解消の措置と軌を一にして，当然考えられてもよい人権保障上

の重要問題として各地の人々に意識されていたからであろう。

都道府県によって国籍条項の有無があるということ，また実際に朝鮮人教員が教壇に立っているという事実は，現在ある日本の法律の上では朝鮮人が教員になれない根拠は何もないことを意味する。問題は行政の姿勢である。文部省は朝鮮人が教団に立つことを「適当でない」とし，その理由は一般公務員と同じく教員の職務も「公権力の行使・公の意思形成に参画」する内容を持っているからだという。国籍条項を持つ各県（東京都・大阪府・京都府はなく，北海道は１９８２年に廃止予定）の表面上の理由は恐らく文部省と同じであろう。愛知県でもそうであった。しかし，教員の職務のどの内容が「公権力の行使」に当たるのかは明確になっておらず，教育の営みは権力行使とは無関係という判例もある。「公の意思形成」に関しても，私立学校に外国人教員が存在することに注目すれば，公立学校にのみ国籍条項を設けることは不合理である。なぜなら教育基本法６条に，公立・私立を問わず学校教育法に定める学校は公の性質をもつという意味のことが規定してあるからである。

要するに「公権力の行使…」は形式的な理由に過ぎなく中味はないのである。では本質的な点はどこにあぬのだろう。トッカビ子ども会の徐正禹さんが文部省担当者と面会した際，「日本の学校で外国人教員が日本人の子どもに対して教育を行なう場合，どんな問題が考えられるか」と尋ねたところ，「天皇に対する感情，国旗に対する感情，他に桜の花を見るときの気持ち，四季に対する自然感情の鋭い感受性を育てること等の指導という微妙な問題がある」という答えが返ってきたそうである。そういえば「教育懇」が愛知県教委に同じような質問をしたところ，「日本の子供の教育を外国人にまかせるのは，どうも……島国だからこう考えるのですかねえ」という答えであったが，その意味するところは文部省と奇妙に一致している。人権にかかわる問題を情緒的・感情的なレベルで対応しているのであるから，その行政感覚を疑わざるを得ない。

いずれにしても国籍条項の正当性がなく，各県で条項撤廃あるいは朝鮮人教員誕生の動きが続くので（１９８１年４月には三重でまた一人，東京で二人が教壇に立つことになった）不安(?)を抱いた文部省がこのような流れをくい止めるため，必死に巻き返しを図った。その結果がはじめに書いたような後退現象として現われているのではないかと推測される。

人権問題に情緒的に対応されては朝鮮人はたまったものではない。教育現場で朝鮮人生徒と向き合い，彼らの進路保障に努力を積み重ねている日本人教師にとっても見過ごすことができない教育問題である。朝鮮人の職業選択の幅は狭められている。民間企業の差別性は日立裁判で明白であるが，大手ばかりとは限らない。中小企業においてもしかりである。その上，国や地方自治体まで差別を，いや国や自治体が差別をしているので，民間が右へならえをしているのだと考えることもできるのだ。職業選択が生きることと直接結びつくことである以上，朝鮮人が教員をめざし，当事者が具体的に存在するならば，当然その実現を図らねばならない。

愛知の「教育懇」はこのような認識で国籍条項撤廃の取り組みをはじめた。県教委，市教委はいずれも撤廃の意志なく，市教委は県のあり方に影響を受けるというものであったので，私たちは闘いの的を県教委に絞った。二回ほど県教委と交渉したが，相手は私たちの言い分を頭から問題にせず，会うことさえ拒否した。名古屋弁護士会へ「申し立て」，県議会文教委員長，教育委員への陳情など，多面的に運動を進めたが効果はなく，ついに訴訟に持ち込むことになった。結果は裁判所の“門前払い”にあって，県・市合わせて11人の受験者の希望は実現しなかった。裁判所に提出された県側の答弁書に，在日朝鮮人の歴史的な特殊性には「特に否認，答弁の必要を認めない」とし，その上に「あえて外国人名で受験申請をなし…」と本名使用を非難さえした箇所があった。ここに見られる歴史感

覚，人権感覚の欠如が愛知県行政の実態である。

「教育懇」とは別にキリスト者のグループである名古屋人権委員会も条項撤廃の活動を1981年4月より開始している。県・市の不誠実な対応は穏やかなキリスト者に怒りをもたらし，人権委はオリンピック誘致にからめ，国際オリンピック委員会の82名の委員に英文の手紙を送るというユニークな運動を展開した。「名古屋に重大な人権上の問題があることを委員各位に喚起し，候補市の審議に際してオリンピック運動の道徳的資質の向上に充分配慮されたい」という主旨のものであった。

これらの運動の成果であるかどうかは別として，本山市長と仲谷知事は撤廃の方向性を示唆する発言をしたり，県教委が民闘連の代表者に「白紙に戻って検討する」などと発言したりしている。しかし，現在のところ，まだ撤廃の方針は出ていない。そのため，「教育懇」は新たに県議会への請願運動を進めることにし，その取り組みをはじめている。

また，今回の裁判闘争も含めた運動の資料集『教員採用と国籍条項－愛知における運動の記録（80～81）』がまとめられた。

●記念シンポジウム●

司　会　田中　宏

参加者　郭　賢鶴　李　慶順
　　朴　元綱　韓　哲吉

（司会者）最初に自己紹介を含めながら，どういうことで自分が教師になるようになったか，いつ頃先生になることを決意したのかということと，今どういう科目を担当し，教師になってからどのくらいたつのかを，お一人づつ発言していただきたいと思います。



（郭）郭賢鶴と申します。神戸の私立女子高校で日本語つまり国語を担当しています。今年の四月から教員という形で正式に採用されました。大学を卒業しましたのが3年前で，3年間は，京都，大阪，兵庫の公立高校で非常勤をやっておりました。いつ頃教職につこうと思ったのかということですけれども大学を卒業した時点で就職がありませんでした。自分の周囲には学校の先生が多かったので，3年前に定時制の非常勤講師に来ないかという話があり，なったわけです。兵庫県は今年の4月に国籍条項を撤廃しましたが，兵庫県において朝鮮語以外の教員としては，非常勤という形でも初めて採用されたと思います。



（韓）韓哲吉と申します。今年の4月から三重県の四日市市の小学校で3年生の担任をしています。

教育学部に入ったのは，特に教員志望というわけではなくて，自分自身なぜ教員志望でもないのにこの学部を選んだのか納得のいかないものを感じています。4年の採用試験の時に，回りの日本人の友達は皆，採用試験を受けるし，自分では無理だろうと思いながら

も，三重県は国籍条項がなかったので受けたわけです。その時点でも，教師になりたいという希望はなかったのです。また三重大学の医学部の講師である島津さんなどの，いろいろな運動にちょっと顔をのぞかせるだけでした。

一昨年の採用試験には落ちて，単位不足で一年留年して，去年の採用試験を，教員志望という形ではなくて他に就職がないという形で受けたわけです。合格してもしなくてもかまわないという気持で受けました。それで，一応合格しまして，いろいろ悩みました。合格しても，こんなあやふやな気持でやっていけるのだろうか。しかし，せっかく，合格した以上，自分自身何かやれるのではないか，という気持が芽生えてきたのか，自分が現在教師をやっている一番大きな理由だと思います。それで，何をやっているかと言われると何もやっていないですけれど，教員になれて，機会があるごとに，自分の生き方というものを教えていきたいと思っています。



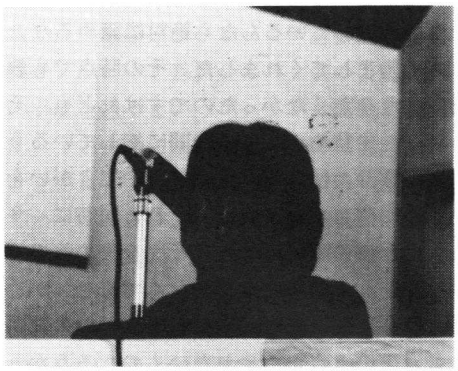
（李）李慶順と申します。昨年の４月に採用されて，今年で１年になります。韓君と同じで，隣の三重県の四日市市の小学校で２年生を担当しています。

いつ頃教師になりたいと思ったかということですけれど，私も韓君と同じように，むしろ韓君以上に，教師には絶対になりたくないと思っていました。自分は教師には向いていないだろうと思っていたからです。その時点では，国籍のためになれないからということで諦めていたのではありませんでした。大学は教育学部へ行ったのですけれども，最初の２年間ぐらいは，どうせ教師にならないんだからということで，クラブの方を一所懸命やって，講義の方は半分いいかげんな気持で聴いていました。

そのような時，１学年上の先輩が，私が教師にならないんだということを聞いて，国籍のことで諦めているんなら絶対に諦めるなと，すごく励ましてくれました。その時点でも教師にはなりたくなかったのですけれども，そういった先輩やクラスの仲間に接しているうちに，教師の仕事のすばらしさや生きがいを，少しづつ感じてきました。それと同時に，３年生になる段階で卒論のテーマを決めるのですけれども，教師にはならなくてもせっかく教育学部に入ったんだから，何か朝鮮人問題を教育という点からやれないものだろうかということを思い，教科書と朝鮮というものの係わりを，卒論として取り上げました。そういった過程で，朝鮮の歴史を読んだり，大学の１，２年の時に韓国学園で韓国語を勉強していまして，すごく朝鮮というものを一般の人にもっと知って欲しいという気持になりました。自分自身，指をさして差別されたことはなかったのですけれども，朝鮮人であるということに劣等感を持って生きていましたから，日本の学校にいる朝鮮人の子供たちにそういう思いをさせたくないなという気持や，日本人の子供たちに朝鮮人を差別するような心を無くしていきたいという気持が同時にあって，教師になろうかなという気持が，少しづつ芽生えてきました。それで，なってもならなくてもよいから採用試験を受けてみようという気持になったのが３年の夏頃です。

そのきっかけは，教育学部のある先生から，私が教師になりたくないのは自由だけれども，私が採用試験を受けることで，後から教師になりたいということでつづいてくる人たちにとって，何か門戸を開くきっかけになるのではないか，ということを言われました。それでは，受けるだけ受けてみようかという気持になりました。受けた段階で，きっとこれは不合格になるということで，医学部の島津先生とおっしゃる方がいて，いろいろ運動して

くださり，合格しました。合格して，韓君と同じように辞退しようかと，いろいろ迷いましたけれども，いろんな人達からの励ましがあり，やはり辞退するわけにはいかないという気持になりました。そして，今，教師をやっています。

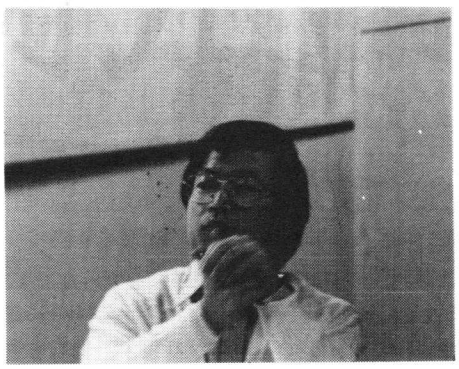


（朴）朴元綱と申します。現在，東京都の中学校で英語の教師をしています。担任は持っておりません。副担任です。

いつごろ教師になろうと思ったかということですが，大学の２年頃です。初め，教師になるという気持はなかったのですが，大学の中で科目として認められた朝鮮語講座があり，その講師で，朝鮮奨学会の理事をしている李殷植先生から大阪や東京やその他多くの地域で，日本の学校に通っている朝鮮の子供達が，たいへんなんだ，荒れているんだ，そういう所で，同じ朝鮮の民族の教師が行って，どうにかしなきゃいけないんだ，という話をよく聞かされ，私も共感して，朝鮮人であるけれども，日本の学校で教えることは意義があるのではないかと思うようになりました。

その頃までは，どちらかと言いますと，朝鮮人だから，日本の学校で教えるより，民族学校の教師になったほうが筋ではないかというふうに思っていたのです。私自身，民族学校は最後まで行っていなくて，途中から日本学校に変わりましたが，民族学校は，民族学校で教育を受けた人が，それなりに教育ができるのではないかと思いまして，僕は僕なりに，両方の教育を受けたという経験を生かして，子供達に，朝鮮人の誇りと自覚を持たせたらいいなとは考えていました。今も，そう思っているのですけれど，現実は難しくて，そううまくはいかないのです。そういう形で，大学２年の頃から，教師になってやろうか，という気持でした。

その頃よく言われていたのですけれども，大阪では採用されていたのですけれども，東京ではその時点では誰もいない，門を叩く人がいない，それでは勉強して受けてみようと，２年から教職課程を取りまして，４年の時試験準備をしまして受けました。一昨年になります。その時は，東京都は国籍条項が撤廃されていて自由に受けられたのですが，実際，内心ではどうせ受けさせたって落とすだろうと思っていたのです。しかし，どういうわけか一次は受かりまして，二次で面接や論文があるのできっとそれで落とされるのではないかと思っていたのですけれど，それも受かったのです。その後，江戸川区から面接の通知が来て行ったのですが，落とされました。結局昨年４月まで音沙汰なく，声がかかりませんでした。そして再び採用試験を受け，２次まで通り，様々な人の協力で採用されたわけです。



（司会）みなさんは，小学校は全教科，中学・高校は各担当科目を教えられているわけですが，直接教えている生徒の中に同胞の子供は，いるのかいないのかという点についてはどうですか。

（郭）僕の場合は，１年と３年を教えていまして，１年生の３クラスの中では４人います。３年生では２人です。全校生徒を合わせると，１年生は９人，２年生は少なくて，３

年生は２０人ちょっとぐらいいます。

（司会者）本名か通名かということでは，あなたの学校ではどうですか。

（郭）１年生ですけれども，入学の時点で１人だけ本名を名のってた子がいました。それと，朝鮮奨学会の奨学金をとっている子がそうです。うちの学校には朝文研とかそういうものがありませんので，その辺で朝文研らしきものをつくらそうと言うんで，名前のこととか話をしてます。

１人おもしろい子がいて，中学までは民族学校へ行っていたのですが，名前を池薫という名で，名簿には「いけかおる」になっていまして，なんで「いけ」や，「ち」やろ，「いけ」っておかしいやろ，どないするって言ったら，ほんなら明日先生に言って「ち」にします。学期の途中で名前変えられるんですかと言うので，ほんま言うたら変えれるやろうと，そそのかしました。もう１人元気な子がおりまして，その子は通名を使っていたのですけれど，通名使うのはおかしいだろう，朝鮮名だとかっこわるいかと言ったところ，いや別にと言うので，その子も本名を使うことになりました。一方で，かたくなになる子もおりますし，先は長いことやから，まあぼちぼち行こかという気持です。

（司会者）そういう面で，同胞の教師がいるということは，話しやすいということがあるでしょうが，避ける子というのはいますか。できるだけ，郭さんと会わないようにするとか，話さないようにするとか，声をかけると逃げてしまうとか。

（郭）そうでもないですね。３年生の他の奨学金を受けている子は皆知っていますし。１年生で，１人だけ接触できていない子がいます。その子は，かなりかたくな子で，本名問題にも触れられたくないという感じですね。この子は，ちょっと時間がかかるかなと思っています。

（司会者）他の方で，直接自分の教えている子供の中に，同胞の子はどうですか。

（朴）直接教えている中では，１年で２人と，所属している２年にはいません。１年の２人も通名を名のっています。

（司会者）通名を名のっているけれも，この生徒は日本人ではないということは，朴さんはどういう形でわかったのですか。何か記録でもあるのですか。

（朴）小学校からの申し送りで，そこに記入してありました。

（司会者）それを教師はみな見ることができるわけですね。

（朴）見ようと思えば見せてもらえるわけです。特に僕が朝鮮人であることを他の教師は知っていますので，朴さん朝鮮人の生徒いるよと言ってくれるし，私もそれを調べないといけないと思っていますので。

（司会者）そういう事は，日本人の同僚教師が教えてくれるわけですね。

（朴）１年の先生は，そういう感じです。でも，かんじんの２年生の先生が，ちょっとという感じはあります。というのは，２年はどうなんですかと聞くと，いないですねと言うわけです。私も書類関係を見ても，そういう点ではわからないわけです。足立区というのは，多住地域で，学校全体で２人というのはあまりにも少ないものですから，小学校のある先生に機会があって聞いたのですけれど，いや２年のあの子はそうではないかと，小学校の先生から出てきたのです。その点については，まだ確認できていないので，まだわかっていません。

（司会者）他の方たちはどうですか。

（韓）僕のクラスにはいないですけれども，３年に１人いるという話を聞いているだけです。他の先生も僕に言うのを避けているという状態です。１人ずつ調べることはできないので，実際いるかいないか，つかめていません。

（李）私の学校は，全部で1,200人弱の生徒で，その中でわかっているのは，２年生で１人と１年生で１人，２人とも女の子です。

２年生の子は，私のクラスではなくて，私はその子をクラスにもちたいために，２年生の担任を希望し，希望どおり２年生になったのですけれども，くじ引きではずれてしまい

ました。私がそのクラスを持ちたいと言ったのですけれども，それでは不公平になるからくじ引きにしようということになったのです。新採用の女の先生が，そのクラスを持っています。その先生が来た時から，自分の話をして，いろいろいっしょに考えていきたいということを話して，市外協から出しているパンフレットを2，3冊を是非読んでくださいと渡しました。いろんな集会などにも，できるだけさそっています。まだ入りたてで勉強しようという気持があるみたいで，何かあったらいっしょに勉強しようと思っています。その子の様子などを聞いたりしています。その子は，去年1年生で，私は3年生を担当していたのですけれども，その子が1年生の中頃から本名を名のるというか，自分が韓国人であるということを言い出して，本当の名前はこれこれであると友達に言い出したのです。私の持っていたクラスの1人が，その子と友達だったものですから，いつかいっしょに話がしたいなということを伝えておいてというような形で，間接的に言っていたりしてきたのですけれども，なかなか機会がなくて，廊下で会ったら手を握ってやったり，にこっと笑ったり，本を貸してあげるとかいったりして，何とかこっちを向いてほしいといろいろ誘いをかけているんです。

1年生の子は，担任の先生の話によりますと，こういう問題以前に，生活態度とかいろんな問題があるから，今そこまで手がつけられないということです。

（司会者）こういうことをお伺いしてよいのかと思うのですが，生徒，父母，仲間の日本人教師との人間関係の中で，自分が外国籍であるということで何か問題がありましたでしょうか。

（郭）生徒の問題で言うと，名前の事とかあるのですけれど，1つだけ印象深いことがありました。3年生で混血の子がいて，1人で思い迷んでいて，僕に話しかけてきたことがあります。就職の問題とか，父親の実家の問題，またその子は，私生児になっていますので，そのことが社会的にどう受け入れられるかとか，結局その子は希望どうり看護婦になることができたわけですが，その事が生徒との間のことで，一番印象深いですね。日本人の同僚教師とのことでは，初めから朝鮮人であるということは言っていますので，何かあってくれたほうが安心するのですけれど，不気味なくらい何もありません。

（司会者）郭さんの場合，名前は原音読みですか。それとも日本語の漢字読みですか。

（郭）学校に提出している書類では，ややこしいのですけれども，全部「カクヒョガク」としまして，それで提出しました。名前を読ませる場合には，「カク」とは言えませんので「カク」と言うことになっています。生徒にも，最初の自己紹介の時には，黒板にいっぱいハングル文字を書いてから，漢字を書いて，僕の名前の読み方を1時間かけて，さんざん言うわけです。

（司会者）小学校の場合は，家庭訪問などがあるわけですけど，その時の親の態度などで，感じたことはありますか。

（李）いつ頃日本に来られたんですかという意識を持っている母親が多いのではないかなと思いました。ある家では，日本は長いのですかとも言われました。またある家では，日本人の先生に持ってもらうよりは，ちょっと変わった先生に持ってもらった方がいいかもしれないわねと話していました。もう一軒の家では，どういう意味でおっしゃったのかわからなかったのですけれども，いい先生に持ってもらったわねと話をしているんですよということで，これからももっと韓国の話をしてやってくださいねと言われました。

今年は，教室に「サラム」を全部置いてあるのですけれども，その中の本を子供に読み聞かせたりしていたのですけれど，ある日男の子が母親がそれを読みたいからということで借りていきました。子供たちに「サントッキ」の歌を教えまして，子供たちはすぐに覚えてしまって歌っているのですけれども，ある母親が手紙で，いい歌を教えてもらった，わたしにしか教えられない歌なのだから大切

にして欲しいという話をしていることを書いてきました。その母親がまた，子供が学校で覚えた朝鮮の民話などを家でするらしくて，「サラム」ってどういう意味ですかという手紙をくれました。

（司会者）韓さんは，家庭訪問して何かありましたか。

（韓）今年入りまして，まだ1回しかしていないのですけれど，朝鮮ということに触れて話したのは一軒だけです。李さんと同じように，日本で生まれたんですかとか聞かれました。あとの家庭では，そういうことは話題にしてはいけないと思っているような感じを受けました。

担任をしている子の親ではないですけれど，国籍条項の関係でテレビに出た時に，見ましたよということを言いに来てくれた人がいました。その時は，非常にうれしかったのですけれど。僕も最近，物語の本などを学級文庫に置いたりしています。子供たちが読んでいるかどうかはわからないけども，歌は，教えたことはないですね。

（司会者）最近は，校内暴力とかいろんな問題が教育現場にはあるわけですけれども，必ずしも韓国・朝鮮人教師としての問題ではなくて，日本人教師とも共有する，今ぶつかっているような問題について，お話ししていただきたい。直接に自分が関係していなくても，同僚の教師が頭を痛めているようなことでもかまいませんから。今の教育現場の状況みたいなものを出してほしいのですが。

（郭）どこでもそうでしょうけれど，生活指導などは，非常にしんどい問題なのではないでしょうか。私立の女子高というのは，規則でできているようなところがありまして，僕なんかでも週1，2回当番がありまして，スカート丈とか髪の長さとか検査したりしています。女子校だから校内暴力とかはあまりありませんけど，万引とか，世間で言われている問題はすべてあるのではないか。ただそれが表面化しない。そこでどう対応していくかということがあります。

（司会者）万引きなどをした場合，教師はどのように対応していくのですか。警察から連絡があるのですか。

（郭）警察からくる場合もありますが，うちの学校の場合，何か事件があったらすぐ連絡することになっていますので，親から連絡がきます。親が連絡しなくても，警察から連絡が来ますから。

（司会者）僕は直接タッチしたことはないのですけれども，まず事実確認し，かなり長い勤慎期間をとります。その間に感想文を書かせたりして，勤慎期間がとけたあとで，生活態度，授業態度，風紀面といったものでどうなってくるか見ることになります。だから，一度過ちを犯すと，生徒は大変で，かわいそうになります。

（司会者）そういう意味で，中学高校のほうがたいへんだと思いますけれど，朴さんの所ではどうですか。

（朴）とにかく今の中学生は，問題があると言えば中学生ですし，みなさんその点では苦労していて，教師なんて人間の仕事じゃないという方もいます。かけて返ってくるものが本当に少ないですね。

たとえば注意一つにしても，何でもつっかかってきますし，どうして素直に聞けないんだと言うと，今は反抗期だからと自分でいう始末です。強く出ますと，もうそれですごいですね。1学期に1ヶ月ほど担任した時に，胸ぐらつかまれたのが6回あります。教室に行くともう，「帰れ帰れ」とか「来るな来るな」ですし。救いは，私が朝鮮人だから，私に対してそういうことをするというのはないのです。

ただ人間的に，僕を嫌っているみたいで。私は教師になるときは，殴らない，ぶつことはいけないことだと思ったのですが，ところがそれも2ヶ月くらいで崩れて，それも相当激しくやっちゃったものですから，こわいやつだとか，いやなやつだ，ということが非常に強い印象があるらしくて，また，げんこつとかもよくするので，それに対する反発もあ

んです。悪いことして，口で言うことをきかないやつは，今度やったらげんこつだぞということで，げんこつしますので，そういうことで嫌われています。子供たちの吐く言葉は，お前が来たからこんな悪くなったんだ，と言うんですね。帰れと言われると，帰れるものなら帰りたいものすね。お前こそ帰れと言うと，むこうは本当に帰っちゃったりしますし。最近，学校で生徒たちにアンケート調査をやりまして，その中に学校に対する要望欄がありました。半分ふざけていると思うんですけれど，朴先生をやめさせてほしいとかそういうのがいくつも出てくるんです。教師やっていて，子供がなついてくれないというのが何といっても困ります。

（司会者）お互い教師どうし何か話し合うことはありませんか。こういうことを聞いておきたいとか。

（朴）私は日本学校で教えることに，最初抵抗があったのですけれども，英語なら別にかまわないと思いました。日本学校では日本語や歴史はやはり日本人が教えたほうがよいのではと思うのですけれど，郭さんは日本語を教えているわけですけれどどうですか。

（郭）なぜ「国語」の教師をやってるかということは，あまり底の深いところまで考えていません。もともと僕は大学を出るときは社会科の免許で，去年別の私学で１年間で国語科の免許をとれば採用してくれるという話もありまして，３年間非常勤という身分の不安定さをいやというほど味わっていました。

また非常勤をやっている間，子供と接するうちに，特に僕の行った所は全く朝鮮人の子ばかりとが多い地域でしたので，何の教科であれ，日本学校に朝鮮人教師は必要ではないかと思ったわけです。朝鮮人の教師はいるだけで意味があるのではないかと思ったのです。だから，日本語ということにこだわることはないのではないかと。

また，やってみて気がついたのですけれども，「国語」というのは，正しい日本語を伝えるというよりも，ものの考え方を教えることに主眼があるように思います。そういう意味でも幅広いわけで，僕もあまりこじつけは好きではないですけれども，何かにつけて朝鮮の話をします。１年生の教材で，今年の夏にやったのに，広島の原爆を扱った「黒い雨」がありましたけれども，その時は朝鮮人被爆者のことを話したりしました。僕の授業は国語の授業ではなくて社会科の授業だと言われているのですけれど。命を大切にするみたいな詩などを，教科書の中にあるように観念的にとらえるのではなく，そのような情感を具体的に生の形で把えること話したりしています。そういうわけで，日本人としての民族性を植えつけるとかそういう気持は，こちらにはさらさらありませんで，むしろ文学作品などを通して，情感の世界を，人間対人間の心ということを教えていきたいと思っています。

（司会者）朝鮮語と日本語の比較についての質問，これは朝鮮語はどう言うのかとか，この漢字は朝鮮語ではどう読むのかとかいう質問はありますか。あるいは，あなたが授業の中で説明というようなことはありますか。

（郭）僕自身，朝鮮語は初級程度ですし，また言語学的に高尚なことを言っても難しいし，その辺のかねあいが難しいですね。僕の行っているクラスに中国人の子が多いんです。中華同文学院を卒業して来るものですから，全部本名で来ます。中華同文からの子が２０名ぐらいいます。ですから，中国語ではこれはどう発音するのかとか，四声の問題とか，中国語と朝鮮語と日本語の漢字の読みはどうかとかやっています。

（司会者）私も大学で中国語を教えていますが，日本語と朝鮮語と中国語は相関関係というか，ものすごく密接な関係がどうもありそうで，それらの言葉を身近なものとして知るようになれば，日本語の立場から言えば，日本語自身についての見方や理解の仕方も変わってくるのではないか。漢字の読みにしてもどのくらい同じで，どのくらい違うかを知っているだけでも随分違うのではないか。日本語の先生は日本人がというのが一般的だけ

れども，むしろ朝鮮語を知っている人が日本語の教師になることは，思いがけない副産物があるのではないか，さらに生徒の中に中国語を話せる人がいるのだから，絶好の場にいるのだから大いにがんばってほしい。

（会場からの質問）日本人教師と共有するしんどさがあるなら，朝鮮人教師であるがゆえのしんどさを話してほしい。

（郭）日本人の先生ならば，与えられたノルマというのがあって，それにプラスアルファ情熱の部分というわけですけれども，いろいろなことをしなくてはならないわけです。たとえば，朝文研を作ってみたいと思ってますので，朝鮮人の生徒をおっかけたりとか，まだしたいことがいっぱいあります。しかし，しなければならないこと，つまり他の日本人の先生がするのと同じことをこなさなくてはいけないわけですから。

（韓）たとえば子どもの問題が家庭に入っていく場合，日本人なら入りやすいのですけれども，親の持っている朝鮮人観みたいなものをこっちのほうが考えますと，ちゃんと受け入れてくれるのかどうか，悩んでいます。

（李）1年たって開き直りも出て来ましたけれども，去年は，日本人と朝鮮人が並べば低く見られるという意識が強くて，たとえば子供を叱ったりした場合，日本人教師がやった場合よりも強く批判されるのではないかという意識が強くて，子供を叱るときもためらいがちでした。1年たってみてそんなに萎縮しなくてもいいのではないかという気持になりまして，今年はわりと子供を叱ったりしています。

（司会者）最後に，私も運動を長いことやっていて，朝鮮人が日本人の子供を教えることはどうかと思うという疑問の声にぶつかるのですけれども，みなさん実際に教師として教壇に立たれてみて，そういう疑問にどう答えるか，あるいはそういう形では発言しにくい方は，後輩の現役にあるいはこれから教師になろうと目指している同胞の人たちに，ひと言ということでお願いします。

（朴）基本的には，朝鮮人は朝鮮人に習って日本人は日本人に習うというのが，やはり1つの筋だと思います。

だけれども，これだけ混住しているし，お互いの生活習慣や歴史を知る必要もあるし，差別の現実もあるわけですから，なおさら相手をよく知り，仲良くなるための1つの場として，公立学校の中に朝鮮人の教師がいてもおかしくないと思いますし，むしろ好しいことであると思っています。ただ，朝鮮人の子がいる場合，公立学校のカリキュラムをやっているだけでは，その子たちを朝鮮人としては教えないわけですから，それなりに自分に課せられた任務というものもあると思います。それをまだ僕はできていないのですけれどもね。

あとは，日本の子供たちに対しては，朝鮮人たちがなぜ日本にこんなにいるのかを，僕は1学期に受け持っている全クラスで1時間かけて話しました。話せば中学生ですからわかります。そういうことを話しているから，子供たちは僕が嫌いでも，ひどい言葉は言いませんね。興奮している場合は言う時もありますけれど，それは後から問いつめれば，悪かったということで謝ります。そういうふうに，ぶつかりあいながらもお互い理解していくという過程を通らない限り，差別というものはなかなか解消しないのではないかと考えています。

今までは，朝鮮人は朝鮮人で，日本人は日本人で，お互いにどうして差別があるのか，どうやって差別を解消すればよいのかと，自分自身の改革が必要だとされてきたし，僕もそう思ってきたのですけれど，それだけでは，差別というものはなくならないのではないかと思っています。

後輩に対しては，1つだけお願いがあります。是非たくさん教師になってほしいのですけれども，やはり本名だけは通してほしいと思います。

（李）私も採用される前に，どうせなら民族学校の教師にならないかということを言わ

れました。つい最近も，日本人の学校で日本人の生徒を一所懸命教えるのは，ばからしくないかと聞かれたこともありました。民族学校の教師にならないかと言われた時は，私自身がいわゆる民族教育というものを受けていなかったから，とてもそういう所へ行ってやれる自信はないし，私がやりたいのは日本の学校の中で差別に苦しんでいる朝鮮人の子供とか，そういう状況を作らされている日本人の子供たちといっしょにやっていきたいから，民族学校には行きたくないということを言いました。

最近は，そういうことを言われると，どうして朝鮮人が日本人を教えてはいけない根拠がわからないと言っています。半分逃げ腰で教師になったような感じですけれども，教師になっていろんな事ができて，いろんな生き方を見て，大学では味わえなかった楽しみや苦しみがあって充実しています。それに先ほども言いましたように，子供や親の中から好意的な反応が出てくるとやはりうれしいです。素朴なことなのですが，「サラム」などを読んでくれるとすごく励みになります。

それから最近になって教師を目指す人が増えてきているということを聞いて，すごく励みになります。私は自分自身では力がなくて，1人では何もできないですけれど，そうやって仲間が増えてくることを力強く思います。朴元綱さんが本名を使ってほしいということをおっしゃったのですけれども，私も採用されるときに日本名を強要されかかった時に，すごく弱腰になって，自分では本名を使いたいのだけれども，多くの人の支援で合格したのに，本名を押し通すことで合格が取り消しになったらどうしようと悩んだのですけれど，1年たって，本名で子供の前に立っているという事実だけで子供にとって大きなものがあるということを実感しています。ですから，朴さんのおっしゃったように，本名を使ってほしいと思います。

（韓）朝鮮人が日本人を教えることに対して自分自身割り切れないところがありまして，いまだに結論を出せないでいるのですけれど，それなりに，ゆがめられた朝鮮観というものを正していく必要があると思います。

差別についても，差別される側からの問題提起がないとなくならないのではないか。それから，教師になりたいと思っている方へは，いろいろ不安はあると思うのですけれども，自分自身を考えてみると教師になる以前に考えていたような不安は，今はほとんど心配ありません。僕でも教師になれたのだから，教師になるという強い意志を持っている人なら，りっぱな先生になれます。僕よりもりっぱな先生が，どんどん出てくることを望みます。

（郭）3人の方がすでにおっしゃっているように，朝鮮人教師は学校にいるというだけで意味があると思います。同胞の子にとっても，日本人の子にとっても意味があるのではないか。日本人にこそ正しい眼というものをつけさせる必要がある。また，被差別部落問題とか身障者問題とか，様々な問題がありますが，白い目を向けたり貧乏な子を無視したりするいやな先生に私も会ってきたが，逆にそういう先生にはならない，その反対の所で，地味ですけれども，1つの学校の中での足元の問題をみつめて行きたい，サラリーマン教師にはなりたくないと思っています。

・第1分科会・

法　的　地　位

―― 法的地位・在留権は
かくあるべきだ ――

第1分科会・発題

在日朝鮮人の法的地位
― 昨日・今日・明日 ―

大　沼　保　昭
（東京大学助教授）



分科会のテーマは「法的地位・在留権はかくあるべきだ」であり，一番原理的な点をおさえるという問題だと思います。そこで，細かいことを述べるよりも，むしろ，国籍とは何か，外国人としてある国家に住み，生活ををしているということはどのような法的な意味をもっているのかという点について話をしたいと思います。

一般に「在日朝鮮人」ということを語る場合に，今までの支配的な考え方は血統と国籍を基準としてきました。一番簡単なケースでは，両親とも朝鮮民族である人々。それが今日に至るまで何となしに国籍と重ね合わせて使われてきている。

これにはいりきれない問題が，二つほどあります。一つは，戦後に帰化した人達が十万人近くになっている。それで，この人々は一体どのように考えられるのか。つまり国籍は日本国籍を持っているけれども，血統的には朝鮮人であるわけです。一体，この人々は日本人なのか朝鮮人なのか。

もう一つは，血統的な意味で朝鮮人と日本人の間に生まれた子供の場合です。日本の国籍法は父系血統主義をとっており，父親がどちらかであるかによって国籍が決ります。ところが最近，国際的な動向，国内世論からの圧力によって，近い将来両系血統主義に改正せざるをえない状況になってきています。そういう法改正がなされますと，国際結婚の結果，生まれる子供全部が日本国民になるわけです。韓国の国際法は父系血統主義をとっているので，また二重国籍という問題も出てきます。

ですから，単純に血統的な朝鮮人イコール韓国国民あるいは共和国国民という議論は，なかなか通用しにくくなってくるわけです。

私はここで皆さんと一緒に，問題の状況が変りつつある中で，今までの単純な意味の国籍というものが法的な意味でも変化していく中で，血統的に朝鮮人であれ日本人であれ，どのように在日朝鮮人の問題を考えていくべきか，その手がかりをさぐってみたいと思うのです。

歴史的にみますと，日韓併合以後，朝鮮半島の人々は大日本帝国臣民という状態が１９４５年８月１５日まで疑問の余地なく続きました。そこで問題となってくるのは，併合されてしまった国家の構成であった人々にとって民族の解放とは，その国家の独立という意味をもっていたということです。この点は非常に重要な点なのであります。

１９４５年８月１５日に日本は連合国に降服しましたが，少なくとも，日本の同化教育に対して抵抗の姿勢をもつことができた世代，― 同化教育の結果として民族意識を喪失させられた世代も当時すでにあったわけですけれども ― はただちにそれを解放であり，朝鮮の独立であり，自分達は独立する国家の一

員としてこれから暮らしていこうと考えたわけです。それは，民族の解放が国家の独立と結びついていたという点からいえば，きわめて自然な考え方であります。

ところが，朝鮮の実際の独立というものは，韓国・北朝鮮の４８年８・９月の変則的な独立となってあらわれた。さらに問題を複雑にしたのは，日本と連合国との間の講和条約の締結が遅れ，１９５２年になるまでは中途半端な状態が続いたわけです。

伝統的な国際法の考え方からいきますと，戦争状態は講和条約によって完全になくなり，新たに法的関係が始まる。つまり，戦争は，１９４５年８月に終っても，法的な意味での戦争というものは１９５２年４月まで終らないというのが，伝統的な国際法の建前です。

日本政府はそれを盾にとって，在日朝鮮人というのは依然として日本国民であるという態度をとってきた。しかし他方で，出入国管理，外国人管理の目的上は在日朝鮮人を外国人とみなすとした。つまり一方で国民，他方で外国人という使いわけの論理を用いたわけです。

しかし，１９５１年段階で日本政府は１９５２年４月２８日以降は在日朝鮮人を完全に日本国籍をもたない外国人として取り扱うという政策を定めました。その理由は，一言でいうと，在日朝鮮人にそのまま日本国籍を保持されていられては困るということにありました。当時，戦前戦後の抑圧的な政策に対する反発から，在日朝鮮人の側ではかなり激しい日本政府との闘争がありました。特に日本共産党の指導の下におかれて，一種の武装方針がとられたこともあります。そのこともあって，日本政府は常に在日朝鮮人問題を治安問題として考えていた。扱いにくい集団という感じをもっていたわけです。また，戦前からの侮蔑感・偏見も，当時の日本社会には今日よりもはかかに強いものがありました。当時法務省で入管令・外国人登録令の制定にたずさわった人達は，かなり内務省の特高の系譜をひいている人達を含んでいました。

さて，日本政府は講和条約が作られる時に，おそらく国籍選択条項が入ってくるだろうと予想していました。これまでの日本の国境が移動し，日本の支配から解放される民族の国籍をどのように変更するかという問題が講和のとき常に登場します。そういう例が一般的ですから，日本政府も連合国が提示する講和条約には国籍選択条項が含まれるだろうと考えていたわけです。ところが，国籍選択条項はありませんでした。それは，連合国としては在日朝鮮人の国籍を決める権利も義務もないと考えていたためです（これは，当時の資料を読んで，また当時条約の作成にたずさわっていた人に手紙を出して確めたことです）。つまり在日朝鮮人は朝鮮半島の出身者ないしはその子孫である。ところで，１９５１年当時は，大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国がすでに成立している。ところが，韓国と北朝鮮は講和条約の当事国ではない。在日朝鮮人は条約の当事国になっていない国の国民とされている。というのは，韓国も北朝鮮も日本と同じような血統主義に基づく国籍概念をもっていたわけです（韓国はすでに成文の国籍法をもっていましたし，北朝鮮は成文の国籍法をもってはいませんでしたが，成立の事情を考えれば当然血統主義に基づくものであって，属地主義ではなかったわけです）。一方で，韓国・北朝鮮は血統主義により，在日朝鮮人を自国民であるという。他方でまた，彼らはこれまで日本国民とされており，今も日本に住んでいる。従って彼らの国籍は，日本と朝鮮の問題であって，日本と連合国の問題ではないわけです。もし，韓国・北朝鮮が連合国に委任をしていたならば，連合国が在日朝鮮人の国籍を日本と定めることも可能ですが，講和条約には委任条項もない。あるのは，日本が朝鮮の独立を認め，尊重するという条項だけです。

こうして連合国の条約を起草した人々（私は彼らに手紙で問い合せをしたことがあるのですが）は，日本と韓国ないし北朝鮮が条約を結んで，その上で法的地位を決めるだろうと考えていた。日本政府も実は，朝鮮と条約を結んでいなければ最終的な結着がつかない

と考えていました。日韓条約の法的地位協定が結ばれる時に，日本側代表がはっきり「在日朝鮮人の国籍問題は日本と朝鮮の間の問題だから，両国間の条約で決めなくてはならない」という発表をしている。

ところが，日本政府は講和条約に国籍選択条項がないことを利用して，１９５２年４月２８日をもって在日朝鮮人が日本国籍を失うという措置を単なる法務省の通達でやってのけた。なぜ法務省の通達で政府がやれると考えたのかと言うと，サンフランシスコ条約の２条で日本は朝鮮の独立を認めているから，自動的に在日朝鮮人というのは朝鮮の国民となって，自動的に国籍を失う。ところで，日本国憲法で条約は法律よりも上位の形式である。従って，通達で条約の趣旨を地方自治体に通達することは，国籍を法律で定めよという憲法１０条に反しないという理屈です。

そのような理屈が成り立たないのは，私が話したことから明らかです。つまり，サンフランシスコ講和条約は日本と朝鮮の間の国籍を定める条項を全く含んでいない。含んでいないものを根拠にして国籍を処理してみても条約の執行にはならず，結局は法務省の通達で在日朝鮮人のそれまでの日本国籍を剝奪したことになります（喪失したという形で）。ところが，通達は明らかに法律以下の法形式です。従って，国籍は法律で定めるという憲法１０条に違反するものであり，無効と言わざるをえない。そうしますと，在日朝鮮人は，実は日本国籍を失っていない。従って，韓国・北朝鮮と日本の一種の二重国籍状態にあるというのが法理論的に正しい解釈になります。

こうしてみると，帰化の問題というのは実は違った様相を帯びてきます。日本国籍を選択するということは，実はもともとあるものを確認することなのです。決して，帰化としてこれまでなかった日本国籍を国家の裁量によって与えてもらうのではないのです。ただ大多数の在日朝鮮人は，日本国籍に対して消極的ですから，自ら進んで（潜在的な）日本国籍を裁判で確認しない限り，一応，韓国ないし北朝鮮国籍のみを選択していると推測されるにすぎません。

では，外国人として生活する在日朝鮮人は，日本社会との関係では，どのような具体的権利義務をもつか。これが次の問題となります。

この問題を考える上で重要なのは，これまで考えてきた国籍の観念は，形式的な法的地位としての国籍に限られるということです。それは，日本における権利義務関係を確定する一応の基準になるとはいえ，具体的権利義務の最終的な形は，各法律関係でその法機能に従って確定されるほかありません。現在の国際法は，国籍そのものが具体的法関係の文脈で確定されるという傾向にあります（機能的国籍の概念）。従って，形式的な法的地位による国民と外国人の区別というものは，個人の具体的権利義務を決するひとつの基準に過ぎません。

具体的な権利義務関係は，（一）日本社会の一員として生活しているという定住性，（二）在日朝鮮人の存在自体が日本の植民地支配によるという歴史性，（三）在日朝鮮人があくまで自分の中で民族性を保持していく場合，多数派の大和民族とは異なる民族に属しているという意味での少数民族性，（四）朝鮮が日本と，地理的にも文化的にも経済的にも近い関係にあるという近接性，という四つの基準を国籍という基本的な基準に加えることによって確定されなければならないと考えます。

この中で，定住性は最も重要な基準であります。ほとんど国籍と並ぶ，あるいは，むしろそれ以上に重要な基準と考えられます。定住性という場合，一世の人達が日本社会の一員として生活していくという定住性もあるわけですが，それと共に重要なのは，現在でも日本生れの人々が８０％という数を占めつつあるという問題です。この数は増えていきますが，決して減ることはないわけです。

もし日本が出生地主義の国籍法をもっていたら，在日朝鮮人の８０％が日本国民であるわけです。それほど日本社会との結び付きは強いものであり，日本国籍をもって日本国民として暮らしても全くおかしくないだけの日

本社会とのつながりがある以上，この定住性というのは在日朝鮮人の権利義務関係を考えていくときの重要な要因となります。

とくに社会保障は，本来国籍の有無で区別すべき筋のものではありません。社会保障とは，ある社会に住んで暮して，その社会の一員として負担を担っていく，だからその社会から受け取る利益というものも当然受ける権利があるという観念に基づいている。つまり社会の一員としての連帯感に根ざすのであって，国籍というのは，たまたま歴史上，同一社会のメンバーの大部分が同一の国民であったということから使われたにすぎない。もし，国籍があくまでも基準だというのであれば，外国に住んでいる日本国民に対しても社会保障はやらなければならないはずですが，社会保障の多くは居住を条件にしている。それはある意味で当然であって，外国に住んでいる場合は，そこでの居住ということでその国の社会保障をうけるべしという考え方であるのです。それでは，逆に日本に住んでいる以上は国籍は問わないで，やはり生活・居住というものを基準にして社会保障を考えなくてはならないだろう。

歴史性，少数民族性についても発想の転換が必要です。今まで在日朝鮮人問題，特に法的地位，権利保障の問題は，どうしても血統と国籍を一致させて外国人の権利保障としてのみ考えられてきたきらいがあります。しかし，そういうアプローチでは必ずしも実態に合致しません。日本国籍をもっている者であっても朝鮮系の日本国民という問題がそろそろ語られていいし，在日朝鮮人に対する権利保障も日本国籍の有無にかかわりなく考えられてもよいのではないか。それはどのような点で意味があるか。全くの理想論にすぎないという反論があるかと思いますが，将来にわたっての運動の目標として考えておくべきなのは，積極的な不公正の是正措置（雇用促進法的なもの）を考えるべきではないか。

今の段階では，まだ公務員になったり，大企業に入るのは困難であるという現実がある。従って，一方で平等に採用せよという主張をしていくと同時に，将来への運動の論理としては，一定の割合の雇用を確保せよという考え方があっていいのではないか。おそらく日本国籍を含む在日朝鮮人は，１００万人はいるだろうと言われています。１００万人というのは１億の人口の１％であります。ですから，さまざまな大企業や政府官庁，あるいは地方公共団体で例えば１％の雇用を義務付けるという立法への働きかけがあってもいいのではないか，少なくとも可能性として議論されてもいいのではないかと思います。

『三千里』の進路保障の問題に関する論文によると，大企業の中に入っていた朝鮮人の約半数がやめているそうです。私は，しかし残り半数のことを考えれば立派なものではないかと考えたい。というのは，日本社会の差別的な体質はやはり厳しいものであって，その中でやっていくというのは，きわめて英雄的な生き方を要求することになるのです。しかし，すべての人が英雄であるわけでなく，ごく普通の人もいるわけです。そのようなごく普通の人でも日本人と同じように入社試験さえ受かればやっていける環境をつくり出す為にも，ある程度の雇用の数を大企業なり政府官庁なりに保障させることは非常に重要なことなのではないかと思います。

同じように，学校の段階で民族の主体性を持たせる教育をしたとしても，地域社会に行くとそれが継続できないで放棄してしまう例が多い。そこから，そもそも民族教育とはいかなる意味があるのかという問題が出てきている。もちろん，そのような問題提起も一方で大切であります。と同時に，他方ですべての人間は英雄ではないのだというあたり前のことを前提に考えないと，単に倫理主義的な要求が出てきてしまう。

その意味で，この前の入管令の改定で，法的地位の問題については，一応の「終止符が打たれた」とか，「解決」されたとかいう言い方はやや危険なのではないか。法的解決というのは，考えればまだまだいくらでもありうるわけだし，また今回の改定では法律１２６号該当者にとってはメリットがない。日本

社会の差別構告を突き崩していく法的・制度的改革運動への取り組み方としては，目に見える法的差別だけでなく，社会全体の差別を法が放置し，容認しているという，消極的な法による差別構告をも考えていく必要があるのではないか。

社会保障，職業選択，出入国管理などの具体的問題を以上述べた文脈の中で考えてみたいと思います。

定住性が社会権の基礎になるという考え方は，国際人権規約の中でもはっきり確認できることもあります。つまり，社会保障を規定しているA規約には，開発途上国は，社会権などは外国人に対して一定の制限をすることができるという規定がある。そのことは逆にいえば，先進国には内外人を区別してはならないという一般原則があることを意味する。だからこそ，開発途上国は例外的に区別をしてよいという規定をわざわざ設けているわけです。その意味で，国際人権規約からも社会権，経済権の保障においては，少なくとも居住している外国人は平等に扱うべきだという解釈が導き出される。

それから，職業選択の自由の問題。これは，公務員と私企業に分けることができる。私は，先ほど述べましたように，公務員，大企業に対しては一定数の雇用保障というものを考えてよいのではないかと思いますが，現在の闘いの段階というのは，まだそこまで行ってはらず，今後の課題だと思います。今，直面しているひとつの大きな問題は，いかにして公務員採用の国籍条項を撤廃させるかということでしょう。この問題に対する日本政府の態度は，「国家意思の形成への参画」と「公権力の行使」という二つの基準を広く解釈して一般的に公務員への外国人の就職はできないとしている。ただ例外的に「国家意思の形成」「公権力の行使」にもあたらない場合のみ採用が認められるという考え方を取っています（例えば，国立病院の看護婦の例はある）。

しかし，「公権力の行使」，「国家意思形成の参画」という基準をもって一般的に外国人を公務から排除することは憲法違反の疑いが非常に強い。「公権力の行使」「国家意思形成への参画」といっても，この用語自体非常に包括的であり，限定は非常に困難である。従って，基準としてそもそも問題がある。仮りに基準として認められるとしても，そのような包括性から，一般にできないという解釈は誤りであって，「公権力の行使」の中で国民国家の本質部分に関わる高度に政治的な「公権力の行使」に限って外国人の制約を認めるべきである。例えば，内閣総理大臣とか最高裁の判事などです。しかし，他面において国家機関といっても，普遍的あるいは技術的な性格をもっている機関は非常に多い。学校，大学，あるいは地方公共団体などが，そのようなものであるわけです。また，私企業については雇用する際に，国籍，民族，人種などを理由に雇用を拒むというのは明らかに違法となります。

最後に，非常に重要な問題として出入国管理法による退去強制の問題を考えてみたいと思います。

最初に申し上げた様に，在日朝鮮人は法的に二重国籍の状態にある。従って，裁判で日本国籍を確認すれば，そもそも退去強制は問題にならないはずである。それがまず第一点です。

第二に，自分は日本国民としては社会に生に生きたくないと，自分はあくまでも韓国なり北朝鮮の国民として生きたいという場合には，条文上はたしかに問題となってくる。しかしながら，入管法の前身の入管令は，その制定された時の事情を考えますと，本来在日朝鮮人には適用が考えられていなかった法律なのです。これは，あくまで外国から来て，外国へ出ていくという物理的な入国・出国を前提として出入国管理を行う法律として作られたわけです。在日朝鮮人に対しては，別に法律に定めて対処しようというのが，現行の入管法が最初に作られた当時の考え方であったわけです。ただ，同時にはできなかったので，形式的に入管令に適用させようと考えられていたわけです。

１９５２年まで日本政府は在日朝鮮人を日

本国民としてみなしてきましたが，この入管令制定の際に在日朝鮮人を外国人とみなしてこの入管令を適用させようとしたことがあります。当時のＧＨＱはこれに大反対した。本来，出入国管理を目的としている入管令を，すでに居住している在日朝鮮人を外国人と「みなして」適用できるはずはない。そこで日本政府もその時は断念をした。ところが１９５２年４月のサンフランシスコ条約には国籍選択条項がなく，日本政府は在日朝鮮人は日本国籍を失なったと通達した。こうして日本政府は入管令を在日朝鮮人に適用するようになったわけです。

その意味で，入管令というのは適用の対象を異にする法律として作られたものであり，在日朝鮮人への適用というのは，あくまでも形式的なものであり，最初から内在的な制約があった。その内在的な制約はその時点ですでに日本に居住し，生活をしているという点に基づくわけです。そのような前提がある以上は，一般の出入国を前提として作られている退去強制事項は，基本的に在日朝鮮人には適用されない。もし，適用する場合には，適する側が本来的に適用を異なるものを特になぜ適用するのかということを立証しなければならない。その立証がなければ，入管令の退去強制事項は適用されない。この解釈は現行の入管法でも同じです。対象となる者が最初から異っているというのは現在でも同じですから。

１９６５年の日韓条約に伴って，出入国管理特別法ができましたが，この特別法においても基本的に以上の関係は変っていない。その意味で入管令を適用する政府側において，それを適用するという必要があるということを立証しなければ適用できない。従来，退去強制をめぐる裁判では，政府に退去強制権があって，それをいかに制約していくのかという枠組みで議論されてきたわけですが，その枠組み自体を逆にする裁判闘争の闘い方というのが必要なのではないかと思います。

以上，話しが前後し，まとまりがつきませんが，討論の材料としてお話しした次第です。

第１分科会・発題

在日同胞の思い ―法的地位・在留権をめぐって―

朴　　炳 閏（パク・ピョンユン）
（兵庫民闘連）

私は，兵庫県の西宮というところで，１９３７年に生れ，敗戦後の一時期に韓国へ戻り再び日本へ来るということを経験いたしました（その為に現在は，特別在留となっています）。日本に戻った時に民族学校の５年生に入学をしたのですが，ある時傷痍軍人が白衣を着てハーモニカを吹いている姿を見かけるのです。それが何なのかがわからず，先生に聞いたわけです。「戦争に行って傷ついた兵隊さんだよ」と言うので，持っていたわずかばかりのお金をあげたのですが，「カムサハムミダ」という言葉が返ってきたのです。私は「アレッ」と思い，あの人は朝鮮人なのかと思って，そのことを先生に言うと，「そうかもしれない。昔，戦争で連れてこられ，戦場で負傷した人かもしれない」と言っていましたが，その時はそれっきりでした。しかし私の思いの中に，その傷痍軍人の姿が残るのです。

私は高校まで民族学校でしたので，大学にに入って初めて日本人との接触があり，日本で生活をしながらも違和感を感じました。その大学の時に４・１９が起きるわけで，それをきっかけに新聞や本などでも，朝鮮や韓国というところに目がいくのです。本の題名は思い出せませんが，大島渚さんが韓国へ行った時の体験を書いた本があり，それが今でも強烈に私の中に残っているのです。大島さんが，韓国の農村に取材かなにかで行く時に，弁当を用意して行ったらしいのです。その弁当を農村のおばあさんと分けて食べようとしたのですが，おばあさんはお腹が空き過ぎてといって食べなかったという記述があったの

ですが，そのことが傷痍軍人の姿と重なってきたのです。

このようなイメージが大学を卒業するまであり，「虐たげられる民」の思いというものが，そのような形で私の心に入ってきたわけです。そして在日６５万人の歴史の痛みというものが自分の問題として心の中に入ってくるのは，民闘連との関わりを通して，目の前にいる同胞学生が就職できない，あるいは多くの同胞が国籍条項の為に社会保障制度から排除されているということがらからなのです。

今日のレジメの中に朝鮮語で書れたものがあります。これは筑豊の炭鉱の中に書かれたものですが，「お母さんにあいたい。お腹が空いたよ。故郷へ帰りたい」という言葉ですが，これに在日の思いが集約されている気がします。

このような思いを背負った在日同胞がまだ２割ぐらいはいます。最近，一世の人達が亡くなっていますが，その多くの人が住みなれた日本よりも，故郷に骨を埋めてほしいと遺言を残しているのです。

このようなことを考えながら，在日の思いが在留権とどのように関わりをもってくるのか，話をしたいと思います。

日本の敗戦後，サハリンには在日同胞が約４万５千ほどいたと言われます。そのほとんどの人が，戦前の厚生省，内務省，あるいは朝鮮総督府などを通じて強制的・半強制的に連れていかれた人々です。その人達は，終戦後ほとんど帰国できない状態でいるわけです。その中で，配偶者の一方が日本人である場合には，日本人と伴に朝鮮人も引き揚げているのですが，それでも様々なケースがあって，引き揚げてこれなかった人々もいるのです。

レジメに，成田愛子さんという方の「未帰還日本人証明書」というのがあります。ソ連の日本大使館で発行されたものです。成田さんの夫は孫鐘運さんですが，孫さんは自分の父親が一緒でなければ引き揚げないと言い，最初の集団引き揚げの時にはサハリンに残ったのです。なぜ孫さんの父親は引き揚げられなかったかというと，「法務事務次官より外務事務次官宛の回答（昭和二三年四月八日付法務省管入三七〇号）」の中で，「日本人の同伴する妻又は夫（内縁関係を含む。）で終戦前から引き続きもと日本の管理下にあった樺太領に居住していた朝鮮人については法律第一二六号第二条第六項該当者として上陸を許可する」，「前記一，二，及び三，以外の者，即ち，日本人の家族であると認められない者は不法入国者として取り扱う」ということで，孫さんの父親は帰還できないわけです。ですから孫さんはサハリンに残ったのです。その後，ソ連から出国許可は出たのですが，日本政府が入国を認めなかったことがあります。

サハリンにいる同胞には，戦後，ソ連国籍を取るか北朝鮮国籍を取るかという問題がありました。ほとんどの人が南の出身ということもあって，帰りたい一心で無国籍の状態でいた人々が多かったということです。無国籍の状態というのは，就学，就職，社会保障の面で不利益を受けるわけで，それでも帰りたい一心で無国籍のままでいたというのです。ソ連の方からは，ソ連国籍を取れという話がされ，また北朝鮮からは指導者が来て，北朝鮮国籍を取れという話がされ，結局皆それであきらめ，無国籍の人は今はそう残ってはいないそうです。

そのような中で，孫さんは無国籍で頑張っている時にソ連から出国許可が出ると，しかし日本政府は入国許可を出さないという状態が続き，しかたがなく父親を残して孫さんの家族は日本へ引き揚げてくることになるのです。日本政府は，韓国政府が費用を負担して引き受けをするなら入国許可を出すと言い，韓国政府は，日本政府が責任を持つべきことと言うわけです。孫さんは父親を村の人に頼み，日本に引き揚げてから，様々な苦労に苦労を重ねて，それこそ驚異的な働きをして日本の法務省にかけあい，父親は戻ってくるわけです。

また，このケースとは別のものですが，せっかく日本政府が入国許可を出しても，皮肉なことに北朝鮮籍の場合，北朝鮮政府がソ連に圧力をかけて出国許可を出させないようにした例があります。

このサハリンの問題で述べておきたいのは「在日韓国人の法的地位協定に関する討議の記録」というのがあり，その中で日本側代表が次のように述べているのです。「（ａ）日本国政府は，協定第１条１（ａ）の適用にあたっては，兵役または徴用により日本国から離れた時から復元計画に従って帰還するまでの間を日本国に引き続き居住していたものとして取り扱う方針である」

ですから，この議事録であてはめていくと，サハリンの同胞はそのまま集団で引き揚ができたはずだし，今でもそれがあてはまるというわけです。しかし，対策が手遅れとなることが多いのです。そのケースとして次のような例があります。

１９７６年６月２７日に，４人のサハリン在住の同胞も黄仁甲氏，白楽道氏，安泰植氏，姜明寿氏）にソ連から出国許可が出され，それによって日本政府からも入国許可が出るわけです。しかし，ソ連の出国許可の有効期限は３ヶ月なのです。結局，この４人の方は３ヶ月以内に出国できずに終ってしまったのです。そして，白楽道氏は亡くなり，安泰植氏は１９８０年に韓国にいる息子に手紙を出して亡くなりました。その手紙の内容は，「数ヶ月間消息がないので淋しいのだ。当地の父は，朝鮮韓国へ行って，お前達に会いたい気持が切なくて，全力を尽して協力してみたけれど，意の如くできず虚しくなった。羽でもあれば飛んで行くけれど，気持ばかりがいらいらするのだ。しかたなく，ここで死亡する以外ないのだ。死亡日時は他人が書いて送るだろう。当地では朝鮮のハングルを書ける人がいないのだ」というものです。

１２６の在留資格を考える時，まだ戦後処理は終ってはいない例として，以上述べてきましたが，在日同胞の在留資格は，１９６５年の韓日法的地位協定によって新たな段階に入るわけです。

まず，法的地位協定の前文を読みたいと思います。「日本国及び大韓民国は，多年の間日本国に居住している大韓民国国民が日本国の社会と特別な関係を有するに至っていることを考慮し，これらの大韓民国国民が日本国の社会秩序の下で安定した生活を営むことができるようにすることが，両国間及び両国民間の友好関係の増進に寄与することを認めて，次のとおり協定した」となっています。そして，協定永住を取った人に対しては，第三条（ｂ）項で，「日本国の法令に違反して無期又は亡年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者」に退去強制を課すわけです。

レジメにある申京煥君の資料がこれにあたります。彼は，１９４８年に宝塚に生まれ，１９６５年に高校を卒業します。その翌年に強盗を犯し８年の刑を受けるわけです。実際は，模範囚ということで５年で出てきますが，それと同時に大林収容所に収容されるわけです。その日は１９７３年９月２０日ですが，わずかその２ヶ月足らずの後，送還名簿の中に名が載り，それにただちに執行停止をして，裁判となるわけです。

この裁判に関して，高野雄一先生の鑑定書というのがあります。その中で，「退去強制は控えるが，本人の地位（協定永住権）は否定される他ないというのは，協定三条，前文に合致しがたいと思われる。協定，特別法を通じて，協定永住権の失効は韓国国籍の喪失の場合についてしか規定されておらず，被告の陳述にも協定永住権失効の点の充分な説明はない」というのがあります。要するに韓国籍を喪失しない限り，協定永住はなくならないということです。

最終的には，法務大臣が特在を出し，裁判は取り下げられましたが，法的地位協定に関する合意議事録の第三条（ｄ）項「２．日本政府は，同条（ｃ）又は（ｄ）に該当する者の日本国から退去を強制しようとする場合には，人道的見地からその者の家族構成その他の事情について考慮を払う」というのがありこれを適用したわけです。前に述べた高野雄一先生の鑑定書が出ているので，裁判を押し進めたらどのような結果になったのか関心の払うところである。

申京煥君は，ある集会で次のように言っていました。「確かに私は罪を犯した。８年の

刑については一切不服を言わない。どのように批判されようともいい。しかし，退去強制に関しては絶対にいやだ。私は，日本政府の朝鮮侵略がもたらした落し子である。日本の朝鮮侵略がなければ私は日本にいるはずがない。現在，私が日本にいるのは私の責任ではない。日本政府である。これを隠蔽するために強制退去をされようとしている。私は韓国へ帰る時は，自分の意志で堂々と帰りたい」と。

退去強制に関して，参考になるかどうかわかりませんが，１９５２年５月に密入国者を大村収容所から釜山まで連れて行くのです。しかし，戦前から日本にいる人間の引き取りは拒否をしているわけです。ですから，韓国政府がしっかりした対応をしていたら，退去強制はできないのです。

もうひとつの例を出したいと思います。尹秀吉さんという人がいます。彼は，１９５０年に日本の国費留学試験に合格をするのですが，朝鮮戦争の関係で日本に来れなくなるのです。それで翌年，密入国をし，１９５２年に東大の理論物理学の研究生として入学をするわけです。そうこうしているうちに，１９６０年の４・１９学生革命が起きたあたりから，民団の栃木県本部の事務局長となって，様々な政治活動をし，密入国であることが発覚し韓国へ強制送還をされそうになるのです。韓国へ送られたら反政府活動の為，処罪されるということで裁判に訴えたのですが，結果的には敗れて，結局特別在留ということになりました。

以上，三つの例を出して話をしてきましたが，在日同胞の思いを言えば，住んでいたい人は安心して住め，帰国をしたい人は安心をして帰国できるというのがそれだと思います。しかし，今の入管体制ではそれが保障されていないわけです。

今度の入管令の改正をめぐって，様々な本やパンフが出されています。その中で，「再び帰化か特在か」「改正された法的地位」「強制退去か特在か」「統計から見た在日韓国・朝鮮人の実態」などという見出が出ているものがあります。これらを見ますと，どうしても悲観的になりがちです。また，混血が増えているとか，帰化が増えているとかいうことが統計でも出されています。長く在留をすればするほど特性が増えてくるという表などもあります。また，在日同胞の実態を，民族意識の風化，定住化などと言っているのもあります。

そういうことではなくて，レジメの最後の所にあるアンケート調査を見てほしいのです。これは５０７人の学生を対象にアンケート調査をしたものです。対象の選び方などで問題がありますが，「将来の生活の場の設定について」では，朝鮮人・韓国人のままで日本にいる。韓国・北朝鮮に帰る・統一祖国に帰る，のいずれかを７０％以上の人が回答をしているわけです。また「祖国の統一について」では，表を見てわかるように何らかの関心を示している人が半数以上もいるわけです。学生だけを対象としたものですから，実社会に出て様々な差別を経験したり，生活を抱えて生きていく場合になったらどのように変わるかわかりませんが，まだまだ風化はしていない。当事者の民族主体をつくりあげる努力は一体どのようになっているのかということを見ず形だけを見て同化されているという見方をすることは，運動をする側の姿勢として問題があるのではないかと思います。

最後にひとつ述べたいのですが，韓日条約を調印するひと月前に韓国の李東元外務大臣と故佐藤首相の間で法的地協定について話がされました。その時，故佐藤首相は，２５年先のことは私もあなたも死んでいるのだから当事者にまかせようと述べたと言われています。その意味でも，今後，当事者はしっかりしていかなければならないと思います。

（注）表題は編集部にてつけさせていただきました。

・第２分科会・

国　民　年　金

― 国民年金の完全適用をめざして ―

第２分科会・発題

年金と国籍条項

有 吉 克 彦
（アジア人権センター事務局長）



国民年金の運動は，東京荒川区で発生した国民年金受給拒否事件，金鉱釣さんの事件を支援するということから出発したわけです。このことをきっかけに，国民年金と在日韓国・朝鮮人とのかかわりが，私たちの中でおぼろげに見えてきたという経過があります。それを大きく分けると三つあったように思います。

第一は，全国８０件に及ぶ誤適用事件です。

つまり強制的に加入させられ，保険料を納付しおわった後に，六十五才から支給を受けていたとか，いうケースが出てきている。豊田さんの場合は，二年間にわたって支給をしている。現在東京都で新に発生した事件は，二年間支給して，約７０万近い支給を受けている。今その返還を求められているという事件も起きています。要するに政府に言わせれば，誤適用して加入したのだから，掛金だけはお返ししますよという対応が生れる。

まずその加入の経過がどうだったかということはさておいても，そこに表れて出て来た性質というのは，やはり国籍による差別，すなわち，それは民族差別として表われて出ている。従って我々はそこに，民族差別を撤廃するということの，とりあえずの大きなひっかかりというものを見出そうとしたわけです。

第二番目の問題というのは，日本に公的年金というのが八つある。その八つというのは国民年金も一つであり，皆さんがよくご存知の厚生年金というものもある。国民年金を徐く七つは，いわゆる職域年金と言われる職場を中心とする年金。国民年金だけが，地域住民を対象とする。つまり職場での年金に加入していない自営業者であるとか，主婦であるとかそういう人々を対象にして作られたのが国民年金である。国民年金以外の公的年金というのは，国籍要件を全く持っていないわけですから，それらに加入している外国人というのは，かなり多いわけです。一番多いのは，厚生年金であるということは，間違いないし，厚生年金に加入していた人が厚生年金を脱退していくという場合に，日本人ならば国民年金に通算をして，受給資格が生じるまで保険料をかけられるという状態があるわけですが，在日朝鮮人の場合は，国民年金において，国籍要件というものがあったために，国民年金には加入出来ないということで，結局，厚生年金にかけてきた掛金というのは，事実上掛捨てになる。という実態があるということに，気がついていったわけです。こういった明らかな矛盾があるという点を，問題にしていったわけです。これが二番目の問題であります。

もう一点，どうしても考えてゆかなければならない点というのは，年金という制度が，本来どういう目的でなされているかということであったのです。

今言われているのは，あと２０年後には，日本の老齢人口が今のヨーロッパ並である14

%代に到達するということです。

老齢人口というのは，６５才以上の人というわけで，全体の人口から６５才以上の人の占める割合が，１４%，更に４０年後になれば，それが２０%をこえるであろうと言われている。高齢化社会に於て，一つの問題となるのは，いわゆる扶養の問題で，社会的扶養体制というのが一般に於て講じられて来ないと，高齢化社会を生きぬく老後政策・老人政策というのは生れて来ないのではないかということは，これをどう克服するかという問題は別にして，現実にそのような社会が到来するであろうという予測だけは，少なくとも今の段階でできうるのではないか。そういう高齢化社会を迎えた時に，年金が果たす役割というのは，きわめて大きなものがあるだろう。

日本の場合の様に，公的年金が八つもあって，今では企業年金まで言われているわけですが，少くとも年金の相互間に於ける差別が，経済的な差別が歴然とあるわけです。老後における年金権を確保できるかどうかというのは，少くとも受けられない状態と比較した場合に，きわめて大きな違いが出てくるであろうところに，（在日朝鮮人の年金権の確保といった，つまり差別の撤廃は前提としてあるわけですけれども）将来的な年金権の確保と，経済的格差を更に助長させるような，国籍要件は撤廃させてゆく，そのことによって年金権の確保をはかっていこうというのが，実は国民年金を求めようという出発の時の柱になっていったし，現に運動を進めてきた経過の中で，そのことが一番大きな常に問題になってきたことです。

そういう出発をしてきて，この運動が始ったのが７７年頃で，それ以前からも例えば，民団を中心としたいくつかの要求運動とか，あるいに大阪の方では，個別な国民年金の要求運動というのがあったわけですけれども，政府に対する全国的な意味での要求運動というのは，実質７７年頃から起き始めたと言えると思います。

この国民年金を勝ちとるという運動を進めていった中で，国籍要件の撤廃がされていったということが，今日的に言えるわけです。国籍要件が撤廃された中味は，あとでふれることにして，政府のこの問題に対する考え方というのが，どういうふうな変化を辿ってゆくかという点も，もう少し指摘しておきたいと思います。

私たちは，国民年金を在日韓国・朝鮮人に適用しなさいという要求を政府に何回となくつきつけて，政府との話し合いを行ってきたわけですけれども，政府の論理というのは，当初の段階ではっきりしていた点は，先づ国民年金という制度は，国民による共同連帯であって，その共同連帯という範囲の中には，在日外国人は入っていないということがあったわけです。少くとも日本国民以外の者たちを加入させることの抵抗というのは，そのどういう論拠かは別にして，一つの感情論として底流に流れていたのではないかというような感じがします。

更にそれを問題にしていく過程で出てきたのは，とても親切な発言が何度となく出てくる。つまり「国民年金というのは，保険料が高いのです。そんな高いお金をお払いなさいという形で，在日外国人の方々にせまるのは，あまりいい方法ではないでしよう」。つまり政府にとっては，在日朝鮮人は非常に貧乏な生活をしている，お金のない人たちに対して，国民年金には入りなさいということは言えないですよということを，暗に言ってくる。では在日朝鮮人は貧乏人ばかりと思っておられるのですかと聞くと，いやそんなことは思っていませんと，しかしその発言の裏には，そういう意識をチラつかせている。では，この人たちが，将来生活に困った時はどうするのですかと言えば，生活保護という制度があって，こういう形で認められていますよというふうな対応になる。

厚生年金との通算が出来ないことのデメリットはどうするのだということに対しては，政府は当初，かなりいやな顔をしていたようで，つまりたしかに言われる通りであって，国民年金に加入させないことによるデメリットは，非常に大きいということを，感じてい

たわけです。これについては，まともな対応が出来なかった。そこで出てきたのは，国民年金と厚生年金とは，そもそもの出発が違い，又目的が違っているから，これとの比較で議論は出来ませんというのが，厚生省の言分です。

更に出てきたのは，国民年金の国籍要件を撤廃することによって，在日朝鮮人を含む在日外国人に，多大な迷惑をかけはしないかと言う。多大な迷惑とは何かと言えば，掛捨てを生じさせることになりはしないかと言う。

それは，現在の国民年金というのは，強制適用であることが原則となっている。そのために，国籍要件を撤廃することによって，強制的に加入を進めていかなければならない。ところが，外国人である場合は，日本に２５年間という長期にわたる期間在住をし，保険料を納入しおえるということが出来るかどうか，先づ出来ないということからの出発なのです。したがって，５年間とか１０年間国民年金を払っただけで，国に帰ってしまうことによって，それだけの保険料を丸々損をしてしまう。これらの人々の権利保全という措置が，国民年金制度に於てないし，又権利保全という制度がとれないから，したがって，国籍要件は撤廃出来ない，というような外国人の立場に立って理解を示してくれるふうな言い分であったわけです。

私たちは，そういうことを言うのであるなら，厚生年金の掛捨てについての権利保全は，どういうふうにとられるのですかという問いに対しては，国民年金と厚生年金とは，そもそも違うものだ，そのレベルでは議論出来ないと言って，結局最後まで答えてくれなかった。

ところが難民条約への加入という問題が生じてきたわけです。その結果，国籍要件が今年の国会に於て撤廃されたわけです。

厚生省が特に強く言ってきた権利保全の措置は，ただの一行も入ってきていない。この段差をどう理解してよいのか，私たちは非常に理解に苦しんでいるわけです。

ところが，国籍要件の撤廃ということにからめて，二国間協定によって解決をはかろうということを，途中で言ってきたわけです。

ところが現に二国間協定というのはないということと，日本における外国人といった場合に在日朝鮮人が圧到的に多いわけです。たとえば韓国と日本との年金協定が作られた場合韓国にも同じ年金制度がなくてはならないということが当然言われている。ところが韓国の場合は，厚生年金に匹敵するような制度というのは，まだ部分的には出来ていますけれども，国民年金に匹敵する制度というのは今のところないわけです。従って通算というものが出来ない。ところが日韓だけは政府は別のことを考えておったらしくて，日韓のブリッヂによる協定で，つまり通算をしないで韓国政府と日本の政府が，在日韓国人の国民年金の加入関する協定みたいなものを作って，場合によって掛捨てが生じた場合には，それはもうやむを得ないというやつを，つまり韓国政府から一通をとるというふうな発想を持ったことが，考えられていった時期もあるようです。しかし，表に何も出て来ないうちに内部的につぶれていったという経緯がある。たとえば朝鮮民主主義人民共和国と日本というのは，現在のところ国交はないわけです。

ところが，朝鮮籍の人々が，すなわち朝鮮民主主義人民共和国の国籍を所持する者とは限らないけれども，朝鮮民主主義人民共和国を支持する人々にとって，国民年金加入を考える時に，二国間協定とすれば，そもそも国交のないところと二国間協定など出来るはづないわけです。実現不可能なことを前提とした二国間協定案で，国籍要件撤廃運動に対して対処しようとした。

要するに厚生省のいろんな論理を駆使しながら，在日韓国人の加入を認めないということをひっぱってきた。ところが，先程言ったように，難民条約というものが登場してきて，この難民条約というのは，本来ならば条約で言う難民だけに適用されるものである。難民条約というのは非常に規定が細かいことと，明確に義務づけられて書かれる。今から二年程前に，国際人権規約を批准したわけですが，

この国際人権規約のA規約の第九条で，社会保障に関しては，国籍を問うことはなく，内外人の差別なく適用しなければならんという規定があるにもかかわらず，日本政府は国籍要件を温存してきたわけです。

この温存してきた理由というのは，一言で言えば国際人権規約のA規約と言われるのは即時執行でなくてよろしい，つまり一つの努力目標であって，前進的な努力をして，そして達成すればよろしいという解釈をしている。

この解釈も本当は正しくないと私たちは思ってきたわけで，国連で国際人権規約が，審議をされる過程ではっきりしてきたのは，国際人権規約を批准しても，たとえば社会保障の制度を持ち得ない発展途上国の場合は，少くともその義務によって社会保障の制度を作ってゆかなくてはならなくなってくるといった義務づけは，事実上国連としては出来ないということから，そういう国々を対象として努力目標として掲げることに実は解釈をしていったわけです。

しかし日本のように，正に経済大国と言われる今日に於て，制度は完全に生れているという状態のもとで，なお，前進的達成条項解釈が果して妥当かどうか，というものが大きな議論があったわけです。

国民年金の国籍要件を撤廃するということは，法律案として出てきたわけですけれども，いわゆる経過措置というものがとられていない。その為に何か生じるかと言ってしまうと，簡単に言えば，国民年金というのは，６０才まで最低２５年間という被保険者という期間が要求されていますから，３５才を過ぎてしまうといくら努力をしても，２５年を満たすことは出来ないわけです。これらの人は加入は出来るけれども，加入をしてせっせと２４年間と１１ヶ月間払い込んでも，老令年金は貰えない。

政府もよく知ってますから，これらの人々はすでに国民年金の第十条というところでもう自分は老令年金に結びつかないから，加入はしたけれども脱退させて下さいという条項がある。任意でもって脱退を認めるという形で処理をするという発想を持っているようです。

もう一つは，現在老令福祉年金について経過措置があるわけです。これは７０才になった時に老令福祉年金が貰えることになっています。これは法律的には「明治」四十四年四月一日以前に生れた者となっていますので，「明治」四十四年四月一日以前に生れた者というのは，今年３月３１日でもういなくなってしまった。従ってたとえ今７０才になったとしても，法律の適用を受けないし，もう一つ重要なものというのは，７０才の誕生日になった日，たとえば１１月２３日という人は，２３日の日につまり手続をしなければならない。それをすることによって，つまり要件を満していることによって，老令福祉年金が受けられる。

たとえばこういうケースがあった。在日朝鮮人が帰化をして，その帰化をしたのが７１才と1日目だった。つまり昨日誕生日を迎えて，今日実はですね帰化の許すを受けたという。まあ極端な例かもしれませんが，実際には一ケ月後の許可というのがありますから，極端でないですね。これらの人々は，誕生日の日に日本国籍を持っていなかったという解釈にもとづいて，老令福祉年金は貰えません。

では今年の３月３１日までに，実はその７０才になった人は来年の１日から貰えるのかと言ったら，実は公布施行は，来年の１月１日ですから，老令福祉年金の要件から見れば，これまですでに７０才になった段階で，誕生日の日に日本国籍を持っていないという解釈から，これらの人も老令福祉年金を貰えませんということです。７０才以上は当然貰えない，或は二つに分ければ，３５才と言った場合に，まだしも可能性がある。つまりこれから経過措置が作られることによって，加入することが，かりに認められれば，年金給付にむすぶ可能性のあるのは，６０才以前の人で，６０才をすでに越えている人たちは，もうこれから先，加入することは出来ないわけです。これは別途の法律が作られない限り，実は加入が出来ないという問題になっている

わけです。

それからそのほかに，障害福祉年金というのがあります。国民年金は２０才になってから加入していくわけですから，たとえば２０才以前に障害を持っている人たち，来年の１月１日までに２０才を越えた人というのは，実は適用が受けられないことになるのです。何でそのようになるかというと，国民年金法がつくられた１９５９年の１１月１日から福祉年金スタートしていくわけで，この１１月１日の段階で，つまり１９５９年１１月１日の段階で２０才を越えていて，２０才以前に障害を持っている人で，しかし国籍要件と居住要件が合っている場合について障害福祉年金を認めるということにしたわけです。

したがって，１９５９年１１月１日までさかのぼっていかなければ，この法律は生きてこない。だから１９５９年の１１月１日を１９８２年１月１日に変えたらどうかという議論もあったのですけれども，結局それはしないという。したがって，２０才を越えてすでに２０才以前に障害を受けた人というのは，たとえ重度であろうと，全く除外されている。

何故，経過措置がとられなかったかという理由ですが，厚生省の事務当局は，法改正をやる限りにおいて経過措置を行わなければならんということを，きわめて当然のものとして認識していたと私たちは理解しています。

難民条約が出てきた当時も，厚生省は難民条約の２３条及２４条（これは何かと言いますと，公的扶助と社会保障です）を，留保して条約加入をしてくれという要請を厚生省は正式にするわけです。

そのために難民条約は一年加入が実はおくれることになるわけです。厚生省は猛烈な抵抗を行って，外務省へ大へんな抵抗が行われていく。厚生省自身何を考えていたかというと，この経過措置と国籍要件の撤廃というのは一体のものだという認識があったから，そういう要求をしてきたわけです。

ところが，昨年の１０月の終りに例の埼玉県で，富士見産婦人科病院の事件が起きて，斉藤厚生大臣が更送をされ，園田厚生大臣になったわけです。１０月に厚生省事務当局に言わせば，青天の霹靂が起きるわけです。大臣の指示が出てきた段階で，これは事務当局自身もまさかというふうに受けとめていたらしいですけども，そこからが具体的に急転回をしていくということです。ところが，それでも事務当局は，当初は更に抵抗をしていくわけです。その抵抗がある時から変化をしていく。つまり難民条約の解釈にかかわってきた段階から変化が生じてきた。難民条約の24条のＢ項の解釈というところからきて，そもそも難民条約によって，経過措置まで要求してるかどうかという議論が出てきた。当初国連局は当然要求しているという解釈を示していたわけですが，最終的に外務省条約局の解釈として，そこまでの要求はないという回答が生れてきた。

それによって厚生省は今度は，経過措置と国籍要件の撤廃というものを，分離させることによって，その事態の解決をはかろうという動きが出てきた。それによって例えば，大蔵省も十分説得出来る。つまり出るお金は少くて，入るお金は多いのですよという構図が生れてくるわけですから，それによって大蔵省の説得をはかるということが，行われていくわけです。

しかし，そうはいってもその後，かなりの変遷を辿っていく過程で，たとえば外務省の中でこの問題を担当したところは，国連局であるけれども，もう一つのアジア局の北東アジア課が担当している。これは何かといえば，在日韓国人問題をどうするかという発想が，外務省にもあったわけです。難民だけでなくその他の外国人を含めて適用をはかるのだということでやってきたために，この北東アジア課の対応は，決して私たちから見れば，歓迎すべき対応ではなくて，厚生省は経過措置を認めることによって，日本人よりも在日韓国・朝鮮人を有利にしますよ，という主張となった。

これは，国会の社会労働委員会の委員が合同で集まった会があります。そこで国民年金法についての，勉強会をするので来てくれな

いかということで，私は行ったわけです。当初の予定は，先に厚生省の年金局の人が年金改訂についてのレクチュアを行って，彼が帰った後に，私がそれについてやるということが最初の予定としてあったわけです。ところが，司会者が間違って厚生省がやったあと，すぐに僕がやらされたものですから，厚生省の役人がずらっといる前でやらざるを得なかった。私にとっては結構なのだけれども，ところがそれをやった直後に，私の意見を聞いてて，佐々木という国民年金課長が，皆さん，先生方はお分りになりますでしょう，今の話を聞いてると結果としては日本人よりも，外国人の方がよくなるのですよ，という発言が出てくるのです。ただそれには他の人たちも，かなり亜然とする感じもしたわけです。そういう日本人のナショナリズムに訴えるような形で，経過措置をつぶしていくというようなことを実は厚生省はやったわけです，現に。

そういう中で，本来，たとえば外務省の北東アジア課なんか，もう少ししっかり，毅然とした態度をとるべきなのに，厚生省のいう通りだ，経過措置を求めていけば，日本人からの在日韓国・朝鮮人排撃運動が起きはしないかと，被害妄想なことが当然と話さられていく中で，経過措置がつぶされていく。

韓国政府サイドからも，そういうことでしたら止むをえませんから，経過措置は結構ですというような回答まで引き出してくるということで，まわりの外堀は完全に埋められてしまう。

もう一つ重要な点を感じたのは，国民年金法の改訂に当っては，やはり審議会をしなければならなく，一つは国民年金審議会という場を得ます。もう一つは社会保障制度審議会。この二つでの答申に非常に問題があったわけです。国民年金審議会ではどういうふうに書かれていたかというと，今回の国籍要件撤廃という措置は，難民条約にともなうものであって，止むをえないから諒承した，しかしながら今回の改訂というものは，国民年金の基本にふれないようにしなければならないということが書いてある。何が言いたいかと言えば，つまり経過措置をとるようなことはしないでくれと，審議会の名前で答申がでている。

社会保証審議会でも実は，国籍要件の撤廃を止むを得ないものだから，仕方なく諒承しますという趣旨の答申が行われる。積極的に国籍要件の撤廃は，今日の国際的な人権保障のもとで当然だという認識はゼロである。全体的な動きというのは経過措置と，国籍要件の撤廃を分離させることが，非常に強く展開をされていく。それが国会でも十分な議論が出来ないまま事が進んでいく。

その中で唯一問題になったのは，これは国民年金法の国籍要件撤廃審議の前に，その改正案が通れば，２０才を越える障害者は加入出来ない問題が出てきた段階で，国会で取り上げたわけです。

この時は，実はまだ厚生省はそこまで準備をしていなかった。松田年金局長だったわけですけれども，答弁ミスを行う事態が起きた。二つの事件を持ち出して問うたわけです。一つは皆さんご存知の，大阪の塩見さんの事件。塩見さんという全盲の障害者が，障害年金を求める裁判を起して，今一審で負けて，高裁にかかっています。もう一つは，神奈川県のある養護施設には入っている金さんという三十三才になるケース。これらの人々は，法改正によって認められるのか，そうでないのかといった問いかけに対して，松田年金局長は，塩見さんについては認められないと，非常にはっきりし，金さんについては（同じケースなのです，中味としては），認められますという答弁が行われました。あとで，どこを訂正したのか議事録段階では，かなりニュアンスが変っているものですから，議事録段階で訂正をしたのかもしれませんが，確実に私たちは聞いていたものですから，答弁ミスは明らかに行われています。

その段階以降，厚生省の中で障害福祉年金の適用は，別途にはかれないものかという検討が行われたということは聞いています。それはさすが国際障害者年の始まりにおいて，こんなことがあるのは，みっともないという気があったのだろうという気がするのですけ

ど。しかし結局最終結論として，それを認めてしまうことによって，その他の計画も作らなければならぬということから，結局は，もうつっぱねて行きましようという結論に達して，障害者を切り捨てるという結果を生み出したということになるわけです。

もう一つ，これは障害者にとって今後の運動の関連が出てくるわけですが，特別児童手当法という法律があります。障害を持っている２０才以下の人は，２０才になることによって，障害福祉年金を貰うことになります。２０才以前の間は，何もないわけです。これを補款する意味で，特別児童手当法というのがあります。

これは，いわゆる２０才に満たない１９才以下の障害児を持つ家庭に支給される。ところが，２０才を越えた人は全く何もない，更に矛盾が明確になってくるという意味でかなり切害な問題が出てくるわけです。福祉手当法というのがあります。

これは重度の在宅身障者，これは障害年金の解釈が微妙で，明確に申し上げられないのですが，考え方としては各級の障害年金を貰っている人に，１万円だけを加算するという法律なのです。

年金を貰えない人は，加算されるのかどうかというと，これはちょっと今の段階では申し上げられない。調べているのですがちょっと行政の側も答えられないものがありますが，実は今のところ，福祉手当法については，おそらく認められるだろう。ただし障害年金を貰えない人は，１万円だけということになるかもしれないし，そこは明確でないが貰える可能性は十分あるだろうと思います。

もう一つ問題にしておきたいのは，あとでまた報告も出てくることと思いますけれども，誤適用事件というのは全部で８０件と言われていますが，あるいは，８０件軽くこえていると思います。東京で行われている国民年金裁判は結審の段階に近づいている。ところが裁判所も憶病でして，国側に負かす事もなかなか辛いし，かといって原告の側を負かしてしまって，国を勝たせたのでは国籍要件は撤廃されたあとだし，なんか格好がつかんという，裁判所側はジリジリしているというところがあって，裁判が今なおかつ行われていることの不当性と言いますか，矛盾というものを理解してほしいと思います。社会福祉審査会で審査をされて，最終的には棄却という決定を受けたわけですが，その棄却決定の中に将来政策の変更がない限り，実は今，国際要件があるから，この人々に対しては受給を認められないのですよということを，審査会の決定の中でのべているわけです。

その政策の変更というのは何かと言えば，明らかに今回の国籍要件の撤廃ということで片づけられると思いますけれども，当然その判断から見ても，これ以上裁判を続けることもなく国側は自ら処分のやりなおしをする，受給を認めるということが，行われてもしかるべき状態になっているわけですけれども，なおかつ国は認めない。つまり根拠なき論理の展開が，今なおかつ行われている。その意味で，今後，厚生省に対して，現在８０件，それ以上の人たちの事件の処理をやはり，たとえば還付請求，つまり掛金だけは返してきたというケースがあるわけですから，還付請求だけの処理で終わらせることなく，つまりきちっとした年金が，支給出来るような要求を，厚生省に行ってゆくという，今後の課題になっていくわけです。

今後の問題を一つのべていきたいと思います。それは，先づ第一の問題というのは，高齢化社会に向けて，つまりどういうふうな年金制度を考えていくかということなわけです。３５才をすぎていない人たち，つまり来年１月１日で加入出来る人たちは，どうするかという問題だろうと。卒直に言って結論から言えば，在日朝鮮人は加入をしていく，その方向をとるべきだろうと思う。加入することによって，先づ自己の年金権の確保をはかるべきであることが第一，もう一つは，経過措置が絶対に不可能なものだという認識は私たちは持っていない。しかし，かなり困難なものであるということだけは確かである。従って経過措置を勝ちとることは，おそらく国籍要

件撤廃を勝ちとる以上に困難なことである認識を持たねばならぬ。その場合に，要求する主体が何かというところに，今後の問題がある。又，二重負担という問題が指摘されています。

二重負担というのは，３５才以下の若年層は，加入をしてつまり保険料を払うという行為と，その保険料は，現在いろんな形で年金を受給している人たちの財源にもなっている。従って，現在の社会的な意味での老齢者を扶養する保険料を払い，その結果としては自己の年金権を確保することにつながるわけですが，一方で自分の親，或は祖父母これらの人たちは今回３５才以上の切り捨てによって，何も貰えないという構造があり，従って私的な扶養関係は依然として続くという。二重の扶養をしなければならない。それなら入らない方がいいだろうということよりは，入ることによって，自己がその年金の主体を持っことによって，経過措置を勝ちとってゆく運動を，全国的な在日朝鮮人韓国人の運動として行っていかなければ困難だろうという意味で，加入はしていくべきである。

もう一つは，緊急の課題としては，母子家庭も当然なのですけれども，本当は障害年金をと言いたいのですけれども，段階とみて障害福祉年金をかちとるという方向を考えるべきだと思います。本当に運動が作られるならば可能だろうということです。私たち国民年金を求める会にとって，障害者問題というのは，どういう問題かということをこの間いろんな形で議論してきました。ところがいろんな人に会って，いろんな話をしたり，或は日本人障害者の中に入っていって，いろんな話をもても思うのですが，在日韓国・朝鮮人障害者の解放運動というのは，一時期日本人障害者運動に入っていくわけですね。

自分たちは在日韓国・朝鮮人である前に障害者なんだという言葉が，当時非常に多く語られています。その中で，障害者の解放，障害者の自立ということで進んでゆく。皆さんも見たことがあると思いますけど，大阪に“何色の世界”という８ミリの映画がある。これは在日韓国・朝鮮人障害者の記録であるわけです。この中で中心になるのは，金満理さんという人ですが，彼女は当時，全国障害者解放連合会とか，青い芝の会とかに関係してくるのですけれども，今彼女はそこから離れている。僕は明日彼女に会う予定で，なんで彼女は，そういう日本人障害者解放運動から離れていったのかを聞きたいと思っています。そういう意味で，在日朝鮮人障害者が去っていくという構造があるという感じです。

それで，今年の８月に大阪で，全障連大会交流大会があって，そこで僕が感じたのは，やはり在日韓国・朝鮮人障害者は少数派なのですね。

福岡の在日韓国・朝鮮人障害者ですけれど，最後の集会で声を大にして，年金の問題も訴えました。それをあとで聞いたのですけれども，何か自分とは違う議論が出てきている。日本人障害者にとっては，制度的な保障というのはあまり議論にならないわけです。制度的な保障はあまり念頭にないものですから，今回の改正法にあって障害者は切り捨てられたのですよと話しても，そんな問題があったのですかという感じの集りだった。

帰って，全障連の人たちと話をしてみて，全障連からも疎外されているのとちがうかと言うと，やはりそうでしょうなというふうになるわけです。在日韓国・朝鮮人障害者の置かれている現状は，民族団体からも疎外されていると思うし，本当は，国民年金の分科会テーマより，障害者の分科会テーマが今回あってもよかったのではないか，その方が緊急の課題だし，重要だと思います。

施設に入って本名を名のる，それも大切かもしれないけど，それは一般的に健常者を含めての一つの要求運動であるかもしれない。障害者にとって何かというレベルに，問題点を合わせた運動というものが目的意志的に在日朝鮮人を中心に運動が起きてこないとどうしようもないのではないかと今非常に感じています。

要するに，これまでは発想として僕らは，国民年金をかちとる為に，そして障害者福祉

年金をかちとる為に，という構想が，最初のうちはあったのです。この間，議論で，つまり角度をかえて，年金をよくするために在日韓国・朝鮮人障害者にとって，何が現在求められているかということから，年金問題を考えようではないかという構造を作っていかないかぎり，障害者問題には片がつけられないというように，私達は考える。たとえば，この間いろいろな議論があったのは，障害者を呼んで，集りを聞く。何も分らずに，私達は平気で夜に設定し，あとで障害が，どうやって参加したらいいですかと聞いてくる。あるいは全盲の人に，平気で資料を送りつけて，つまり点字じやなくて活字を送りつけて，何の返事が来ないのでおかしいなあと，そして電話をしたら「私は目が見えないのですよ」と，言われてはじめてドキッとする。本当に一から十までそういう状態なのです。

それで，この間たとえば，一つの集会をする時にも，手話を誰にするかとか，介護者をどうするかとかという議論がなんとか生れつつあります。

そういうものが，私たちの中に出てこない限り，障害者との連帯とか，障害者とのかかわりとか言えないと私達は思っています。

どうしてそうなったかというと，障害者福祉年金の獲得は，障害者自身の立ち上りしか，今のところないだろうと，それをやる為には，ただ形としてやるのではなくて，もう一度さかのぼって，私達が障害者の中に入って，議論しながら進めていく，運動を作り出していくことが，大切だと思うからです。結構連絡がとれはじめて，今，全国で３０～４０人位の障害者と連絡がとれてます。

例えば九州の青い芝の会に台湾人の障害者がいて，障害福祉年金をもらうために（台湾の場合は国籍の離脱を前提とされますので）国籍の離脱をして，帰化申請をしたら不許加になった。これは当然障害者だから不許加というのでなく，所得保障が問題になって不許加にされたのです。彼は無国籍の状態でいます。また，今日是非来てほしいと手紙を出した姫路の方の障害者ですけれど，やはり来てないんです。みんな個人個人意欲的にこういう団体を求めているとか，あるいは，全盲の人ですが点字新聞に書いて，やはり同胞は同胞の横の連絡をとっていきたいと言ってます。そういう意味でやはり，同胞社会からも疎外されていることを，かなりいろいろなところで聞きます。かといって，日本人障害者の中の解放運動の中でも，満たしきれないものは何かということを，これから語っていかなければならないし，その問題はやはり今後，一番大きな課題にしていきたいと私たちは思っています。それが結果としては国民年金の完全適用に至る近道であると同時に，強い力になり得るだろうと考えています。

・第３分科会・

教　育　行　政

ー教育行政闘争を
さらにおしすすめようー



第３分科会・発題

教員採用の国籍条項撤廃運動のなかから

田中　宏
（愛知県立大学助教授）

1. 教育問題の新しい位置づけ

今回の難民条約批准にともなって，関係法案の改正が行われています。細かくはいろいろありますが，二つの特長があげられます。1つは，126系列の人々に対して申請をすれば「特例永住」を許可することです。この対象となっている人々は，推定数28万ぐらいとなっており，制度的にはこの人々が一般永住を持つことができる。そして，日韓条約に基づく協定永住者が35万人ぐらいですから，60万人以上の永住者が在日外国人約77万人のうちに占めることになるわけです。（しかし，日本政府が真に永住を保障するかどうかは別問題）。

それでは，このような人達に対する教育問題というものをどのようにしていくのかが一つの大きな問題となります。日本社会にとって考えていかなければならない問題です。

もう1つは，社会福祉関連法の改正により国民年金や児童手当等の国籍条項が撤廃され種々の面で国籍条項が撤廃されている趨勢にあるということです。

このようななかで，しかし，教員採用の国籍条項は，逆流現象というものが見受けられるわけです。今年度国籍条項を撤廃したのは2つの自治体のみで，新たに13もの自治体が今年度から明記をしたというのは皆さんご存知だと思います。

この現象に対して，地元の人がどのような反応をしたかを考えると，非常にお寒い状況があるわけです。私が摑んでいるところでは，静岡でそれに対する抗議運動がなされたことだけなのです。「在静岡韓国人の明日を考える会」の人達が様々な抗議運動をし，またマスコミも「国籍条項」新設と報道していました。しかし，他のところで，抗議運動が起きたとか，マスコミが報道したとかは今のところ聞いていません。

すでに国籍条項が設けられているところでも，それが新設された時にもそのことが全く無視されて，地元の人も全く知らずに国籍条項が新設されたという状況ではないかと思います。

愛知県の場合，「昭和39年6月1日付県広報」に載った受験案内に突如として国籍条項が出てくるのです。その項の新聞の縮刷版をみてみても，そのことには全く触れず，倍率がどうのこうのということのみしか出ていません。だれもそのことについては着目をしていないということです。

では，なぜそうなのかということを考えてみたのですが，在日韓国・朝鮮人の教育をどうするのか，どうあるべきなのかということが，ないがしろにされているのだと，一言で言えばそのようなことだと思います。

2. 民族学校をめぐる問題

在日韓国・朝鮮人の子供達の学校教育について，どうあるべきかということで考えられることは，民族学校で学ぶということと日本の学校で学ぶということの評価や位置付けが必ずしも定まっていない。このことは，教育行政当局はもちろん，場合によっては在日韓国・朝鮮人父母の側でも私は必ずしもはっきりしていないのではないかという感想を持っています。それから，もちろん教師もこの点についてははっきりとした考えを持ちえていない。

このような問題と，民族学校の問題を考える場合，建国小学校，同中学校，同高校と大阪韓国学園の金剛小学校の4つが例外的に学校教育法第1条項による正規学校になっているけれども，これを除いたあとは全て各種学校になっています。

各種学校の場合，上級の正規学校に進む時に入学資格という問題が基本的には解決されていない。私の知っている限り，日本の国立大学は入学資格を認めていない。公立大学の場合は30数校あるなかで，10校ぐらいしか認めていない。また三百数十校ある私立大学でも，おそらく40～50校ぐらいしか入学を認めていない。その程度なのです。

また，各種学校に入っている場合には，就学援助の対象には通常はなっていない。文部省や教育委員会は，民族学校というのを正規の学校として認めないという基本的には，そ

のような発想があるのです。その意味では，豊中の教育指針には，民族学校に行っている児童の保護者で，必要な家庭には就学援助を出すということが方針化されているのは，地方の教育委員会が出した具体的な考え方の中ではかなり画期的なものではないかと思います。

それから，これはむしろ当事者の問題かも知れませんが，現在ある民族学校の設置者である団体が，正規学校として認めるという要求を出したということを聞いていないのです。これは，出しても認められないから出さないのか，あるいは正規学校になる気はないと，今の各種学校で充分だと考えているのか，この辺がよく私にはわからないのです。

東京あたりでは授業をフランス語で小学校からやっている所があるらしいのです。それは正規学校らしいのですけれども，そのような学校がいくつかあるのです。朝鮮語を国語とし，日本語を外国語として小学校教育を正規学校として行うことができるのではないかそれをぎりぎりの所まで追求していってよいのではないかと考えるのですが。

3. 日本の学校をめぐる諸問題

『在日朝鮮人史研究』7号に「日本の学校に子どもを通わせる在日朝鮮人父母の教育観に関する調査」が載っています。これは，日本人の中にかなり分散して居住している豊中市，密集して居住している大阪市生野区・西成区，その中間の尼崎市の地域で日本の学校に子どもを通わせている在日韓国・朝鮮人父母を対象に行われたアンケート調査です。

それによると，なぜ日本の学校に子供を通わせるのかという質問に対しては，日本に住んでいるから日本の学校でよいという人が多いのです。そして，注目すべきことは，子供が民族意識を持っているので日本の学校でもより，別に日本の学校に行ったからといって日本人になるわけではないというように思っているのです（ただ大阪の比率が高いのですが）。

先ほど申しあげた入学資格の問題が，意外と影を落していることが統計的に出ているのです。約$\frac{1}{3}$の父母は，日本の大学へ進学させるために日本学校に通わせている。それが具体的な数字で発表されている。

それでは，日本の学校に様々な理由で通わせているけれども，日本の学校教育にどのような要求を持っているかと言うと，１７９人中４６人の親が，日本の学校に通わせているけれども母国の歴史についてほとんど学んでいないのではないかという不安を持っています。

詳しいことは報告書にゆずりますが，親は子供の教育に大きな関心を持っているということがわかります。その親達がどのような意見を持ち，それをどのように教育の中で具体化していくのかということが，大阪あたりでは一部行われているところもありますが，非常に遅れている。教育というのは，単に法律だけで事を運ぶわけにはいかない側面があり，内容の問題，あるいは民族感情というものも入ってきます。このようなものを含んだ内実というものを，地域社会，あるいは教師・生徒・それから父母との間に，どういう共有関係ができるかによって，教育の本当の姿が成り立つのです。これは日本人の子供の場合でも同じ事が言えるのですが，特に在日外国人の場合には特に遅れている。このようなことが，教育採用の国籍条項の問題でも言えるのです。制度上，国籍条項が撤廃されたからと言って，それで解決ということは言えないのです。

第１日目のシンポジウムで，在日韓国・朝鮮人青年達が正直に自分の気持ちを語りながら，確実に何かを感じながら，一歩一歩進んでいることを，私は司会をしながら感じていたのですが，本当に頑張ってほしいという感想を持っているのです。在日韓国・朝鮮人教師の役割については，簡単には結論は出せませんが，これからも一緒になって作っていかなくてはならないのではないでしょうか。

4. 進路保障の取り組み

就職差別の問題では，まず公共機関が率先して門戸を解放して，それから公共機関と私的な機関との関係というものを押える必要が

あります。そうでなければ，いくら民間企業に行政から啓蒙や指導をしても効果がないのは当然です。

民間企業の門戸解放をどのような方式で確保するのかというと，「身体障害者雇用促進法」にみる割当制や，「同和対策事業特別措置法」にみる特別措置の発想が参考になるのではないかと思います。

民間企業というのは誰を採用するかは全く自由なわけで，またその選考というのは全く秘密となっているわけです。それに対して，アメリカなどで採用されているクオーター制＝割当制というのは，非常に有効なわけです。差別をされている人々を救済するには，クオーター制を取るしかないと私などは考えるわけです。

また民族差別が行われたら刑事罰の対象にするということを考えるべきなのです。

フランスの人種差別規制法（１９７２年）というのがあり，人種差別に刑事罰を課すという内容が入っています。その例として，次のような裁判がありました。ある出版社が，ナチス・ドイツで使われたユダヤ人狩りの手引き書みたいなものを復刻し出版したのですが，人種差別に反対している市民団体から告発を受けたわけです。パリ中央裁判所は，それに対して，その出版社に罰金刑を課した。出版社側は，資料的なものとして復刻したものであり，人種差別を意図したものではなく，また部数も決して多くないし，言論の自由の範囲だと言うのですが，裁判所は，ナチス・ドイツが犯した人種差別を認定したニュールンベルグ裁判の判決と，今回の裁判の判決文の骨子を色ずりの紙で加えてから出版するのならよいが，そうでなければ人種差別を助長するものであるとし，さらに本の回収命令が出され，その期間が１週間ぐらいで，もし遅れた場合には，違約金が課せられる判決を下した。

またイギリスには人種関係法とよばれるものがあり，行政の中にある人種関係庁には人種差別があると告発する権限を持たせているわけです。

日立裁判では，朴鐘碩さんが勝ちましたが，しかし，日立は刑事罰に課せられたことがない。あれだけのことをやっていながら。今後民族差別を解消していく為に，「身体障害者雇用促進法」，「同和対策特別事業特別措置法」にみられる発想や，民族差別に対しては刑事罰を課すような法律の制定などを考えていく必要があるのではと思います。

第３分科会・発題

教育行政闘争の課題

仲　原　良　二
（兵庫民闘連）

最初に，「教員採用の国籍条項撤廃」という表現は非常にわかりにくいのです。というのは，運動をすすめて行く時に様々な団体に要請をしていくのですが，なかなか理解しにくいのです。その意味で，教員採用闘争というように言った方がよいのではないかと思うのです。

私が関わった闘争は，兵庫県，神戸市の教員採用闘争ですが，愛知県の時にも幾度か交渉に参加しました。その中で，言えるのは，最初，どの行政も例の行政実例を持ち出して「公務員の当然の法理であって，公権力の行使または公の意思形成に参画する者は，日本国籍を必要とする」という言い尽くされた見解を述べる。それが，様々な角度から論理的に追求していくと，行政側は返答ができなくなってくる。

それで，兵庫と愛知の違いで言いますと，先ず兵庫の場合は，近畿地方の中では兵庫だけが国籍条項を残していると述べ，行政の方も調べてみると兵庫だけというのがわかり，「これは大変だ」というように思っていたところもあるのです。だから交渉の場では一際，法律論争はやらないわけです。

県教委の内部で何が主要な議論になったか

というと，将来，教頭や校長になった時，つまり管理職になった時にどうするかということなのです。かなり内部で議論をやったらしいのですが，結論は，校長，教頭の採用試験というのは，試験をやり面接をやるのだからその時に落せば別に問題はないというように判断したのだと思うのです。ですから，何故国籍条項を取り去ったのか，その理由をたずねると３点ほど理由として上げていました。

１点は，近畿他府県との均衡ということ。２点は，欧米人を英語の教師として兵庫県が多く採用しているということ。講師という程度で。３点目は，「公権力の行使」の問題については，「問題がなきにしもあらずだが，これは地方行政が主体的に判断することだから，別に国の意向とは関係がない」ということを言っているわけです。

ところが，愛知県での交渉では「公権力の行使」ということを正面から言ってくるわけです。何が公権力の行使にあたるのかというと，まず生徒を処分することがある。退学とか停学とかいう場合です。この処分権が公約力の行使にあたるということなのです。それから管理職になれるからということもあげていました。

これらに対して，まず処分権に関しては私立学校の場合，当然，国籍に関係がなく行っているのではないかと言うと，答えられなくなるのです。また管理職に問題については，校長になるまでには約２０年から３０年かかる。このような先のことをもって，せっかく受けようとする者の意志を無視することはけしからんし，こんなことは後で考えたらよいのではないかと言えば，これに対しても返答ができない。それから，公の意志形成に参画するというのは，職員会議のことだとも言っている。だから外国人はだめだという。これに対しても，例えば，外国籍助教諭や講師の場合，職員会議に参加しているのはおかしいではないか，その意味からすれば外国籍の人間が参加することは必ずしも，公の意思の形成に参画するとはならないだろう。また職員会議の性格付けの論争でも，県教委は「諮問機関」であるというのです。単なる諮問機関ならば公の意志の形成に参画にはならないのです。

つまり，このようなことで法的に公権力の行使や公の意思の形成に参画するとは何かを，問い糾しても全く答えられないのです。

これらのこととは別に，皆さんご存知の，「大平回答」というのがあります。外国人を公務員に採用するかどうかは，各地方自治体が具体的に職務内容を検討して判断すべき問題であるとしたものです。この関連で追求していきますと，「愛知県は愛知県独自の理由があって採用をしないのです」ということを言うわけです。それを追求すると「これは公務員の当然の法理であるから，愛知県は採用しない」と答えるのです。何が「当然なのか」と聞いても，これもまた答えられない。

とにかく，全くお粗末きわまりないというのが実態なのです。しかし，最後に本音らしきものが出てきました。「日本の国民を育てるのには外国人はダメです」という内容を述べたのですが，それだけ言ってすぐに引っ込めてしまいました。このことをめぐって，もっと論争をしたかったのですが，これは，やはり本音ですね。結局は，教員採用の国籍条項の問題は，この問題につきるのではないかと思います。朝鮮人はいやだと，いやなものが教師になったら困るという日本人の差別意識を代弁していることだと思います。

以上，私の関わった兵庫と愛知の場合を述べましたが，もう一つ述べておきたいのは，兵庫で運動を行った時に，「国籍条項撤廃共闘会議」というものを作ったわけです。そして，様々な団体に連帯を呼びかけたのですが，県の教員組合や総評などが全く動いてくれないのです。中央執行委員会などに何度も足を運んだのですが，どうしても結論が出ないのです。理由は様々あったようですが。

また，その間，兵庫県の部落解放研究集会というものがあり，その中で，国籍条項撤廃のために「反差別共闘分科会」というものが設けられました。解放運動の中で，そのような認識が生まれてきたのです。

この集会の中では，部落の人が，「朝鮮人差別もあるけれども，私らは朝鮮人によく苛められてもだ」とか，朝鮮人と部落との仲の悪い話が，いろいろ出てきたのですが，県連の中央執行委員が反差別共同闘争と言いながら朝鮮人問題をやってはいないのではないかと，一般の参加者から執行部を吊し上げるという一幕も出て来て，意味のある分科会だったのではないかと思っています。

私が参加した経験というようなことで，以上簡単ですが終りたいと思います。

第3分科会・発題

民族教育か国民教育か
―問われる在日朝鮮人教育の方向性―

徐　　正　禹（ソ・チョンウ）
（八尾いのくら在日韓国・朝鮮人問題部会）

トツカビ子ども会は今年で7年目であり，当初は仲間の中で部屋を借り，親ぐるみで子供を集めて勉強をはじめ，3年目頃からは在日朝鮮人教育としての意義を認めさせていこうと，八尾市の教育委員会に対して要望を続けてきた。

現在もそうであるが，今だ「同和教育の一環」という枠から抜け出ていない。しかし，中味は，建物も別で，指導員体制も全く朝鮮人の指導員，子供たちも全て在日朝鮮人である。その意味で，日本人の子供を含めて，その中で朝鮮人の問題を重点的にやっている子供会活動とは違う。このことを思い知らされたのが行政との交渉の中であった。

トツカビ子ども会は，被差別部落の安中地区の八尾市所有のプレハブ施設を使って活動をしていたが，市の計画で撤廃されることが決定され，その後の活動の場を市行政に求める闘いがあった。私達は，トツカビの施設撤去後の保障の闘いは，市行政の民族教育そのものに対する責任ある姿勢を引き出さない限り，この闘いに勝利することはできないと考えた。だからこそ，それまでのトツカビの活動実績に対する評価というきわめて現実的，実態的批判を武器にすると同時に，市行政自身の民族教育に対する基本姿勢を問うたのである。

1.「民族教育」と「民族差別撤廃のための教育」は違う?!

≪八尾市の主張≫「在日外国人が，民族集団として，自主的・主体的に行う民族教育については，第三者としての日本の公行政は反対する権利も意図もない。外国人が自分たちの国のことを学び，祖国にほこりを持ち，祖国にどう貢協するか，祖国の未来をどう考えるのかという教育に，外国としての日本の行政がとやかく干接することは，筋道の通らないことである。在日韓国・朝鮮人だけの集団として，同じ民族が同胞の弟，妹たちを教育する場を保障するというならば，一方で民族学校に行政保障していない事と相反する結果となり，行政の均衡の原則に反する」

彼らの主張の誤りは，次のとおりであると考える。つまり市行政がとらえる「民族教育」は，「大韓民国の国民としての教育」，あるいは「朝鮮民主主義人民共和国の国民としての教育」，いわゆる「国民としての教育」と「国家」「国籍」というわくから自由な「民族としての教育」の二つの異質なものを混同して使用していることに原因が求められる。

2. 文部省は民族教育を全面否定しているか

従来から日教組方針にも見られるように日本の学校における韓国・朝鮮人教育は「日本人教師には韓国・朝鮮人の子どもたちの民族教育はできない」という，いわば「民族教育限界論」がある。これは，今も民族教育の大前提としてゆるがしがたい原則として存在することは疑いを入れない。そこから当然の帰結として，「民族学校の門まで連れていくこと」が日本人教師の任務であるとされてきた。一方，日本の学校における取組みは，従来の「連れていく」のみの方針では，現実の問題は解決されないという新たな課題を提起した

が，それとて日本の教師の限界性は否定していない。であるならば，反面，日本の学校の韓国・朝鮮人教師が，日本人の子どもたちを教育する場合，何らの限界性がないと言えるであろう。

「日本の学校で外国人教員が日本人の子どもに対して教育を行う場合，どんな問題が考えられるか」と聞いたところ，文部省は「天皇に対する感情，国旗に対する感情，他に桜の花を見る気持ち，四季に対する自然感情の鋭い感受性を育てること等の指導という微妙な問題がある」と言う。日本の公教育は日本人のためにあるのであって，外国人教員はその任務を果たせないという回答が出されると思ったのであるが，必ずしもそのように単純に割り切られるものではなかったのである。文部省いわく，「どこの国でもその国民の育成のための教育をしていると思う。日本でもそうだ。しかし現代の教育は世界共通の内容が多く，外国人だから教えられないというものではない。むしろそのような部分は，きわめてごく一部に限定されると思う」。公立学校において教師の国籍の違いは少なくとも，教育・指導内容の面では，ほとんど支障ないものと文部省みずからが，外国人教員の教員としての適格性をその教育効果の面から必ずしも否定しなかったのは意外であった。この問題のみならず，大体の面について言えることは，彼らの考え方が，私たちの予想よりはるかに合理的であるということである。

一方，私たちのこの問題に対する考え方は，彼ら以上に合理的・客観的であろうか。日本人教師に在日韓国・朝鮮人の教育はできないという暗黙の原則に対し，私たちは今一度メスを入れるべきではなかろうか。

「国家とか政治などというわくを越えたところでの一人一人の人間という単位，人権というものを基準にして，民族というものを考えるとき，日本の学校の中で在日韓国・朝鮮人に対する差別が存在している。この差別をなくすための意味での民族教育は当然必要でしょう」。この質問に対し文部省は，「当然です。民族差別的な状況があれば，これは大問題です」。さらに具体的に質問すると，「子どもの差別意識を払しょくしていくという一般的な指導は必要。民主主義・人権という教育のみならず，一方客観的に，例えば学力の水準が日本人と比較して若干落ちこんでいるとかいった事態があれば，それについては回復し，高めていくという指導も必要……それが差別解消の指導をする際，一つの大きなポイントである。ただそのような実態を細かく知らないので……」と答えた。

ただこの議論の中で，彼らは何度となく「外国の国民としての教育はできない」ことをしきりに強調していたことが大変印象的であった。つまり彼らの話の中にある外国人教育は，「国民としての教育」と「人権の観点に立った教育」の二つの概念をはっきり区別しているのである。なるほど，考えてみれば後者の教育を否定する論理を彼らが持ち合わせるはずがない。一方，前者の教育を日本の公教育ができようはずもない。別段大してむずかしいことでもないのである。しかし，少なくとも私たちにとってみれば，まさに「目新しい」ものであったことは否めない。

従来私たちの多くは，文部省の民族教育に対する姿勢を「全面否定」として受けとめていた。

しかしそのことは，過去から現在に至る今なお，在日韓国・朝鮮人の生き方・あり様を祖国とのからみから別に考えることがほとんどなかったことによるものと思われる。つまり，朝鮮人・韓国人として自覚を持つというその基準は，常に祖国との関係，祖国の建設・統一にどれだけ参加・寄与できるかということにあった。だから当然のこととして，民族教育もまた祖国とのからみから自由ではなかった。そして，そのことが，行政権力の弾圧，あをいは無責任を決めこむ口実として利用されてきたのではないだろうか。

第3分科会・報告

東京都教委に対し在日朝鮮人教育の基本指針の確立を要求する行政闘争の成果と問題点

鈴木啓介
（東京・在日朝鮮人生徒の教育を考える会）



東京の考える会は７５年にできました。最初の間は，大阪とか兵庫県における先生たちの取り組みを個人的に学び，その中で取り組みを進めて行くような個人の交流の場として，もう一つは総連系の民族学校とのトラブルが非常に多く，日本人生徒の間に，「朝鮮人憎し」という感情が強いという現状があり，朝鮮人学校との交流をすすめて行くことを，75年から3年間ぐらいやっていました。

７８年から東京都の教育委員会に対して，在日朝鮮人の教育指針を出せという交渉を初めるようになり，また各種学校の歯科衛生師学院というところで起きた入学差別事件について，糾弾闘争を実施し，都の行政責任を併わせて追求していくというようなこと，それから，７９年の上福岡三中の事件を埼玉の人たちと一緒に三中の教職員と上福岡市の教育委員会を糾弾する闘いを私たちは一方で軸にすえながら，一方で学校での実践を交流して行くというスタイルをとってやって来ました。一体どうして，行政闘争をやろうというようになったかということですけど，東京の場合，民族差別の酷さというか，特に朝鮮高校生とのトラブルというようなことを通して見ても日本人の子供たちの差別意識のはげしいところがあります。都の教育委員会も，それについて何らの対応を立てないで，むしろ，７３年度から高校の入学試験の願書に，それまでは朝鮮人の場合，本名を必ず書くということになっていたのですけれども，書かなくてもいいということが制度化され，自分の学校に誰が朝鮮人であるかということが全然把握できないと言うような実態になったのです。そして，多くの現場で朝鮮人の生徒の姿というものに気がつかない，差別の現実だけはあって，それには気がつかないというような実態が進行していっています。そんな中で，行政が差別の現実を肯定し，子供たちを埋没させていくようなかたちで，方針転換を行っていった。それでは具体的な取組はできないのではないか，ということがひとつとしてあるわけです。

それから二番目，これが一番大きなものと思われます。現場で何かはじめていく人間が，それに対して，それまでタブー視されていた問題でありますので，足を引っ張ったり，あるいは，干渉したりするような学校の管理職や同僚がいるわけで，とくに管理職に対して，足を引っ張られないようにして行くということ。

三番めには，交渉を設定し闘争を組んでいく中で，われわれの仲間を少しでも殖やしていくということ。このようなことから，高校同研と一緒に教育委員会に話し合いをもちいれて，１３回の都教委交渉をしてきたわけです。われわれは基本方針というものを明らかにせよということを，それから，国籍条項の撤廃をはじめとして，民間企業の就職差別についても，都教委として取り組めといったことを要求してきたわけですが，結果は基本方針というようなものは，出なかったわけです。しかし８１年の３月の２３日，「公立学校に在学する在日外国人児童・生徒に関わる教育指導について」という資料がでたわけです。

これは内容をお読みになっていただければ，わかることと思いますけど，形式的にも，方針というものではないのです。今まで，都教委が，われわれとの１３回に渡る交渉の中で，現場に対して何回か出した通達や資料を整理をして，出したものと，それに若干のコメントを付け加えたもの，そういうふうに言ったほうが正しいと思います。

なぜそうなったかというと，外国人の子供たちをどのように指導していくのかということについて長い話し合いの結果，都教委は基本方針を出すことになったのですが，出せないと言ってきたのです。そして，都教委の案を発表して，校長会とか都教組，その他の団体に渡して意見を求めたわけです。それに対して，校長会からは，人権尊重の教育という大きな方針があるから不要という意見が出され，都教組からは，「考える会」の提案している「本名を呼び，名のる」というものに対して，権力を使ってやるようなことは反対であると言ってきたのです。

それで，都教委もグラついて，結局，基本方針というかたちではなく，こういうかたちで出すということになっていった。というのが，方針ということにならなかった大きな経過であります。

この次にこの指針について考えておかなければいけないことは，本名の指導の問題をはじめとして，日本の学校に在学している朝鮮人・韓国人の子供たちに対して，日本人の教師が，どのように関っていけばいいのかということについて何ひとつ示されていないということであると思います。「本名を名のをのは自然である」というように書いてあります。一般的に言えば，それはそれで，当然のことであると思いますけども，協議してすすめるとか，親の意向を尊重するとかいうときに，教員がどういう姿勢でのぞんでいくのかということが何も触れられていないことが大きな問題点なのです。

また進路の差別の問題や就職差別の問題について，どのように関っていくのか，そういったことについても，何ひとつ触れられていないということです。更に，民族差別が何故あるのかという歴史的な背景や，現在の問題に対して，非常に抽象的に，「日本と朝鮮との歴史的関りから起因している」とかいうように，抽象的にしか差別の原因というものに触れていない。そういったような決定的に重要な問題が，スッポリとごまかされているのです。

ただ，都教委が，はじめて民族差別の実態というものが東京の学校にも多くあるということを認めて，それを教育上の課題として取り組んでいかなくてはならないということを位置づけたという意味では，一つの成果であると言えると思います。

都教委の方は，こういうものを出して，いったい，何をやっているのかと，いうことを先に言っておきますと，８０年の３月に都の教育委員会の内部に，東京都内で，比較的，朝鮮人の多い１２区，それから四つの市でもって，市の指導主事と都教委の指導主事らで人教育研究協議会というようなものを設けて，毎年１回位の研修教育をしているということです。われわれの要望で，そういうものも，漸く設けられ，昨年度は李殷直先生を呼んで意見を聞くというようなことをやっているのです。今年は，川崎のオモニの会の宋富子さんを呼んで，学習会をやるというようなことを言っている。

各学校に対しては，指導資料を一冊づつ，都立に出し，それ以外の学校についても，参考資料ということで，東京都内の全ての小・中学校に，おろしたということが一つです。それから，今年は予算の上では，はじめて，大阪で出された本名を指導要録に書くための記入の手引きを，全都立学校に配るというようなことを言っています。だいたい，こういうことが，指導資料と共に，都教委側が昨年８０年度からはじめている内容です。

対都教委交渉の成果と問題点ですが，行政との関かりにおいて，我々との交渉の窓口というものを開設させて，都側は３人の指導主事を中心として，外国人教育研究協議会といった組織をもつようになり，交渉はやりたい

時にはだいたいできるといった関係ができている。これが一つです。また教育採用の問題についても，昨年２人の青年が受験するということがわかってから，交渉の途上にのせて採用まで，ともかくもっていったということが一応言えるのではないかと思います。

学校現場でのとりくみとのかかわりにおいてということになりますと，資指資料が都立学校におろされても，全教員に配布されるというようなことは，ごく少数で，現場の人間が，教長，教頭に要求しなければ，それをマスプリして，全教員に配るということはないわけです。そういう線では非常に弱いわけなんですけれども，ともかく，要求すれば，管理職がそれを印刷して配るというようなことが現在行われている。

それからいろいろな研修会（校長研修会，教頭研修会，生活指導の研修会，教務の研修会）といったところで，そういう話しがされて，それが具体的な現場におりてくる。例えば，教務の研修会では指導要録に本名を記入するというようなことが通達されていますので，そういうかたちで現場におりてくるということになります。その一つの成果と言っていいか分かりませんけど，例えば，在日外国人の子供たちが自分の学校に何人いるかというようなこともわかってくる。実態把握というものが，良かれ悪しかれ起っていることの表われではなかろうかと思います。

その他，生活指導の研究会というようなところでも同様の話がされて，職員会議でそのような問題に取り組んで欲しいと，上から出てくる。また，下からも，ケチをつけられないと言った雰囲気はいくらか出ているかと思います。例えば，葛西工業高校での差別事件を都教委側にぶっけていくなかで，葛西工業高校の職員会議の中で差別問題に学校として取り組むことが話され，その中にいる我々の仲間が中心になって，朝鮮人研究会というのを作り，活動をはじめるということがありました。

それから，都高教というのがありますが，これが，従来なかなか腰が重くて何もしてくれなかったわけです。しかし，この１０月に，都教委の動きに対して，組合も一応黙ってはいられないということで，外国人教育ということで，外国人のおかれている現状を職場の討議資料ということで１万人の組合員に配りました。

これを出したということを契機にして組合の内部において学習会等をこれから組織をして行こうと，今まで「考える会」という小さなサークルでもって同和教育研究会と一緒に研究会活動をやってきたわけですけど，組合の活動の中に位置づけさせようというようなこと，これはこれからの課題なのですけれども，そういったようなことが，ようやく始って来たと思います。それから，組合が今年，総連系の民族学校が創立されて３５年になるそうですけれど，それについて初めて民族学校との交流について組織決定をして，交流活動というのを組合として推めていこうというような指示を出しました。そういったようなところが今のところ組合との関係について言えることかと思われます。

また，都教委交渉，それから歯科医師会の闘争，上福岡三中の闘争に関わって，いろいろな在日朝鮮人の人たちが，この闘争に参加をし，都教委交渉については主に民闘連といいますが，在日韓国人問題研究所の人たちや，それから川崎の青丘社の人たちの協力というものを得ました。それから，東京では在日韓国青年会のメンバーが有志というかたちで，ときどき都庁に出て来てくれたり，それから朝鮮奨学会の方々が出て来てくれたりしました。そういうようなことをして朝鮮人と余り日常的に触れることのない東京の教員などが在日韓国人のおかれている状況や，そういう人たちの悩み苦しみというものを，この中でいくらかわかってきたということです。「考える会」がようやく確立して来た，ごく少数の人間達ですが，ともかく一緒にやって行こうとかたちが，一人一人の中に造り上げられて来たといえると思います。

●第4分科会●

地域と学校

── 在日韓国・朝鮮人の
子どもが置かれた状況
とどうとりくむか ──

第4分科会・報告

地域の学校との関係づくりを目指して

鈴木市郎
（青丘社桜本学園中学生部）



「地域と学校」というテーマの中では，今日の地域と学校，地域の教育実践と学校との関係，子供の実態に対してどのような環境を作るか，どのような取り囲み方をするかということに関して，青丘社の中学生部の実践を中心に報告していきたいと思います。

実践の形態は，一応学習塾の形をとっています。集っている子供というのは，中学一年生が６人，全部朝鮮人です。中学二年生は２人，日本人です。中学三年生は５人ほどで，朝鮮人が２人（そのうち混血の子が１人）。

子供の実態というところで言いますと，中学一年に関しては，桜本保育園の本名実践の時に朝鮮人クラスと日本人クラスを分けた第一期生の子供たちです。その辺の子供たちは，小学校の時から青丘社に出入りをしていた子供たちです。そのうち２人は，小学校は本名で入学して，１人の子は途中で通名に変えた子供です。もう１人の子は，小学校を卒業するまで本名でいったのですけれども，中学に入る時に再び通名に変えていったという子供です。青丘社の「本名を名のる実践」の中で，最も先端に位置する子供たちが，中学一年生でそのような状況にあるのです。

日本人の子供に関しては，学校の中で人間関係がほとんど作れない子供。そのような子供が定着してくる。学園にいる時が一番面白いわけです。また，家庭崩壊というのか，両親のどちらかがいなかったりする家庭の中にいる子供です。

朝鮮人の子供に関しては，本名で中学に行っている子供と通名で行っている子供です。もう一つは，いわゆる「悪たれグループ」なのですが，桜本中学校の番長グループです。そのボス格が朝鮮人の男の子で，その子を中心に５～６人の「悪たれ」が集ています。その子供は，とにかく「悪さ」は全部するのでそれに対してどう自分の責任としてやっていくのかということが実践の主になっています。

桜本中学は，生徒数４６０名，教員数２１名という，非常に規模の小さい学校です。青丘社の子供の話をした先生がだんだんといなくなっていく現実が，この５年間にあります。

桜本中と青丘社の関係では，５年前の出合いから一貫した関係作りをしてこなかったという私達側の問題が大部分あります。一方，教員の方は，なぜ青丘社には問題を起こす悪ばから集まるのか，塾といっても勉強をしているのかどうかわからない。結局放任させて好き勝手なことをさせているのではないかという不信感があります。朝鮮人の問題をよく言うが一体何を言いたいのかといった不信感があります。〝さわらぬ神にたたりなし〟という雰囲気が桜本中の教員の意識の中にあったのです。

しかし，そのなかで３年ぐらい前から，地域の中で何かをやろうとしている青丘社と交

流をしようと，数少ない先生との連絡が細々ながらでき始めたわけです。そして，子供がどこで悩んで，どこでつまずいて，あるいはどこで荒れているのか，そしてどうしなければならないのかということを中心として，教員と青丘社との共同実践を模索していったのです。

6年前，青丘社が実践を始めた頃に，桜本中学校に実践を担っていた人達が，「日本の学校の中で朝鮮人がいる事実に対して，日本人教員は一体何をするのか」と，「朝鮮人の問題をどう理解して，朝鮮人の子供とどう対峙するのか」という突き付けを７５年当時したわけです。しかし，観念的な重い情熱だけで突き付けていったことが，「何を言っているのかわからない，自分たちが抱えている子供に対してそのような言われかたをしても何をしていいのかわからない」というような意識が桜本中学校の教員に作られていった。それが何年かして，やっと細々とした関係をつなぎとめたということなのです。

青丘社でやってきた実践というものが，いわば青丘社の枠内で何とかしようという実践にとどまっていたのではないか。例えば，中学生になったＫという子が差別発言を受けた時に，彼が学校の先生に言っていくだとかということがないわけです。青丘社の中での人間関係で本名を名のって頑張っているだけではなく，自分達の生活空間の中で，差別発言を許さないという態度だとか，主張をできるようにならなければいけない。そのような状況を，ただ尻をたたいて「お前ら，やってこい」ではなくて，こちら側が，彼らが闘える環境を作っていかなければならないのではないかということです。

少し，具体的に子供たちの話をしたいと思います。Ｐ君というのは朝鮮籍で，オモニは日本人なのです。中学二年生の時に，オモニは家を出ていき，今はオモニとアボジがうまくいかないという中で，家にはいたくないと言うのです。そして，学校の中でも荒れていました。彼は，囲りの友だちや家との関係の中で自分の進路を考えています。結果としては，家から出て行きたいということもあって，寮のある無線士の養成学校みたいなところに行くことを希望しています。今，青丘社にいるメンバーでは一番落ち着いているのです。

Ｃ君というのは１５歳ですけれども，彼のアボジはもう６０歳近い一世なのです。彼と同じ世代の朝鮮人の子供は，ほとんど三世で，二世の親に育てられた子供なんです。しかし，彼の場合は，一世の親なのです。それで，アボジとの関係が，なかなかうまくいかない。「異国に来て三十数年，日本の厳しい民族差別の中で働いて，共に暮らしてきても，日本人の妻は朝鮮人の自分を認めない。子供は混血だから，それが一番の原因で荒れると思う。今，家は苦しいけれども，俺は４時に起きて子供の弁当を作り，仕事に行く。そんな親の姿が今の子供にはわからない。」とそのアボジは言うのです。Ｃという子供は，力は無いけれども，やることは最もすごいのです。一番節操なくやるわけです。その中でアボジは，「もうどうしていいかわからん。自分は殴ることしかできない。けれど，殴ったってわからねぇ。俺はこんなに頑張って，辛どいなか仕事をして，日本の差別の中でもなんとか生きていかなきゃいけないという朝鮮人としての自分を，あいつには全然わからない」

彼が家出をした時，アボジは彼と話をしようと僕らと一緒に捜し回ったのです。そうしたら，ある２４時間のゲームセンターに行ったら，桜本中学校の先生と出会って，またそこにも子供がちゃんといたのです。たまたま出くわした教員は処分の通告に来ていたのです。たしか，生徒指導主任，学年主任，担任も来ていました。その時は，あまりケンカにならないようにと話し合っていくうちに，一つの結論がでてきました。

子供が荒れて追っかければ，教員と出会うことが何回もあり，今後は子供たちの問題を互いに話し合ったらどうかということになったわけです。それで，今年の３月ぐらいに桜本中学の校長に正式に話し合いを申し入れて，三年の学年会と交流会を持つことになったのです。

学校の方は，基本的には「悪たれ」対策なのです。去年，桜本中学は校内暴力でマスコミに載ったわけです。この二の舞いはふみたくないということで，それなら青丘社は子供を知っているから，情報だけは流してもらったりして，利用できるとこは利用して，治めるとこは治めたいと教員側の意識としては，そのような形で始まりました。

１回目は，４月の最初に交流会を桜本中学校の中で開きました。それから，第２回目が夏に開かれました。この時は「二つの名前で生きる子ら」というビデオを教員と一緒に見まして，その後，青丘社主催で３本ほどのビデオを上映し，一年生の朝鮮人の子供が８人いるクラスの担任の先生が見にきていました。

このように歩みを始めたわけですが，子供を取り巻くというところでは，１人の子供に対してどのような環境作りをするのかということで，教員と我々と親で輪を作らなければならない。親との話はなかなかできないのですが，「悪たれグループ」の親に関しては，関係はできつつあります。一度親同志をまとめようということで，去年新年会をやったのです。しかし，親のグループというのは，親自身も荒れまくっていて，家を出たり，子供を放っぽらかしにしたりしていますので，仲々うまくいかないのです。それでも，親と子供と学校の教員で取り巻く子供の環境作りということをきちっとやらなければいけないのではないかということが出てきていると思います。

最後に，教員との関係作りにしても，教員との思惑の違いがあります。つい最近もあったのですが，子供が家出をすると，桜本中学の教師は夜遅くまで捜し回るわけです。しかし子供は，きっちりと青丘社に来ている。そこで，一生懸命，今日はちゃんと帰れという話をしたのです。そこへ教員が来て，いるならいいや，という感じで，途中から帰ってしまうということがあるのです。そういう意味では，まだまだ同じ対応の中でも子供を囲み切れていないという問題があると思います。子供を取り囲く状況は，やはり一つ一つの対応の中で作っていくということだと思います。

もう一つは，子供をめぐる環境についてです。彼らの中には，先輩・後輩の関係があって，後輩の「悪たれ」は先輩の言うことを聞くという関係があるのです。最近のことなのですが，去年の桜本中学の校内暴力事件の渦中にいた子供たちと会う機会がありましたが，皆高校は受からなかったのです。その時は，土方をやったり，ぶらぶらしてたりしていたのですが，彼らは「自分たちは中学時代荒れたけれども，後悔している」というのです。そして「今の三年坊には，自分達みたいになってほしくはない」と真剣に訴えるのです。しかし，彼ら自身が何をしていくのかということでは答えは出ていないのですが，「『おまえら，そんなに悪たれではない』と言われ，おまえらには関係ないだろうと言ったけれども，あの時はわからなかった。今，高校に行けなくて働かなければならなくなって，そのしんどさの中でやっと後悔し始めた。だから，あいつらだけは絶対同じ道を歩ませたくない」という先輩たちが出てきたということです。

同じ地域の中で育っている先輩達，親，学校の教員と共に，これから育ってくる朝鮮人の子供，日本人の子供を含めた子供たちを，取り囲み，育てていく環境作りがやはり迫られているのではないかというように思います。

第４分科会・発題

豊中ハギハッキョに取り組んで

溝井紀美子
（豊中市立緑地小学校）

豊中というところは教育都市と言われていますが，特に障害児教育は有名なのですが，在日朝鮮人教育に関してはまだまだ取り組みができていないのが現状です。

在日朝鮮人の子供の数は，行政から出された名簿では６１７名です。その子供達はほと

んど散在しておりまして，またほとんどが通名で通っているのが現状です。本校にも１３名ほどの子供達がいるわけですけれども，そのほとんどが通名で通っております。２名だけは本名で通っています。本名への取り組みなどは，ほとんど豊中市内で行なわれていないし，実践らしい実践もなかったのです。

その中で何ができるのかということで，まず日本人の子供には朝鮮を正しく認識させるということで，特に５年・６年の社会科の教科書の朝鮮記述について不充分だし誤りも多いので，その辺を検討していこうというので，批判検討をしてきました。また朝鮮のことを知らない朝鮮人の子供に授業の中で学習する手だてはないだろうかということで，教材として「サントッキ」というものを自主編成をしました。その中身は，歌とか朝鮮の自然というものなどを入れたのです。

もうひとつは，日本人の教師自身が在日朝鮮人の基本的人権について何も知らないということが問題となり，そのことを学習していこうと。それから，置かれている状況を聞くにつれて，基本的人権を守るために教育基本方針の作成を迫らないといけないのではないかということで，豊中教組の執行部に提案をして，対市交渉を何度かもちました。その中で，やっと重い腰をあげまして「豊中市の在日外国人教育基本方針 ── 主として在日する韓国・朝鮮人児童生徒の教育」という基本方針が８０年９月に出されました。

このようなことを行ってきたのですが，本当に大事な子供を目の前にすえた教育というのが豊中から出てきていないというのを痛感したわけです。そこで何かできることはあるのではないかと部会などで話していくうちに，朝鮮総連の方でハギ・ハッキョ（夏期学校）をしているということを聞いたわけです。本当は，各学校の中で民族学級なり朝文研などの活動をやっていければ日常的に子供達に一番いいのではないかと思うのですが，私達のメンバーも少ないので，何かできるところからということで考えたのが，このハギ・ハッキョなのです。

最初一年目は，サマースクールということで案内状を出しました。しかし，サマースクールというのは英語だし，やはり朝鮮人の子供達には英語で言うのはおかしいということで提案して，２年目からはハギ・ハッキョと名前を変えました。

まずこれを企画する前に，公立小中学校の担任全部に私達の方で手紙を出しまして，必ず家庭訪問をしてこの主旨を説明してくれということを言いました。それをしない限り，ただ単に手紙を出しただけでは親は信用しないと言って，まず担任に充分説明をする担任者会を開きました。

去年の取り組みがあったせいか，今年は百名近くの担任が集ってきました。その中で，家庭訪問を必ずして，どのような思いで私達がこれをするのか是非伝えて，そして参加を呼びかけてほしいということを言いました。このような企画は，豊中市では初めてであるということと，ほとんどの子供が通名で通わざるを得ない状況があるなかで，とまどったというのがあったようです。

昨年は３５名ほどの参加でしたが，今年は６０名を超える子供達が集まりました。まず受付けのところで本名の名札を渡したのですが，本名を初めて知る子供がほとんどだったのです。名札を一生懸命さわってみたり，なんて読むのかと一生懸命聞くわけです。それで朝鮮人の先生がこれはこう読むのだとか，あんたの名前はこうだとか言うと，子供達の表情が変っていくのです。日本人の私が見ていても，子供の表情は一日目よりも二日目の方が生き生きしてくるわけです。そして，学校で見せている子供達の表情との違いに参加した日本人の教師が気づいてくるわけです。全く何も考えないで来た教師もその中で感じていくわけです。

子供達の感想文を読んでみたいと思います。「先生へ。ぼくはハギ・ハッキョに行ってとても楽しかったです。みんなと勉強しチュモニをつくったりして楽しかったです。みんなとも友達になれたし，僕の知っている人もいました。二日目はみんなと一緒に歌を歌いま

した。サントッキ，ウリナラコッ，コヒャンエポンなどを歌いました。今度もまたハギ・ハッキョがあったらいいなと思いました。先生はこの二日間どう思いましたか。もし何かあったら僕にお手紙下さい。先生お元気でいてください」

いまのは小学生６年生の男の子で朝鮮人の先生にあてて書いたのだと思います。

今度は中学１年生の男の子のです。「僕はハギ・ハッキョに行ったのは中一になってはじめて行きました。本当言うと，はじめははずかしかったけれども，二日も行っていると友達もできたし，すごくおもしろかったです。７月３１日は，９時３０分から受付けで，10時から先生の名前とか，話とか歌の指導，サントッキを教えてもらい，１０時３０分から踊りを教えてもらったりして，１２時３０分からやっと昼食です。一日目はクラブがあったので，昼食後すぐ家に帰ってクラブに行きました。このようにして１日目は過ごしました。二日目，８月１日は９時３０分から高校生との交流会や友達やみんなといろいろな話をしました。１０時３０分からテレビを見て話をしました。１１時３０分から発表，楽器と歌を合わせて踊り，１２時３０分から昼食，１時３０分からプール，みんなと一緒にプールに入って遊ぶ。そして２時２０分閉校でした。感想。８月１日はクラブを休んで行ったけれど，すごくおもしろかったことがあったから行ってよかったと思っている。僕のおばあちゃんもまたハギ・ハッキョ行きいやと言っているし，自分でも今度また行こうと思っている。今度は先生も一緒に行きましょう」

子供達のほとんどから感想が寄せられているのですが，ほとんどが行ってよかったということと，楽しかったということ，それとチマ・チョゴリをみんなに着せたのですけれども，おもしろい服だという感想，変な服だという感想，きれいな服だという感想と様々あったのですが，ともかく大変喜んでいました。それから，２日目にカヤグンとかチャングとかを使って発表会をしたわけですけれども，子供達は非常に楽しんでいました。私のクラスの子がオモニと一緒に来たのですが，楽しかったから来年も行くということを言っていました。子供達にとっては２日間で少なかったのですけれども，よかったのだと思います。

オモニ達も１０名ほど来ていただいたのですけれども，オモニ達の交流会も行いました。その中で，それぞれがどのような人がいるのかわからないし，話し合う機会がほとんどないわけで，だからこのような機会を持ってくれて本当によかったという思いを言ってくださいました。それでも，日本人の教師は信頼されるだけのものをやっていないので，もっとオモニの本当の思いを聞かなければならないと思います。

参加した日本人教師のことなのですが，30名ぐらいは，在日朝鮮人教育研究会のメンバーなのですが，あと６０名ぐらいの日本人教師が参加したのです。初めて子供を連れてきた教師とか，子供が参加するから参加しようという教師なのですが，私が受付けのところにいて子供に本名の札を渡すと，ある教師は「学校ではそのような取り組みをしていないからちょっと困るのです」と言うのです。私がなぜですかと聞くと，「学校で何もしていないし，子供が驚くから」ということなのです。いや，ここに来たら通称名など使わないのだと，本名でやることが大事なのだ，子供は喜ぶし親も知っているからと言ったりしながら，その教師が二日目に，「来てよかったし，子供の姿が学校で違うので本当によかった」と感想を述べて帰っていきました。私も含めて，日本人の教師はそのようなものです。ですから，本当に子供と親とつきあって取り組んでいくということをやらなければいけないと，このハギ・ハッキョをやって本当に思いました。

これから豊中としては，いわゆる子供が見える実践をどう作っていくのか。置かれている状況をどう日本人の教師が見ていくのかということを中心に，なるべく早く学校に民族教育ができるような場を作って，模索していきたいと思います。

第4分科会・発題

高槻市における在日朝鮮人子ども会指導員の役割と獲得経過

高槻・在日朝鮮人子ども会



高槻市における"在日朝鮮人子ども会（以下，子ども会）"及び"在日朝鮮人子ども会指導員（以下，指導員）"の成立過程を述べると，高槻市における教育実践の中味を言わなければなりません。

高槻における在日朝鮮人教育の出発点は，"高槻第六中学校"にあると言えます。六中は，当時その校区に，"成合"という朝鮮人の集住地域をかかえていました。この成合は，戦争中，日本陸軍の地下軍需秘密工場建設のため，朝鮮本土から徴用で連れてこられた朝鮮人が生活していた飯場の跡であります。その成合での生活環境は劣悪で，経済的にも苦しい家庭が多かったようです。

六中では，成合から通ってくる朝鮮人生徒のほとんどが，自分達の親や生活環境を恨み，荒れていくという実態をくり返すのを見て，彼らの荒れを単に非行対策に求めるのではなく，現実の差別社会の中で，生活や朝鮮人であることのしんどさ，将来に展望がもてない事などによるものだととらえ，根本的な問題を追求した訳です。そして彼らの本当の悩みを出させる場，自ら毛ぎらいしてきた民族を取り戻す場として，"子ども会"が成立していった訳です。

教師はそういった在日朝鮮人生徒の問題に触れる中で，日本の学校での教育の課題に気づいていく事になった訳です。戦前・戦中においては「民族学校とりつぶし」，あるいは日々の教育活動のなかで同化教育の一端を担ってきた自らの立場の反省から，日本の学校でこの在日朝鮮人教育とそれに伴う子ども会活動の必要性が叫ばれてきたのです。

在日朝鮮人差別の問題は，日本人との関係で生じる以上，当然日本人生徒への教育が必要であります。子ども会活動は，こういったクラス・日本人への在日朝鮮人教育のうえで，相方連関をもって成り立ってきました。

日本の学校に在日朝鮮人の多くが通っている実態，基本的に日本で生きつづけるであろう在日朝鮮人の現状をみても，日本の公立学校でやる在日朝鮮人教育は，非常に重要であると言えます。

では，指導員が何故確立されたのかと言えば，そういった子ども会活動を経てきた朝鮮人生徒の多くが，いざ社会に飛び出すと，自らの朝鮮性を堅持して生きていくことはほとんど出来ませんでした。多くが就労の場をむかえてつまずいていった訳です。そうした実態をみるなかで教職員は，子ども達の進路保障という点にたって指導員制度を要求していきました。この闘いによって，７２年から指導員が高槻市に位置づき活動を始めました。

指導員は子ども会活動の運営を中心に，教師との会議・懇談会・職員会議等に参加し，生徒に対して個別指導・家庭訪問・追指導・校外指導（見学会等）を行います。その他全市的な会議に参加したり，講師として研修会に参加するとか，その活動の幅は広く，多種多様にわたります。これらの活動は，学校の中で教師と連けいをもって進めるため，指導員は教師と同じような扱いで活動を行っています。

指導員は７２年当社，アルバイトという身分（「外国人を公務員として採用させる事は無理」市教委答弁）で位置づき，その後，73

年には，非常勤特別職として，位置づきました。この指導員制度化の闘いは，はじめから指導員の正職化を目指しながら，国籍条項という壁の前で，現在の位置にならざるを得ませんでした。しかし，高槻市は８０年度から各種団体の働きかけにより，差別的な国籍条項を撤廃し，門戸を開放しました。私達はこれを機に指導員の正職化を勝ちとる闘いを進めているのが現在であります。

このように，高槻市における子ども会指導員制度，子ども会の特徴は，学校教育の中できっちり保障されている点にあります。この事は，在日朝鮮人生徒・日本人生徒及び教職員にとっても，非常に大きな意味をもつものである訳です。

（注）高槻むくげの会の発題は，録音不良のため，集会資料に載せられたものを転載いたしました。

第４分科会・発題

地域におけるトッカビ子ども会の課題

安　商　徳（アン・サンドク）
（トッカビ子ども会）

先ず，高槻のレジメのなかに「学校教育の中できっちり保障されているというのが特徴である」と書かれていますが，この取り組みは全国的にいってもかなり進んでいるのではないかと思います。八尾市では，初めてトッカビ子ども会を中心としてもったというのが実態です。本来目指しているのは全八尾市的に同胞の子供を集めたいと思っています。

その為に，教職員組合の人達とともに，全八尾市的な取り組みとしてサマースクールを行いました。この取り組みをするにあたって，一点目は，八尾市に対して民族教育の教育方針を出させる具体的な行動としてやろうではないかと，行政に対してそのような方針を勝ち取るという意気込みで行うということです。二点目は，トッカビ子供会は民族教育活動をやっているわけですが，同和教育の予算の中に組み込まれているというような実態で，一般予算化されていません。だから，どうしても枠があり，活動が大きくなればなるほどその枠の為に押えられるのです。ですから，方針に基づいた予算を勝ち取らなければいけないという意味でも行ったのです。三点目は，トッカビ子ども会そのものの予算拡大です。施設を充実させるということと指導員の保障です。施設もプレハブでやっていますし，指導員に対しては講礼謝礼として支払っているくらいです。

当初は，この取り組みを八尾市教育委員会の主催としてやりたいと思っていたのですが，折衝の中で単にオブザーバーとして市教委学校教育部，社会教育部に関する職員を送るという形になったわけです。しかし，このような取り組みに市教委自らが足を運んでくるというのは，それだけでも大きな成果だと思っているのです。それと，八尾市政便りにこの取り組みを掲載することができました。小さなニュースだったのですけれども，様々な反影がありました。

結果的には，八尾市内の１５校から１２８名という数が集まりました。１２８名というと，八尾市には約1,２００名の朝鮮人の児童が在籍していますから，その約一割だけですが，初めての取り組みとしてはこのようなものではないかと思います。ですが，八尾市内には約５０の小学校があるのですが，このような取り組みがあるということを知らされていない子供達が大多数ではなかったかということを思うと，この１２８名というのは非常に大きいし，このような取り組みの要求も強いというように考えます。

それと，この取り組みの成果として，八尾市に具体的実績をこれだけやっているのだと，お金もカンパでこれだけやっているという突き付けを行うということで，「八尾市に民族教育を保障させる連絡会」という結成集会というものを１０月２６日にやりました。

この取り組みは，教育委員会の主催にはなりませんでしたけれども，オブザーバーという形で参加したということは，市教委も逃げられないという状況になっています。参加した限りにおいては感想も言わなければならないだろうし，またそれなりの成果も市教委は認めていて，あとはどうしても交渉でやらなければいけない状況に来ていると思われます。

基本的にこのような取り組みを今年初めてやり，どこまで中身ができたかというと疑問もあるのですが，このような自主的な取り組みをやって，きちんとした教育指針がないところでは広い実践は生れないと思うのです。そういった意味で，このような取り組みを各地でやって頂きたいと思います。

それから，トッカビ子供会独自の課題ですが，行政的な位置付けは八尾市立安中青少年会館分室という位置になっております。あくまでも同和教育の一環として位置付けされているということです。最初の交渉で予算項目は取れたと，どのような形であれ予算の項目が増えたということは，行政では手続き上除くことはできませんから，あとはそれを増すことを考えていればよいわけです。ただし，安中青少年会館という部落子供会の予算の一部を喰うわけですから，段々と青少年会館と予算を競合してくるという実態におかれているといった意味で，やはりトッカビ子ども会の予算は民族教育費という形で財政の中に組み入れるべきです。

というのは，どうしても民族教育という位置付けがありませんから，例えばチョゴリを買いたいとか，扇を買いたいとかいっても，部落の方にはそれは必要ありませんから必要ないという形になるし，一定の講師謝礼という形で年間２００万円近くの金を取っているわけですが，実際にすでに１０名くらいの指導員が関っていて，とてもではないけれどやっていけないし，実際，トッカビ子ども会はカンパで財政を動かしているという実態です。

次に報告をしたいのは，本名の問題なのですが，実際トッカビ子ども会にはいろいろな子供がきているわけですが，とりわけ三世の子供が大半を占めており，また混血の子供達も多く来ています。それから帰化をしている子供達も来ている。

青丘社の実践報告の資料の中に，「『混血』および『日本籍』の子供へのアプローチをどうするのかということが上げられている。青丘社に集う子供の中にも最近増えてきているのであるが，ケナリクラブではその子たちにも，国籍の問題にとらわれることなく，積極的に呼びかけ，朝鮮の名前で呼びあっている。これは少しでも『朝鮮』ということにきっちりと向いあって，逃げることなく，そして『朝鮮』に対して負のイメージを持つことがないようにさせていくためである。将来，子供達がどのような生き方を選択していくにしても，今の時期に朝鮮の文化にふれさせ，朝鮮名を呼びあうことによって意識させておくのは大切なことであると思う」と書かれているわけですが，最初の方はわかるのですが，「将来，子供達が……」というところで，いったいどのように生きるのか疑問を持ったのです。例えば名前の問題ですが，漢字で三文字であるとか，平仮名とかをハングル読みにすると何とも言えない発音になってしまう。何かこじつけているという思いがするのですが，そのような状況が生れてきているのです。

それから実際帰化している子供達，混血で日本籍という形になっている子供達は，日本籍であり本名がないという場合が多いのです。また平仮名の名前などは，読みようが全くないのです。

また，朝鮮名で呼び合うことに決めて，それで将来選択させるというのはむずかしいと思うのです。すでにその子には朝鮮人として生きろ，民族として生きろという。民族の主体性とかいう言葉が非常に多く使われていますが，抽象的で曖昧に使われて「何を指すのか」ということで真剣に考えなければいけない時期にきているのではないかと思うのです。朝鮮人らしさを求めるという意味で「民族」という問題なのか，私自身も実践上で悩んでいます。

本名の問題では，『朝鮮研究』で飯田正さ

んと佐藤勝己さんの「二人あわせて五十年の結論」というのがありましたが，「間違いだ」と思うのもあるし，「そうだな」と思うのもあるということで何も言えないのですが，よく関ったなと思うのですけれども，実践をやっていて，小さい時から本名を名乗っている子は，それなりに楽なのです。しかし，中学校，高校へ行くにつれて，人間関係が縦横に広がってくるわけで，本名使用はそれをひっくり返すのですから，それは大変なことだと思うのです。子供がしっかりしたら本名宣言しなければいけないのか，またその子を真面目にさせてでないと本名宣言ができないのか，そんなバカらしい基準もありませんですしね。

ただ小学校の段階においてはできたけれども，中学校に行ったらできないとかいう問題がいろいろ言われていますが，本名で生きた経験，頑張った経験というのは決して他に曲らないし，大きなものとなっていくものだと思います。中学になったらやめとけとか，しょせん職場に行けば日本名になるからやめとけとかいう考え方はいけないと思うのです。

そういった意味で，本名の問題というのは三世，混血とかいう問題とぶつかる中で，一般的な昔の状況を前提に「本名を宣言しなければいけない」ということからもっと複雑化してきているわけで，もっと突きつめていかなければならないという状況にきているのではないかとも考えます。

トッカビ子ども会の本名宣言も子供達にどんどんさせてきたわけですけれども，思うように進まない現状があるのです。例えば，混血の子供の親からとことん反対されるということがあるのです。親の反対でできないというのもありますが，我々自身どれだけ家庭訪問をしたのかという反省もしなければいけないところもあるのですが，私自身の結論としては，場合によっては混血の子を親がつけた本名（日本名）で呼んでもいいのではないかと思ったりします。あくまでも私個人の意見ですが，あとで論議の中で話ができればと思います。

帰化，混血問題で基本的に総括せしなければならないことは，この問題を切り捨ててきたのではないかと思います。問題がわからないから「わからない」ままに放っておいた気がします。そのような総括を真剣にしなければいけないのではないかと思います。

次に，三世の子供達の意識状況とそれに呼応した実践ということですが，トッカビが行っている子供会活動の内容の半分以上は，学校が保障しなければいけない教育ではないかと思います。例えば，たまたま低学年の指導員がいなく，歌を教えなければいけないと，楽器を弾かなければ教えられないと，それでオルガンを両手で弾く特訓をしました。このようなことは学校がしなくてはいけないのではないか。もっと言ったら，正規の時間に組み込めるぐらいの闘いを真剣にやらなければいけないのではないかと思ったりします。むしろ地域の子供会というのは，集団の教育，リーダーの養成とかをするべきなのです。

教材研究ということですが，地域子供会では，どこでも教材がない。市外教等が頑張って作っているのですが，なかなか実践に追いつけない。要求がどんどん来ている状況で，常に教材研究が非常に遅れていて，そのことではトッカビも少しサボリ過ぎではないかと思います。以上で報告を終りたいと思います。

●第5分科会●

民　族　保　育

── 民族保育をどうすすめるか ──

第5分科会・発題

民族保育をめぐる桜本保育園の課題

桜　本　保　育　園

桜本保育園は，今年で創立１３年目を迎えました。川崎の桜本という朝鮮人の多住地において，民族教育を中心に実践を行っています。本名使用，朝鮮文化教育がその柱になっています。

今現在の私たちの悩みは，本名使用が形式的になってしまって，親は保育園にいる時は本名を使っていればいい，家に帰ったら通名になってしまうという現実があり，そのような親にどのような働きかけができるのかということなのです。今後，民族教育，本名使用をどのように展開していくのかということでは先が見えないというのが正直なところです。また本名問題，民族教育の問題は保育園だけの問題ではなく，地域全体のなかでどう広がりをもって展開していくのかという大きな問題になっています。保育園のなかでも，それは未整のままで終っています。

問題はいろいろありますけれども，特にここ５～６年では，子どもの低学力の問題が出ています。この低学力の問題は，当初保育園のなかでは見えなくて，学校のなかで落ちこぼれ，学童保育でそのような子どもを集めて勉強会をするとかして活動しているのですが，その低学力の子供は保育園の卒園児が多くて保育園のなかでの低学力問題をどう考えるかということは，逆に学童保育側から保育園に突きつけがあり，子どもの実態に目を向けるということでは，ここ４～５年悩み，かつ実践をしています。

もうひとつの大きな問題は，差別発言のことなのです。学童保育からの報告によると，日本人の卒園児が朝鮮語を使って朝鮮人の子どもをからかうわけです。このことは，日本人の子どもに対する取り組みが保育園の自己満足的な取り組みでしかなかったという反省もありました。私達がよかれと思ってやっていた教育が，逆に差別発言としてつながっていったという現実があったわけです。

地域のなかで子どもの殺されている状況というのは，何年もかかってようやく見えてきて，就学して落ちこぼれた子に対する活動だけではなかなか追いついていけないし，子どもは学校のなかでつぶされて行く。そのなかで，保育園でもできることはあるのではないかと，まだハサミが使えないとか，エンピツが持てないとか，そのようなことを大事にしながら，取り組みの内容を吟味しつつ，遅々たる歩みをしています。

子どもの状況・実態を２歳児から家庭環境を含めて述べたいと思います。

２歳児にして今だにオムツを使用しており，何をしても無気力ですが，家ではよく遊び，テレビを見ながら踊ったり歌ったりするという子なのです。まだ園では自分を出しきっておらず，まったく食事もせず，言葉・表情もなく，いつも１人でぽつんとしていることが多いのです。何が必要なのかを考えながら，スキンシップを交え，言葉が少しでも出るようにと目標をたてました。２～３カ月たつと，言葉をほんの少し出すようになり，外遊びや室内遊びでも積極的に集団の中に入ってくるようになりました。家庭は母子家庭で，祖父，祖母が一緒です。母親は夜勤で，その間は妹さんが面倒を見て，保育園の迎えは母親がするという状態でした。

その子が園を休むようになり，母親に問い

合せたところ，退園届けを出していると聞かされました。妹さんが家を出るということ，母親も夜9時出勤で朝9時帰りということで，どうしても送り迎えができず，近所の保育園に通園させるというのです。私達は，やっと園で自分を出せるようになってきたこと，またこれから先のことを考え，今年いっぱいは通園させてもらうことになりました。しかし，まだその子は哺乳ビンを使っている状態で，その子が2歳児として遅れている事例を出すと，母親はわかっているらしくて，体が弱いということもあって大事に育ててきたこと，母子家庭でもあるし，祖父母の面倒もみなくてはいけないし，大変な苦労だと涙ながらに話されていました。

このようなことをわきまえながら，保母としてどう保育をしていくのか，これから先わからない面が多い状態です。

次に3歳児の子の例を出したいと思います。今年の4月から入園してきた3歳児の子がいるのですが，その子の家庭状況は，その子が1歳半の頃，母親がその子の弟を産み，まもなく経済面の問題などから家を出てしまい，今だに行方不明。現在は，父親がその子の面倒を見，産まれたばかりの弟は父親の実家に頂けられ，その子は，母親の実家である祖母宅へ毎朝父親が連れていって，祖母が保育園の送り迎えをし，祖母の家に帰ったのを父親がまた夜家に連れて帰るといった生活を送っているのです。その子の園での問題は，祖母のもとであまやかされて育っている反面，大人のなかでずるさを身につけ，大人の目を見ながらずるさをしていくということなのです。しかられるということがわかっても，保母の顔を見ながら平気でするのです。排泄の面でも，大・小のおもらしをしても平気で遊んでいるとか，おこっても，何故おこられているのかがわかっていない。

この子の祖母は創価学会の信徒で，最初，キリスト教保育園，おまけに韓国人園長が経営する保育園，しかも韓国語を使うということで，送り迎えの表情がかたく，ただ子供を置いて帰って行くという感じで，少し話をしてみると，初めは桜本保育園に入れたことをいろいろな人に言われたけれども，小さい時に韓国語をやるということは悪いことではないと思えば……ということを言うのですが，納得してはいないという感じなのです。また子供のことで祖母に話をしても，こんな小さな子におこってもわかりはしないのに，こっちだっていろいろ都合があるのに困るよね，というような言い方をするのです。この祖母の，日本人だ韓国人だという感覚もあり，この子の問題で緻密な話ができないでいますが，祖母・父親との関係をもっと持たなければならないと思います。

最後に朝鮮籍の5歳児の子の話をしたいと思います。家庭環境は，祖父母，両親，父方の叔父，兄弟3人で，朝鮮の乾物屋を祖母がやっていまして，父親も叔父さんもそこで働らいています。母親は家で台所を頂かっており，祖父が入退院を繰り返しており，その世話と家事にあけくれている状況です。

この子は，通園して3年になるのですが，入園当事言葉がどもる子どもで，他の子どもとおしゃべりをしないということがありました。言葉がうまく話せないということで，いらいらしてよく他の子供をぶったりして，集団のなかに入れず，子どものなかでもバカにされ疎外されていったということがあります。

4歳になっても衿と袖がわからず，衿をなおしてと言うとボタンをなおすというように対称物と言語が一致しないという状態でした。今年の春に弟が入園してきましたが，その子も対称物と言語が一致せず，じゃがいもを見て「おいしそうなパン」と言うのです。やはり，家庭での対話がないのではないか，子どもが何を聞いても，大人の方が上の空で答えるということが続いているのではないかと思い，子どもが話をする時に，何かを聞いてくる時には子どもの目を見て確認して答えてあげるような親子関係を作ってほしいと話をしたのです。母親も，非常に忙しいなかでも努力をすると言ってくれました。

そのような子どもに対して，どのような取り組みができるのか，ただ単に1対1で絵本

を読むことによって言語能力が伸びるのかというと，そうではないという結果もあるし，あまり無理強いさせないで日常的な遊びのなかで，子どもが積極的に言葉を出せるような状況をつくっていく，保育のなかでしていくという確認をしていきました。

現在は，言葉数は増えてきましたが，文字・数字の理解力がまだなく，就学する段階で学校へ行っても疎外され，二重の差別を受けるのではないかと心配しています。

子どもの言語への保障だとか，発達過程を保障していくことが保育園のなかでは，実力として保障できず，やってみてその結果を知るということでしかないけれども，やはりこのような子供の事例というのは過去にも多くあったろうし，これが地域の現実であるし，朝鮮人家庭の現実であるわけで，ひとつひとつ失敗はしながらも取り組んでいかなければならないと思います。

第5分科会・発題

〃民族保育〃をすすめるなかで

愛　信　保　育　園



創立以来今年で3年目を迎えたが，民族保育を目指してきた根底には，①民族文化を伝えていく，②仲間づくりという2本の柱が必要であるということで取り組んできました。

民族文化を伝えていくということは，単に表面的な面だけでなく教材研究を充分なものにし，実践していくなかで，子供達のなかに確かなものとして根づかせていくことと思っています。また，在日韓国・朝鮮人の子供には自分達の文化をよいものとし，正しく知るために，日本人の子供達には，友達の文化を正しく知ることによって互いに認めあっていかなければならないということです。

仲間づくりをするということは，障害児を含め，1人1人の人格を認めあい助けあっていくなかで，正しいことは正しい，誤りは誤りであると自分の意志でしっかり伝える心を育てることであると思います。

民族保育を語る保母側の質が常に問われてくるなかで1年が過ぎましたが，今年は縦割り混合保育の試みがされました。この保育では，「力を合わせて」を合言葉として，子供同志での協力体制づくり・仲間づくりを目標としました。

まず乳児クラスを3つに縦割りにし，幼児クラスは3・4・5歳児を2のクラスに縦割りにすることにして，夏期保育を始めました。初めのうちは，年長が年中・年少に頼ってしまうところがありましたが，年中・年少は何とか一緒にとはりきり，何でも意欲的に取り組もうとする姿勢が見られるようになった。

そのような中で，運動会を目標として幼児3クラス合同のマスゲーム・組み体操の練習が始められた。互いに声をかけあったり励ましあったりする光景が見られるようになり，当日は技術的な不足はたくさんあったにせよそれぞれ自覚を持って，泣いている子供や児害児に対して「一緒にがんばろう」と一生懸命カバーしようとする姿がみられた。やはり夏期保育から運動会までの2カ月間の生活が生かされているのだと思います。

夏期保育・運動会を通して，また更にこの一年間の活動を通してみても，まだまだ数多くの課題が残されています。民族文化を伝えることについてもまだ表面的なものでしか与えられていませんが，7月のお泊り保育で子供達に民話を指人形で紹介したり，運動会の

プログラムの農楽で民族衣装を着る機会を与えたこと等を行いました。しかし，まだまだ子供達の中で根づくというところまでいっていない状態です。また，言葉の問題にしても，保母自身の韓国語が正しく使われていない状態です。障害児を含めた仲間作りに対しても，一部の子供達の中でしか仲間意識が育っていない状態です。

本名の問題は特に大きな問題で，園の方針だから仕方がないと妥協している人達も少なくないのです。在園中は本名で通っていても，卒園をすると通名になってしまう例が多いのです。例えば，卒園児の妹がまだ在園中で，妹をその子が迎えに来た時に，保母の前で通名で書かれた名札を手で隠し，「お母ちゃんがそうしときいうてん」と子供がつかさず答えるということがありました。また，途中退園をした子どもがいるのですが，その子に本名で呼ぶと，親がすぐにそれを打ち消すかのように通名で呼び直すということがあり，その親は決して，その子を本名で呼ぼうとはしませんでした。

本名の問題では，常に保母と親との間でしか話をしてこなかったわけですが，本名を使うにしろ通名を使うにしろ，それを背負っていくのは子供達なのです。ですから，話の視点を子供達にあわせ，保母と親と子供という関係で話しあうことが大切なのです。今までは建前で話しあってしまい，親も自分の本音で話せなかったという反省も込めて，やはり親とは本音を言いあい，信頼しあえる関係をつくらなくてはと思っています。

今年は，地域の公立学校の先生と民族学校の先生に来て頂いて，本名のことについて話をしてもらう機会を得ました。公立学校の先生は，学校は本名指導をしているのですが，それを強制はできないが入学時に本名で来るよう常に話をしている，と述べていました。子供達の中でも通名から本名に変っていくという子供もいるとのことでした。

民族学校の先生は，結局子供が本名を使ったり通名を使ったりするということは，子供が自分で判断をするということよりも親の生き方が子供に表われているのではないかということを話されました。

今後とも，卒園児の就学先の先生と，この本名の問題では，関係を深めていかなければならないだろうと考えます。

生野という地域には密航の問題があります。保育園にも何人かの子供達が通園しています。その子供達は，普段から落ち着きがなく，親の不安定な状態を敏感に感じ取って，より不安定な状態になってしまい，ひとりでぽつんと遊んでいたりします。また毎日親が保育園に送ってくることもまれなのです。子供の健やかな成長を願うという保母の立場でも，このような状態を黙って見ているわけにはいかないのです。しかし，具体的に何かできるかと言えばそうではないのですが，親と信頼関係を持って話をしたり，家庭訪問をしたり，署名嘆願活動をしたりして，子供を中心に据えながらできる範囲で密航の問題に取り組んで行きたいと思っています。

●第6分科会●

進　路　保　障

── 職場労働と進路保障 ──

第6分科会・発題

尼崎における高校（市立尼崎高）進路保障のとりくみ

藤原史郎
（兵庫・在日朝鮮人教育を考える会）

市立尼崎高校は，今から8年程前に一人の教師による差別発言をきっかけに，解放同盟の支部から糾弾をうけ，在日朝鮮人生徒と被差別部落出身生徒を軸にすえた教師の体制を

つくっていくという取り組みを始めました。学内には解放教育推進委員会があり，在日朝鮮人生徒と被差別部落出身生徒の教育に関することは，それが基礎的教育の問題であれ，進学・進路の問題であれ，この解放教育推進委員会にあげていく。そして，そこから職員会議や学年会に問題提起をしていく。そのようなものがあることを前提に話をしてみたいと思います。

1. 就職希望生徒の状況

一学年在学生徒数は４５０名，そのうち約１１０名が就職希望で，残りは進学（短大，大学，専門学校）希望です。一学年に，在日朝鮮人生徒は６～７名で全学年で２０名弱です。

2. 進路保障の体制

部落出身生徒と在日朝鮮人生徒の進路保障に重点をおいて，これらの生徒の進路なくば，進路保障は成立しないという観点に立っています。８年前の糾弾以来，このようなスローガンのもとに今日まできていますが建前化してきている面があります。その理由は，大きな状況の変化もありますが，体制ができあがってから新人の先生が入ってきて追体験的にやっていかなければならず，形だけの方向に流れがちなのです。

3. 過去７年間の概要

１９７６年から８２年まで過去７年間の進路保障の状況を追ってみると，資料のようなデーターがあります。これで気づくことは，本名で働いている生徒がそうでない生徒より多いということです。

とりあえず就職が決まればいいということでは，本当の進路保障が成立するかどうかは疑問です。就職保障と進路保障は違うだろうと思います。確かに就職という形なのだけれども，実際，労働現場に入って，本名で生きていく，働いていく。そしてそこで，日本人労働者とどんな出会いを重ねていくのかというところにポイントをおいていくのが本当の意味の進路保障ということになると思うのです。その観点をはずす場合だと，単なる職業安定所の出先機関となっていくと言ってよいと，常々考えています。

資料に出ている企業名をみると，朝鮮人生徒を送り込んでいるのは，中小企業ではなく大企業なのです。また連続的に入れていくことができないということがわかります。しかも，そのような企業はきわめて限定されたものとなってきていて，どこへでももっていって受けさせていくという開かれた状況では全くありません。言ってみれば，市立尼崎高校と企業とのこれまで作ってきた信頼関係というパイプを通して，あえて言えば，朝鮮人生徒を送ってきたというところがあります。その信頼関係みたいなものにひびが入るとだめになってしまう状況があります。

住友生命に関しては，以前あった信頼関係というものを通して朝鮮人生徒を入れていったわけです。ただ，この生徒自身が全く朝文研にこなかったので，ただ進路が定まればいいということがあり，ほとんど同胞の生徒との関わりなしに入ってしまったわけです。住友は，尼高が朝鮮人生徒を送りこんだことで，次々と朝鮮人生徒を送りこんでくるのではないかという発想をするわけです。そして，求人を減していって，最後には募集をゼロにし，それが何年か続いて，やっともう一度ひとりを入れられたという状況です。

そのように，建前としては進路が保障されているようでありながら，現実に生徒を送りこんでいく時には，学校と企業とにおける信頼関係というトンネルを通さざるを得ないというのが実状です。

4. 本年度の取り組み

進路保障をまがりなりにも進めていこうとすれば，一方で朝文研や部落解放研の活動が生き生きと展開されていなければだめだというのは明らかです。

尼高の場合，特徴的なのは，特設ホームルームというのが前期・後期あわせて１２時間以上あるわけです。どのようなことをやるの

かというと，全校生徒1,５３０名を講堂に集めて，朝文研のメンバーと部落解放研のメンバーが並んでアピールを行います。その後，全員で映画を見ます。今年は「受難の記録」でした。また，在日朝鮮人の戦前・戦後の歴史や権利の問題，あるいは自分達の活動の中で出くわした差別問題を資料として載せたものを全校生徒に配り，５時間目と６時間目を使ってクラスで話し合いが行われます。

歴史的経過についての学習では，輪読しながら，あるいは担任や朝文研のメンバーが注釈を加えながら展開されていきます。その後実際の差別の実態をどうとらえるのかという話し合いになってくると，論議が続くわけで，司会は部落解放研あるいは朝文研のメンバーが担当します。

資料等を読みあさっている時はいいですが，朝文研のメンバーが辛どいと思うのは，自分自身の生き方に即して話をし，その話したことに対して返していくという作業が一番苦しいだろうし，一番胸に残るものとしてあるだろうし，またそれを越えていかないときっちりとした形に進んでいかないと思います。

次に何故に進路保障委員会を設置したのかと言うと，第一に，朝文研，解放研に結集する生徒の力が充実してきたこと，第二に，それに反して，職員全体の解放教育への取り組みが形がい化していっていること，第三に，企業等の「国籍による差別なし」が建前化し，従来の差別体質が復活固定化の傾向がみられる，等々からである。

5. 尼崎市役所に在日朝鮮人生徒の「特別推薦」

今年，鄭真佐美（チョン・ジンサミ）という生徒が尼崎市役所を希望して受験をしていきました。その際，「本校生徒鄭真佐美の本市公務員応募に関する特別推薦書」を市役所に出したのです。このような推薦を学校から出されるまでは，様々な迂余曲折をえなければできませんでした。「市役所というのは公募である。公の募集であるから，特定の生徒に特別の推薦をつけるのは疑問。公平の原則に反する」という考え方をする人もいますから。また，民間企業でしたら学内で選考をして絞ることはできるのですが，市役所の場合だということで希望するメンバーを絞ることもできず，特別推薦をつけただけでした。

それでも，一応は市役所を受けようとする生徒一人一人にあたって，５人希望していたのを３人に減らすことができたわけです。

しかし，結果は他の尼高の生徒２人は通って，鄭真佐美だけが落されました。もう直感的に彼女だけが落されたと思いました。去年の採用分と比較して考えると，８０年の学校別採用で普通高校に１名ずつきれいに割当をせっているわけです。だいたい総合判定（学力と人物）でもって決めたと大言壮語できるのだったら，このようなわけにはいかないのです。公募，公募というが全くでたらめです。

昨年，２人の朝鮮人生徒が市役所を受けに行きました。そのうちのひとりは，同じ「考える会」の神谷先生が高砂から受けさせに行ったのです。すると，神谷先生が受けさせた朝鮮人生徒は落され，全く我々の運動とは関係のない，しかし本名で生きている生徒が採用されました。その生徒は，自分自身がどうして合格したのかわからない，そんなに成績はよくなかったと。この生徒は尼崎西高校なのですが，今年は１名に絞って受けさせたのですが，その反動でゼロでした。

去年，尼高から住友生命に朝鮮人生徒を送り込んだ時に，次の年にはゼロというパターンがありますが，市役所の場合もこれと同じことをやっていることがはっきりしていると思います。今，何故落したのか，その事実を確認しようではないかと学年会や職員会に働きかけているのですが，なかなかその方向に向おうとはしない。「やはり学科試験で負けているからしかたがない」という発想に教師はすぐに飛びつくところがありますから。今後とも，やはり行政側とこの問題をやり続けたいと思っています。

最後に述べておきたいのは，金融志望の生徒をメーカーにまわさざるを得なかったことです。この生徒は学力においては抜群です。

その実力で希望企業に受ければ大丈夫だと言えるのです。しかし，日本生命が１名，住友生命が１名の求人があるけどあきらめてくれという話が進路指導の方からくるのです。日頃，差別と闘い抜いて大きくなった生徒に，朝文研の顧問をしている自分がそのような話をせざるをえない状況がありました。例えば，仮に日本生命を受ければ，合格したと思うのです。しかし，その次にくる反動＝次年度求人ゼロということが考えられます。そうすると，「だから求人が減ったではないか」という学校の教師の発想で包囲されてしまいます。それで，三菱電気には３年前に朝鮮高校から入社している生徒がいるので彼女を説得いたしました。

三菱電気には多くの朝鮮人が臨時雇用で働いています。朝鮮人の差別との闘いという問題を現場の労働者の中で作っていこうということを考えれば，金融関係へ行ってもほとんど無理です。むしろ三菱電気のような所で，本名でもって働いて行くことによって，大きなつながりや，すばらしい影響があるのではないかと思い，「そこにポイントを置け」という話をしました。

ひとつ残念なのは，我々が三菱なり阪急百貨店なりに持っていく時に，「ＮＨＫ方式」の名前の呼び方にせざるをえなかったということです。林（イム）は「リン」で，崔（チェ）は「サイ」で。しかし，三菱電気にしろ阪急百貨店にしろ，おそらく始まって以来，「リン」や「サイ」で働く人が出てきたと思います。それで生徒達には，「内定をしたのだから，働く中で，仲間達に自分は『イムだ』『チェ』だということを言い続けろ」と言っています。そして人事課に行って，「名前はこうです」と言って，書類一式「リン」から「イム」等に変えることを要求していく闘いが始まるのだということを，朝文研のメンバーと共に確認しているわけです。

第６分科会・発題

本名は民族の誇り

「槻ノ木荘」民族差別事件の経過と現状

朴　秋　子（パク・チュヂャ）
（朴秋子問題を考える会）

高槻市に大阪府立盲老人ホーム「槻の木荘」というのがあり，設置者は大阪府なのですが，実際は民間の大阪福祉事業財団に依託して運営されています。この財団は大阪府下に約30近い施設を運営しています。

そのひとつである「槻の木荘」というところで寮母募集があり，応募したわけです。一次の書類審査は通り，５月８日（当時78年）の二次の面接試験に行ったのです。様々な諸条件について聞かれた後，「本名を名のって，履歴書を書いてこられる意気込みはよくわかるが，ここはなにしろ古い考えを持った者が多いから，何か問題が起らないか心配なんや」というわけです。そして「寮母に大卒の方が応募してきたことは無かった。だから自分（所長）としては寮母の質向上のためにも，まあできれば採りたいと思っているんや。私，あんなを気に入っとるんや。せやけど，本名を名乗っているところがどうもひっかかるんや。家族欄を見たら日本人と結婚してはるし，できたら日本名を名乗って下さったら」という発言がなされたわけです。

私が本名宣言したのは大学４年の時で，自分のしんどい思いの中からやっと取り戻した本名だったわけです。自分が社会に出て，また生きていく生活の中で最低限，ありのままの自分で生きていこうと心に思っていましたので，それはおかしいと，朝鮮人の本名について絶対に理解して欲しいということを歴史を通じて説明したのです。

そうしたところ，所長は，自分自身はなんともないとしきりに言うわけです。「僕はどうもないんやけど，自分の立場としては施設

を運営するのには波風を立てないように施設運営するのが，自分の役目なんや」。それでも一生懸命に説明をしたのですが，「職員とうまくやっていけるかどうか疑問や。職員と相談してみる」という形で面接が終りました。

その後，このまま選考が進められることによって不利になると思いまして，また本名を名乗っているということが選考基準に入るとしたらおかしいと思い，もう一度話し合いをしてほしいと言ったわけです。そうしたら，何を思ったのか，今度は寮母募集を止めにしますからと言ってきたのです。というのは，縁故で男子指導員を内定したので，寮母募集の件はボツにしましたと逆に言ってきたのです。

しかし，この寮母募集は高槻市の広報を通じて出され，応募者が２０名位あって，面接に残ったのが５名だったのです。ですから，社会的にそういった手続きを経て，公けに募集をして選考をしているような過程があるのに，実はこれはやめましたというようなことは，差別発言があったとかなかったとかは抜きにしても，それはおかしいと，そんな説明では納得できないと言ったわけです。ですから，私達の方は選考を再会して欲しいと訴えてきたわけです。そこから問題がこじれはじめてきたのです。

日本福祉事業財団の日本社会福祉労働者組合が出てきましたが，普通は労働組合は応援してくれないにしても，最低限妨害はしないと思っていました。それが逆でして，不等な人事の介入であるとか，こじつけ差別だとか，所長はそんな発言をしていないということで，私の言い分には一度も耳をかさずに労働組合が前面に出てきたのです。

話し合いに応じてもらえない状況の中で，高槻市と大阪府の行政責任等を問いながら，また法務省・法務局の人権擁護部にもこの問題を提訴いたしました。

まず高槻市の方は，一番先に，これは民族差別であり就職差別であるという見解を出したのです。設置責任者でもある大阪府は，反対に，既に決着のついている問題と聞いている，今ごろ何を言いに来たのかというような挑発的な姿勢でした。あまりにも対応がひどく，ものすごく腹を立てて帰った経験があります。府にはもともと認識がなく，やっと見解を出させるまでに２年近くもかかりました。しかし，その間府の逃げ腰の姿勢に対して，解放同盟も府の関係者に話をしてくれてましたが，そうするとすぐに対応をするわけで腹も立ちましたが，ともかく解放同盟の方と協力をしながら府との話し合いをしてきました。府としても，事実調査をしなければならない状況になりまして行動をしはじめたのです。そして，どうやら所長側の方がゴマかしているという感触を持ちはじめたのですが，それでも設置責任者ということでは動こうとしなかったのです。

そして，この問題は日本そのものが問われているのであり，民族差別を積極的に作ってきて，それをなくする努力を一切してこなかったことが今問われているのだという形で，法務局人権擁護部に対して話をもっていきました。最初の事情聴取の時に，「在日韓国・朝鮮人について知っていますか」と聞いたのですが，「認識は何もないと思って結構です」と答えたのです。それなら，現状をどのように把握して判断をするのですかと問うと，「帰化を望む人達の要望に答えるのが自分に対する責務であるから，そのようにしていくのが自分としてはあなた方の将来にとって非常によい」というわけです。その人が認識を持っていないとケンカをしても，その人なりに判断をしてしまうということを思い，一生懸命訴えてきたわけです。そうしたら，法務局の人も一年程して担当の課長，係長を入れ換えまして，今度の係長は認識のある人でした。在日朝鮮人の民族差別をどう思うかと聞いたら，「残念ですけど，いまだに存在する」と答えました。

１年７ヵ月ほど，法務局の方は久保所長と私の事持聴取をしまして，その結果，昨年の９月２５日に法務局見解として，５月８日の久保所長の一連の発言というのは民族差別であり，就職差別であるとしたのです。このこ

とが大きな位置を占めて，大阪府も今年５月９日に，知事名で久保所長の発言は民族差別であり，就職差別であり，話し合いに応じるように勧告文を出したのです。また，大阪府下の福祉施設 ── 約４５０ぐらいあるのですが ── に対して民生部長名で，「槻の木荘」問題の経過と，内外人平等の精神ということで国際人権規約等を引用しながら，正しい理解と就職の保障という通達文を出したわけです。

しかし，相手側はさらに居直ってしまったわけです。「福祉と人権」という新聞まで出して，こじつけ差別だとか言いながら対抗運動までしてきたわけです。さらには，「久保さんの人権を守る会」みたいなのができ，今年の１０月１日には府レベルの守る会の結成集会までも開くといった行動に出てきています。この時の講師が前府知事の黒田良一さんで，集会規模は約５００人ほどでした。それと同時に，組織力をバックに通達文書を撤回せよという形で法務局と大阪府に迫っているのです。

法務局はつっぱねて，断念をしたようですが，大阪府は，いいかげんな事実調査で判断を下したということで，赤旗とか大阪民主新報等で挑戦をされ窮地に立たされています。そして，再度事実調査をしたり，めちゃくちゃなことをしているわけです。

このことで明らかなのは，府自体がいいかげんな認識しか持っていなかったということで，再度交渉の中で勉強をするように言い，現在相手側に対しては無視している状態です。相手側は，「久保さんの人権を守る会」の署名用紙を作り，いま１２,０００人位集まったそうです。そして，各福祉施設で「久保さんの人権を守る会」を結成し，民族問題を無視し，解放同盟を攻撃するわけです。講演などでは全解連から講師を呼び，反解放同盟のスライドや映画を行うわけです。

最近の動きとして，２年後に大阪府知事選挙があります。彼等の主張として，黒田さんの時は，施設への人事介入はなかったと，岸さんだから出した，だから再び革新府政に戻すのだという主張に持っていくのです。何年後かの選挙に向けてということで，共産党府議などが来て言うのです。

このようなことは，単に「槻の木荘」問題を超えて，在日朝鮮人に対する挑戦だと思いました。それと同時に，各地で地味に民族差別問題に関っている人々に対して愚弄していることでしかないと思います。

私は，組織の力関係も含めて決して彼等に対抗できるとは思いませんが，彼等の排外と同化のキャンペーンに対して最後まで，「違うんや」と言っていくしかないし，またそういう声をあげる人をひとりでも多く作り出していくことが大切だと思います。

●第７分科会●

入門・民族差別

ビデオと解説

司会　裵　重　度
（ペ・チュンド）

在日韓国・朝鮮人をめぐる全体状況についての認識，あるいは民族差別と闘う実践の中味についての論議がおきはじめている昨今ですが，映像化されたいくつかの民族差別事例を通して，民族差別は具体的にどのような形となってあらわれてくるのかを見ながら，それらの事を考えてみたいと思います。

□放映ビデオ

「鳳仙花・近く遠かな歌声」　＜ＲＫＢ毎日

（福岡）制作　８５分＞

サブタイトルが"涙の日韓流行歌"とつけられているが，日韓併合から解放までの韓日関係を軸に，韓国人の心と日本的情緒の微妙な違い，あるいはなぜ韓日両国が"近くて遠い国"となってしまったのかを，韓日両国史を通してえがいたドキュメンタリー。

「ある手紙の問いかけ」　＜大阪朝日放送テレビ制作　６０分＞

昨年１２月，大阪府主催の人権週間記念の講演会にプロ野球の張（張本）勲選手が講演。その講演の一部がニュースとして流されたが，日本人主婦から抗議の手紙が放送局に送られてきたことをきっかけに制作された報道番組。

在日韓国・朝鮮人への差別と，その歴史的背景を，張勲選手の講演をはさみながらえがき出した"重い問いかけ"を持った作品。

「日立闘争スライド・民族差別との闘い」　＜民闘連制作　２７分＞

民闘連結成の源流となった，朴鐘碩氏の民族差別に基づく日立製作所の就職差別の闘いのすべてをスライド化したもの。

「二つの名前で生きる子ら」　＜大阪朝日放送テレビ制作　６０分＞

在日韓国・朝鮮人にはなぜ二つの名前（本名と通名）があるのか，なぜ本名が名のれないのか，大阪でとり組まれている本名実践を中心にして作られたドキュメンタリー。

「壁とよばれた少年」　＜ＮＨＫ制作　３０分＞

上福岡三中事件を追ったルポルタージュで，級友たちの証言をもとに，林賢一君の自殺原因のひとつに，民族差別がからんだ陰惨ないじめがあったことをつきとめた作品。

「なぜ外国人は先生になれないのか」　＜名古屋テレビ制作　２０分＞

いま渦中の問題である愛知県の在日韓国・朝鮮人教員採用拒否事件を扱った報道番組。

「ルポルタージュ・密航」　＜ＮＨＫ制作　５０分＞

なぜ，韓国からの「密航」が絶えないのか，それらの人々はどのような状況の中で生活しているのか。あるいはどのような悲劇が生まれてくるのかを追いながら，日本の入管行政のきびしさをのぞかせる。

「帰化」　＜大阪毎日放送制作　５５分＞

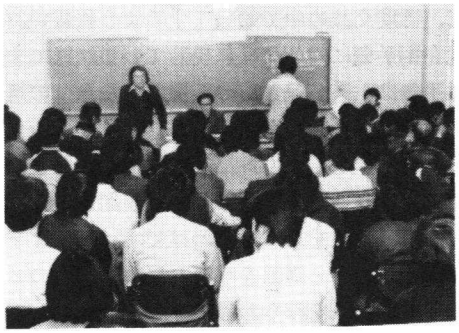
１０万人にのぼるとされる在日韓国・朝鮮人の日本帰化への動機，帰化後の生活，かかえる悩み，あるいは是非論を追いかけながら，「帰化」は在日韓国・朝鮮人の問題解決となりうるのかを問いかけた作品。

民族別交流会

日本人交流会・発題

戦後在日朝鮮人運動と日本人

梶村秀樹
（神奈川大学教授）



「戦後在日朝鮮人運動と日本人」ということで，例えば民闘連に類するようなものが戦後すぐにあったとすれば，それに触れてほし

いという注文ですが，かろうじてそれに近いものとして，１９４８年から始まる民族教育への弾圧に対する闘いに日本人が，少数ながらも個人としてかかわっていくようになったことを話したいと思います。戦後すぐの時期というのは日本社会が今以上に露骨に差別的であり，在日朝鮮人運動は，これに対して強い姿勢で対峙していた。ものすごい緊張関係が全体として存在していたという点が，今も本質的には変りませんが，現象形態は大いに変っていて，そこが論議の主題であろうと思います。とにかく，そのような状況の中で戦後すぐの時期を考えてみたいと思います。

１９５５年まで在日朝鮮人運動が，形式上は日本共産党の組織の指導下にあるという時代であるわけですが，当然そのような状況の中で，共産党の組織を通じて朝連と出合うという，きわめて政治的な出合いのあり方が程んどであったというのが事実でないかと思います。もちろん朝連と日本共産党との関係というのは，日本共産党が再建されるよりも早く朝連が活動を開始していて，日本共産党ができる段階までのさまざまな，物質的な面も含めて，朝連に何か面倒をみてもらうという形でスタートをしたという事実がある。形式上考えられる程，日本共産党が指導統制して，朝連がその下にというよりは，微妙に政治的に密着した関係であったというのが事実であると思うのです。

大まかに言えば，政治的人間が，最初から意識的に，政治的状況の中で朝鮮人と出合っていく。そして朝鮮の政治情勢への関心，南北をめぐる朝鮮戦争までの時期に激動する情勢に対しての関心と日本での闘争課題（政治課題であるわけですから），それらが意識の面では非常に直結したものとして考えられていた。今日のように在日か祖国かという二分法でもって考えたり論争したりする状況はむしろ全くなかったのです。ですから，生活の感じがするという出合い方ではなかったということが程んどであり，これが話の大前提になると思います。

このような状況が１９５５年頃まで続く中で，主として朝連の指導下で，１９４５年から始まった民族教育があるわけです。それに対する日本政府，ＧＨＱの姿勢がきわめていたけだかなもので，これを結局つぶしてしまおうとする意図をもって４８年から朝鮮戦争の時期にかけて，それ以後まで何回かの弾圧過程をくり返してきたということがあります。一番大きい形では，４８年の阪神教育闘争において，アメリカ軍そのものが出てくるという弾圧があり，それに対して，きわめて大衆的で，きわめて激しい形態での抗議が行われた。県庁知事室を占拠し，いったん出された閉鎖命令を神戸の場合は撤回させるということになる。また直ぐにひっくり返されてしまうだけでなくて，その行動をした人々がアメリカ軍の軍事裁判にまでかけられるという事件でありました。大阪では，１６歳の少年が４月２６日の県庁での行動の中で警官の発砲によって死亡している他，実に多くの人々が参加し，多くの犠牲者を出したのがこの弾圧事件であります。さらに４９年の朝連解散以後の第二次学校閉鎖，そして朝鮮戦争以後の闘争に対する度重なる弾圧，また５４年にもう一度あるわけですけれども，弾圧につぐ弾圧の連続であったわけです。

ともかく，弾圧に対しては在日朝鮮人大衆は大きな広がりを持っていたのです。神戸の場合，当時の在住人口が６万人，ところが朝連は学校を閉鎖するという事柄に対して４月２６日に予定していたデモでは，何と３万人も動員する計画であったのです。実際は，いろいろと局面がすごく緊迫して，それ以前に激突と弾圧という局面になってしまうわけですけど，４月２４日には少なくとも６千人の人が，子供から大人までが県庁に向けて行動するという程の広がりからしても，実に大きなものがあったのです。これは，当時においてきわめて自然な感情で，朝鮮人が朝鮮語を勉強するのはあたり前でそれをどうしてやってはいけないのかということが，子供たちの口からも父兄の口からもきわめて自然な形で出てくるという状況であったわけです。そのことに対して，アメリカ軍がピストルを向け

れば，撃つなら撃ってみろという局限まであって，結局その時は気迫に押されて撃てなかったというのが兵庫県庁では実際そういう局面があった程，在日朝鮮人運動はやはり大衆的に昂揚していたといえると思います。

ここで言わなければならないことは，その時日本人はどのようにかかわったのか，どのように見ていたのかということなのですが，かかわった部分といえば，日本共産党の政治組織の枠組みに規定されている人々が，その地域においては若干は義務としてかかわるということはあったようです。しかし，関わりを正確に掘り下げてみますと，朝連は何千という動員をかけているわけだけれども，日本人側は，何らかの組織動員でもってこれに行動するということは程んどなかったと見ざるをえないのです。集会に呼ばれて演説をするということがあったことは事実ですけれども，自らの主体的思想をかけてというまでの反応は，書物・文献によってみた場合，どうもないように思われます。

ただ，ここの局面では多少複雑な状況もありまして，むしろアメリカと日本政府がこの事件を材料にして，朝連だけでなくて日本共産党がコミットしているとして，そちらに弾圧を波及させようとする姿勢すら示すということが事後にありまして，日本共産党側は，「自分達はかかわりをそんなに持っていたわけではないのだ」と釈明をして，公の席ではしばしばくり返して言っているものですから，それでかえって真相が見分けにくくなるわけで，実際はかなり裏で，当時の言い方で言えば陰謀をやっていたという事を，当時の右寄りの人間は根強く言ったりしている事実があります。

公式な文献では共産党の側はそのようなことはないと言っていますが，実際はどうだったのかというのが気になるところです。神戸の社会党系の尾崎さんという方が，少し内容に問題はあると私は思うのですけれども，かなり実証的に掘り下げて書かれた本があるのです。その中で，当時軍事裁判に神戸だけで１３６人が裁判にかけられたうち，日本人が７人いるわけですが，そのうち当時神戸の市会議員をやっていた堀川さんという人が，重労働１０年という形を受けているわけです。その裁判では，陰謀の中心人物と見られた人ですが，その人が語っている語りを，後に尾崎さんが聞き取りをし，書かれた本であるわけです。

それなどは真相を語っていると思うのですけれども，それを見ますと，どうやら運動の主体はあくまでも朝連であったわけです。堀川さんは，朝連と県庁との間に立ってコミニケーションを取り次ぐパイプの役割を果していたというのが偽ざるところであって，また方針に従って，一般論として民族教育を弾圧することはけしからんというカンパニアを主催したりしたことはあったわけですが，具体的な行動形態等々についてはなかったという感じのことを語っているわけでして，どうもそれが本当であろうという感じがいたします。

割り切って言ってしまえば，左翼といえども大枠の民族教育ということについての理解は示すけれども，具体的行動においてまで包み込む闘いはしなかった。むしろ火の粉を振り払うのに懸命だというのが偽らざる姿であったろうというように浮びあがってくると思うのです。

まして，一般社会の状況というものはもっと予想されるようにすさまじいものでした。新聞の見出しを拾っただけでも「朝鮮人集団不当行為／明らかに占領政策に反する」「朝鮮人1,２０１人検挙」等があります。神戸新聞だけだそうですが，「朝鮮人が市内に入ってくることを許さず」ということを書く反面，「明るく若々しいマイケル・バーカー中将の横顔」というような見出しでもって，急遽飛行機に乗って弾圧の最高指揮者としてかけつけた人物をほめそやしながら語る状況であり，それを素直に受け取ったであろう日本人の意識を想像するわけです。一般的には平和日本に生まれ変った中で，何で騒ぎを起すのだという冷やかな目をもって対するのが十中八九であったというのが真相ではなかったと思われます。

当時，芦田内閣の文部大臣森東郷は，民主国家に居るならば，隣邦の民族がその法の下で学ぶのに何の不都合があるのか，むしろ不完全な教育よりは，政治的に立派な民主主義的価値を日本側が準備しているのだから，その教育を受ける方が良いのだというようなことを言っているわけです。きわめて露骨に問題ある認識を公言してもはばからなかったわけです。

当時の新聞の社説がいくつかあります。今と変っていないというのか，逆な意味で，いろいろな事を感じさせる点があると思いますので，ひとつだけ典型的と思われるものを読みたいと思います。読売新聞の，この年の４月２１日付けの社説であります。全文を一応読みたいと思います。

「朝鮮人学校閉鎖に対し，かねて在日朝鮮人は強くこれに反対し，各地に不穏な空気をはらんでいたのであるが，ついに去る２４日朝鮮人一千名が大挙して兵庫県庁を包囲，岸田知事以下を急襲して学校閉鎖命令を撤回させるという一大不祥事件が続発した。この結果，神戸市においては非常事態が宣言され，多数の朝鮮人が騒擾行為によって検挙されるに至った。われらはまず朝鮮人諸君の検挙に対してははなはだ遺憾の意を表せざるを得ない。明治４３年日韓合併以来，終戦に至るまで朝鮮は日本軍国主義によって徹底的な弾圧を受けた。対戦中，軍閥は大東亜共栄圏という看板を掲げ，東亜全民族の共存共栄を主張したけれども，ひとたび目を転じて日韓合併以来，日本がいかに暴虐な政策をとったかということを顧りみれば，全く冷汗の流れるのを禁じ得ないものだ。われらは朝鮮人諸君に対し遅ればせながら深くお詫びする。日本と朝鮮は互いに隣接し合う国家として永遠の友情を続けるべきであるとは終戦当時の日本国民の偽らざる心であったと思う。ところが，終戦によって日本軍閥の桎梏から解放されると，多数の朝鮮人諸君が占領軍の累次にわたる警告，および日本国の法律を無視し，日本再建のために重大なる障害をあたえる者が続出して，この日鮮の友情に冷水を浴びせかけている。する日本人と朝鮮人の感情が，かくの如く事態によって深刻に悪化するということは何といっても残念である。朝鮮人学校閉鎖問題に対して朝鮮人諸君には強い不満があるかも知れない。だが現在日本には教育基本法が施行され，日本国籍を有する者は生来の国民たると否とを問わず，生来の国であると否とを問わず，教育基本法によって教育を受けるのは当然である。在留する国家を誹謗するような教育はそれに対する常理としても行なうべきではあるまい。それはともかく，いかに朝鮮人学校閉鎖に不満だからといって，徒党を組んで県庁に押しかけ，当局を強要して閉鎖命令を撤回せしめるが如く，はたして良識ある行動ということができるか。また，不当行為によって拘禁中の朝鮮人の釈放を同意せしめた如きはもっての他で，かくては腕力は最後の裁判かという不法時代を現出する他ない。近代文明社会の特徴は法治的国家であることである。つまり法的である近代社会において，すべての闘争は法の枠内でなされねばならない。いかに朝鮮人学校閉鎖に反対だからと言って，多数集合して暴行，強迫を行なえば，文明は根本から破滅するだろう。日本は敗戦国ではあるとしてもなお現として日本国の法律がある。われらは朝鮮人諸君のこのたびの報道をきわめて残念として反省を望むとともに，いわゆる雨降って地固まるである。かえってこの事件を先駆とし，余罪を犯して服となし，永遠の友情を醸成すべきことを期待してやまない。終戦後，わが国民は全く卑屈となっている。新憲法が施行されて，あらゆる封建的色彩は一掃されたはずであるが，なお長い物には巻かれるとか，触らぬ神に祟りなしというような封建的感情がまだまだ頭の底にこびりついている。自己の正しいと思うことを完全と主張できず，不法なことを断固として排斥できず，口先だけで民主主義をおしゃべりしているが，これら日本の民主革命が成功すれば，この奴隷的根性を捨て，日本法律を守るために毅然たる態度をとることを切望したい。尚，朝鮮人問題を機会としても，国民間にファッショ的思想が挑発され

るような事があっては，それこそ一大事である。われらは占領軍当局臨時の処置に信頼すると同時に，国民が冷静にこれに対処すべきことを希望してやまないものである」

あまりにもはっきりした間違いであると断言して皆が反省するであろうような事柄が，実に２０年あまり前ですが，これほどまでに堂々と出ていたものかというようなことを思うわけです。法治国家を守ることが民主革命だ，つまり朝鮮人の要求を押え込む占領軍を信頼し，そうすることが日本の民主革命だという論理になると思いますけど，驚くべきで注釈をこれ以上必要しないと思います。

しかしその中でも，朝鮮人父兄，教師，生徒ぐるみの闘いに機せずして立ち合うことになり，共に歩むことになった少数の日本人，それも政治運動をやる人ではない生活者というものがあったように思います。とりわけ教師であったと思います。

１９４８年，４９年の弾圧を経て，例えば東京，神奈川の場合，形態としては公立学校であり，実態は民族学校であるという時代があります。大阪などですと，もっとはっきりした分校の形態で民族学級があるということになるわけですが，それと期せずして，多くの日本人教師が朝鮮人生徒と出合うことになり，大阪の市外協の運動などもそこから出発している。私が言うのもおかしいのですが，そこから出発して突き当ったいろいろな問題は，民闘連というものを直接その頃からやっている方はごく少数ではあるけれども，問題意識の質としてはつながってきているものがあると言えるように思います。

そこで，東京の例を出しながら話をしたいと思います。形式上は都立，従って校長・教員も正規には日本人しかいない。しかし実態は非常勤という劣悪な条件のもとで，朝鮮人の校長・教員以下が実際的な教育の仕事にあたるという状況の中で，期せずして教師として派遣されることになった方がいます。梶井渉さんです。本にまとまっているものは『朝鮮人学校の日本人教師』という書物があります。

そのなかに出てくる問題を引き出したいと思います。梶井先生は，中学の理科の先生であって，全く普通の先生であったわけです。それがどういうことで朝鮮人中学校に行くことになったのかというと，朝鮮人学校に赴任する者に対しては給料を３級上げるということがひとつは魅力であったというのが疑いもない事実であると言っています。同時に，日本人と朝鮮人は程んど貧困で苦しんでいる。自分も貧乏のし続けであったし，その点ではぴったしではないか，朝鮮人といったって日本語は達者だし何とかやれるのではないかという程度で飛び込んでいく事になったのです。

それ以後のことが生々しく書かれてあって，「招かれざる侵入者」であり，朝鮮人教員や生徒たちの見る視線はきわめてはっきりしたものでしたし，教えるつもりがあるのなら名前くらい読めるくらいになってきて下さいと，初めのあいさつがそのようであったらしいです。そして，日本人教師は皆，そのような経験を経るわけですし，日本人教師だけで集って対策を相談しあうことに最初はなったりし，「つるし上げ」とかいう言葉をもってお互いに哀れみ合うようにして表現している場面がまず最初の局面であった。

日本人がいろいろな場にコミットしていくということ，例えば民闘連のような地域活動などに行って勉強をしたり，歌を覚えたりしながら，教える側に立って関わるということが十年前に比べて緊張がなくなされている。梶井さんが感じた緊張感の場面そのものが，いろいろ状況が変って，日本人側が考えなくてはならない緊張感の源泉を自分で作り出さないと見えてこない。朝鮮人のことを言っても言葉も名前も……という局面の中で意外感に打たれながら，自分自身を省みるという契機が我々の中で作り出されにくい状況になっているという気もするのです。

日本人教師の大多数は我慢すると言い，また送り込まれた者の中にも教育長の意を受けて様子をさぐるという者がいたらしく，管理職はもちろんですが，それらがオルグをして，正規の教員は日本人だけ集って会合をするという状況を展開するわけです。新任の先生た

ちは，このような会合で，日本人の校長が，この学校は大変むずかしい，私以外にも校長はいるし，日本人の先生たちは皆文部省や教育委員会のスパイだと思われている，皆生徒たちの吊上げをうけている，この学校はあくまでも暫定的なものであるから皆さんも遠からず普通の公立学校に行かれるようになるだろう，それまでは，しっかり結束して我慢してやっていきたい，というようなことを述べるわけです。教師として主体的に関わるどころではない。いつになったら逃げられるのか，そのことだけをひたすら待つような教師の集団にまでなっていってしまったという状態であったのが本当の姿のようです。

陰口は聞く，デマを流す，教育庁に告げ口をする。例えば，梶井さんがナイーブに子供の言葉を受けとめて朝鮮語で名前を呼ぶだけではなくて，評価の内容も朝鮮語で書いてみようではないかと熱心に勉強し，わずか半年でマスターしている。しかし，そのことが誰かに告げ口されて教育庁のブラックリストに載るということに経験するわけです。

問題意識があったら梶井さんのように歩いた人々とそうでない人々に二分されるようです。とにかく，告げ口することと逃げ出すことしか考えないで，被害者意識しか持たずというきわめて日本的な存り方が一方であるわけですが，その別れ目は何であったのかというのが関心事になると思います。まあ，そう難しいことではなく，この場合だと，非常に特別な立場ゆえに，朝鮮人ではないけれども朝鮮人側にあるものとして差別というものを自分の体験として見てしまう。それに対して黙っているわけにはいかないという気持の積み重ねが次第に朝鮮人学校教職員組合というものを作り出す動きに彼自身が益々コミットし，熱心に活動していく契機になったように，何かコツンと来るものがあった時に，それを受け取って，それは許せないというきわめて単純な基本原則が我々にとっても依然として大事なのではないか。そのコツンと来させるものが今の世の中には見えにくいというように言われるかも知れませんが，実際には局面がはっきりした形をとってくれば必ずコツンとしたものが我々の前にも何らかの形で立ち表われてくるのではないかと私は思います。

例えば日本人の校長が先生たちに対してこのようにアドバイスしたそうです。「とにかく朝鮮人教師と仲良くなるのはいいが，あまり近づき過ぎない方がいいですよ。組合もけっこうだと思うが，彼らに利用されないように気をつけたまえ」。皆さんのなかで，こういうことがあるかどうか後で聞いてみたいものです。私はあるような気がします。日本的に形作られているような範囲内で，対策的に朝鮮の事柄が激化しない程度に何とかするということであれば大多数の日本の行政も含めて，賛成して乗ってくる。さらに一歩進めようとすると，そこまで行くのは行き過ぎだとかというように変ってくる現実が一種の社会意識として学校の中にも引き継がれてはいないだろうかという感じがします。

この時と今とでは表現は変っているが，この日本社会全体でどれほど本質は変っているだろうか。この素材をひとつの基準として考えてみようていう問題提起をしているわけですが，事が起らないように対策を構じて，それで済んだことにするという種類の発想などはよく行政に見られる発想で，日本社会にも一般に通じている。ある意味では，我々自身も含めて対策として考えるような枠組に巻き込まれてしまうか否かという基準を立てる必要が今日，対策の質がわかりにくい性質のものになってくればくるだけに，また一見もっともなものとして出てくれば出てくるだけによけい必要ではないかと考えます。

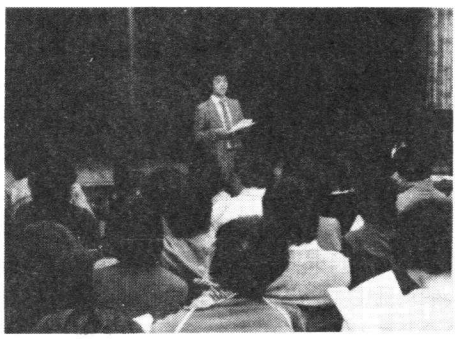
今日の民闘連において，日本人として関わっていく場合に考えなくてはならないことのひとつとして，きわめて抽象的に言いますが，朝鮮についての知識という場においては在日朝鮮人の同年輩の人達と共に学び合う局面というのは，今後益々多くなるだろうと思うのです。その中で，むしろ朝鮮人の主体的あり方自体が存立しており，主体的な存り方自体をも日本人側が自分の判断の範囲内でこうだと規定するというか，あるいは非常に居心地

がいい場として我々が作り出している場があって，在日朝鮮人の青年がそこに安住するというようになってきた時，要するに朝鮮人は朝鮮人として主体的に確立する独自の場ないしは思考の領域が，素材で論じた場合には実態として存在したから論議の余地はなかったわけですが，今の時点においてはやはり意識的にも必要だという認識をもっていくべきではないかと私は思います。

韓国・朝鮮人交流会・発題

同胞の輪を広げよう

金　義　晴（キム・ウィチョン）
（尼崎・在日同胞の人権を守る会）



いわゆる「制度上の差別が撤廃されつつある」という中で，今後，民闘連に結集する在日同胞の運動をどのように展開していったらよいのか，自分なりに述べたいと思います。

民闘連の交流集会は，この間，実践交流ということでやってきたのですが，私は，それからさらにもう一歩進めようではないかという提案をしたいのです。地域に，あるいは同胞社会に積極的に打って出るということを民闘連の中に結集する同胞が，決意あるいは方向性を認識すべきではないかと思うからです。

具体的には，同じ基調による目的意識で，互いに厳しく点検・批判を共有した中で運動体を結集していこうではないかということが一点としてあります。組織のありようについての意見です。

もう一点としては，具体的にはどう生きて行くかという方向性の問題があります。私は，きょう「入門・民族差別」の分科会に参加して，ビデオを見て痛切に感じたのですが，生活圏といいましょうか，地域や職場で人間として，共に在日朝鮮人も一緒に生きていきたいのだという要求の運動を積み重ねてきたのは，各地も同じことだと思うのです。しかし今，その要求運動がどうなっているのかということを考える時期に来ていると思うのです。それは，様々な生活圏で生じている問題がいっぱいありますが，それを在日朝鮮人として一緒に担って闘っていくということを認識するところに来ているのではないかと思うのです。つまり在日朝鮮人であるからということで逃げることのできない状況に来ているのではないだろうかと思うのです。

尼崎在日同胞の人権を守る会のなかで論議になった問題があります。その内容をそのまま報告して，きょうの論議の素材にしていただければと思います。結論から言えば，今後在日朝鮮人が生きて行く上でいろいろな方向があります。在日を前提とする参政権取得，日本国籍の取得，市民権の獲得，少数民族として，といった様々な論がありますが，その中でも「日本国籍」ということを真剣に考えていく必要があるのではないかということです。

最近の流れのなかで，国籍条項の撤廃がいろいろな角度からなされていること，坂中論文を持ち出すまでもなく，帰化・同化の促進路線が進行してきていること，また国籍法の改正などの問題を含めて，国籍だけで在日朝鮮人という存在を規定できるのかという問いかけなのです。そして，このような状態が続けば，在日朝鮮人の存在はだんだんと消滅していってしまうのではないかという危機感を一方で持ちながら，考え方を変えて，日本社会にそのような流れがあるのならば積極的に日本国籍を取って，在日朝鮮人として日本社会に打って出るという方向を一度考えてみたらどうかという論議が行われたわけです。そ

の中から出てきたのは，国籍という概念についてもう少し軽くとらえてみる必要が私達の中にあるのではないかということです。

このような運動が実際成り立っていくのだろうかという問題も出され，もし自分達が意識的に日本国籍をとっていく運動をやったとして，自分達はいい，しかし子や孫の代になったらどうなっていくのだろうかという懸念も出されました。しかし，我々が国籍という概念にがんじがらめにされているのということがあると思うのです。がんじがらめにされている限り，いまの政府の中で進められている帰化・同化路線に対しても有効な反撃はぜったいに無理です。例えば，尼崎教育委員会と民族教育，本名の問題などで交渉をしてきたわけですが，その中で，外国籍をもつ外国人が何故日本の学校に民族教育という形で要求するのかわからないという内容のことを言うのです。

いろいろ考えてみたら，同化路線に対しても差別排外の方向に対しても，有効な反撃を組む為にも，国籍という概念を考えていかなければならないのではないかということなのです。韓国籍・朝鮮籍＝朝鮮人，日本籍＝日本人という形で，好き嫌いというそのような問題で今の状況を判断できない状況だと思うわけです。国家あるいは国籍という発想・概念をこえた人間としての自由な生き方の展望をしていかなければならないし，その為の闘いでもある。その場合，当然民族差別という壁が，どのような立場になろうと出てきます。その事に対する闘いとして，組織の問題にしても位置付けていったらどうだろうかと思うわけです。

最後に，自分の子供の話をしてしめくくりたいと思います。私の国籍は日本国籍で，妻は日本人なのです。子供が小学校へ行く段階で，名前の問題が深刻になったわけです。人権を守る会のメンバーともいろいろ相談しながらやってきたのですが，結局，時間足らずで，日本名で入学をしたわけです。子供は，民族保育もやっている保育園を卒園したのですが，そこでは本名で通園をいたしました。保育園であれだけ明るかった子が，小学校へ行って，何ヵ月間だまりこくってしまった。あんなによくしゃべる子が。教師に聞いた話だと，父の日の為にお父さんの顔を描くということで私の顔を描いてくれたわけです。その絵の下のところに自分の名前を書かなければならなかったわけです。今までうつむいていた子が先生のところに行って，本名を書いていいかと聞いて，そうしたら先生はいいよと答えたそうです。うちの子は，「よかった」と言って，それから目にみえるほど子供が変っていったということなのです。

その子がつい最近ですけれども，３年生の５人とケンカをしまして，めちゃめちゃにやられて帰ってきて，やり返してこいと尻をたたいたのですけれども，行なかったわけです。どうも名前のことがネックになっていたようで，その５人の中で，一番うちの子をどついたのが，実は情けないのですが朝鮮人なのです。その子はもちろん，通名で行っているわけです。

うちの子は，名前だけなのですね。家に帰ってもたまにキムチがあるだけで，別に何もないわけです。夫婦だって朝鮮語が話せるわけでもなく，せいぜい「おやすみ」「おはよう」ぐらいなものです。

それでも，保育園での何年間は疑うことなく朝鮮人としてすくすく育ってきて，自分の小さい頃のことから考えると，全く考えられないような育ち方をしているわけです。

ですから，朝鮮人の子供同志がケンカをした時に何を言ったらよいのかわかりませんでした。その時，少なくとも朝鮮人であろうが日本人であろうが，その地域に生活している限り，その地域の問題を共有しながら人間として一緒に生きていくという，そこから出てくる問題を朝鮮人として取り組まなければならないと思っています。その意味で，日本国籍取得のことは，地域や職場で直面している問題を含めて，ばかげたことという形では片づけられない問題だと思うし，その意味で徹底して話し合いをし，各地域に持ち帰っていただきたいと思うのです。

分　科　会　報　告

第１分科会

法　的　地　位

山　田　貴　夫
（川崎朝鮮問題研究会）



第１分科会「法的地位・在留権はかくあるべきだ」では，まず法的地位の問題に関して始めて学習をするという人が十数名いたので入管体制の成立過程，現状下の問題点，入管令の改正，また１９９０年の日韓地位協定の見直しの問題等の解説を司会がいたしました。

発題は，大沼保昭先生から「在日朝鮮人の法的地位 ― 昨日・今日・明日 ― 」というテーマで，特に国籍の問題を中心に戦後の法的地位の問題が話されました。続いて兵庫民闘連の朴炳閏氏から，自己史を踏まえての，在日同胞の思いがサハリン問題や申京煥裁判などを中心に語られ，また問題提起もなされました。

午後からは討論に移りましたが，司会の側としては，外国人登録法を中心に現在の入管体制下での改善されるべき課題を挙げて，現状の問題がどこにあり，どう改められてゆくべきかを討議の中心にして，今後どのような闘いを目指のかという点に論点をしぼりたかったのですが，午前中の大沼先生の発題で「在日朝鮮人は潜在的にも法的にも二重国籍であり，日本国籍も保持している。帰化とは違う日本国籍確認の訴訟も意味がある」等の話がされたのですが，その影響もあり，国籍問題に話題があつまりました。結局在日朝鮮人の現実の生き苦しさ，現実の苛酷さと，法的地位・在留権のあるべき論を絡ませることができませんでした。

現在，入管体制 ― 在日朝鮮人への弾圧構造という図式が，協定永住，特例永住，外登法の改「正」と続く中で，徐々に色あせてきています。在日朝鮮人の歴史性が在日外国人への一般性へとすりかえられようとしているのが現状です。ならば，在日外国人（といっても固有の歴史をもつもの）という立場から在日外国人としての人権問題として，外登法，選挙権，国籍問題をさらに深めるのか，あるいは戦前から未来へと続く日朝・日韓関係史を糾すものとして，在日外国人一般として語れぬ密航 ― 潜在居住者，外登法，救援活動（退去強制を阻止する力をどうつけるのか），また対法務省交渉をも展望する運動論を論議しあうのか，今後選択をしていかなければならないのではない時期にきていると思います。

注：録音ミスの為，代表者会議（第４４回）に出された山田氏の総括文をもとに編集部で記事化したものです。

第２分科会

国　民　年　金

趙　吉　来　（チョウ・キルレ）
（大阪在日韓国・朝鮮人の
国民年金を求める会）



午前中の有吉さんの報告では，この間の日本政府が，いわゆる在日外国人と年金問題にどのような対応をしてきたのかという報告が出されました。一つには，国際的潮流の中で，国際人権規約の批准，また直接的契機となった難民条約の批准について報告があったのですが，厚生省は一貫して，在日外国人に対して年金を支給しようという意志を現在なお，本当の意味では持ちきっていないというような報告がなされました。それと二点目には，今回の改正法にかかわる，改正法と在日外国人の問題ということで，特に問題提起としてだされたのが，いわゆる無拠出制，保険金を納めないでも年金をもらえる，老齢福祉年金及び障害福祉年金等からの在日外国人の排除という問題が主に中心としてクローズアップされました。

今後の課題ということで，日本社会そのものがだんだん高齢化社会になるような中で来年の１月１日以降，どういう闘いを組むのかということが一つ問題提起されました。

それから，昼からの求める会からの報告ですが，この間の金鉉釣さんの裁判の報告がなされ，もうすぐ結審ということで，是非とも裁判支援の闘いをということが一点，それから二点目に，この間やってきた厚生省との交渉も含めた行政闘争の報告，それから三点目に，今後の闘いの方向ということで，一つは来年１月１日以降，いわゆる当事者，在日韓国・朝鮮人当事者，とりわけ排除される当事者も含めて，あるいは年金に加入できる人も含めて，当事者自身がもっと前面にでてくるような闘いが，やはり組まれなければならないというような提起がありました。それから，大阪の方からの報告では，大阪でこの間考えている闘いの方向性ということが出されました。その一つには，東大阪の蛇草という地域で，すでにその闘いの一つの具体例として，来年の１月１日以降，３５才以下の人々をなんとか組織したいという問題と，３５才以上の人にとっても，年金に加入させていく方向で今後の闘いを組みたいと，それは，当事者である在日韓国・朝鮮人の年金についての要求を具体的な行政の中で，たとえばですけれども，生活が困窮している場合に，いわゆる保険料免除というような制度もあるわけです。そのような制度を使いながら，当分は保険料は払わなくても年金に加入していくというような闘い，在日朝鮮人の３５才以下，あるいは３５才以上の人々も含めて，年金組合のようなものをつくって組織していこう，というような闘いが一つの具体例として提起されました。

それから討論の中では，八尾からこの間，八尾市との交渉の中で，来年以降３５才以上の人々，あるいは老齢福祉年金，あるいは障害福祉年金で切りすてられる人々に対して，八尾市独自としてどういう見解をもっているのかということで，ずっとこの間交渉されてきた中で，おそらく福祉年金の関連だと思うんですけど，何らかの救済措置を現在検討中だというような報告もありました。

分科会の中には，在日朝鮮人の障害者も二名参加されまして，とりわけ障害福祉年金の関係で問題提起もされました。そこでは，ただ，障害福祉年金の関係では，単に年金の問

題ということにとどまらず，障害者の人たちが本当に自立し，障害者の生活を守る闘いというものを，もう一方でしっかりと運動体の方でもみつめなければいけない，その中の一つとして年金の問題というのを報告されました。ほかにも川崎から，年金問題について，これからどういう川崎という地域で，どういう闘いをすればいいのか，というような問題などもだされました。

結論としまして，分科会の中で確認されたことは，来年の１月１日以降をにらんで，35才以下の人々がもっと積極的に，いわゆる年金を自分たちの権利としてうけとめて，国民年金に入っていくような闘いを一方で展開すべきだろうということ。たとえば，今回の改正で３５才以下の人々が入れるということ，あるいは厚生年金などとの通算ができるということ，また来年の１月１日時点で，２０才以下の障害者の人は，今後２０才になった時点で，障害福祉年金が支給されるとか，こういうものについて我々，運動体の側でもみんなの中に，あるいはその当事者に対して，知らせていく闘いを一方で組んでいかなければいけないということが確認されました。

二点目に，救済措置要求ということで，切りすてられる３５才以上の人々，あるいは障害者や，もうすでに高齢に達した人々に対して，引き続き救済措置要求の闘いを先程報告した各地域の実情に合わせて，行政に，国でなくても地方自治体に向けて，闘いを一方で組みながら，厚生省に向けた闘いも，ねばり強く展開しないといけないだろうということが確認されました。

一点目に，年金を求める闘いというのが，在日朝鮮人当事者の生活，単に年金だけにとどまらず，それ以外の，たとえば生活保護とか，その他の色々な福祉を含めて，あるいは高齢者の老人問題というような，生活まるがかえの問題に年金を求める運動の視点をすえなければダメなのではないか。それは，いわばこの年金の運動を通じて，各地で在日朝鮮人の生活権を当然の権利として守っていく。当事者にすれば，そういう当事者自身の権利意識を高めるような，あるいはそういう運動が各地で，一つでも二つでも，起こるような闘いを一方ですえていかないことには，なかなか運動としての拡がりというものがなかなか見えにくくなるのではないか，というような提起もありました，

今後も，ねばり強い年金を求める闘いを展開しないといけないということで，みんなの意見が一致しました。ただ，今回の民闘連のこの集会の中で，国民年金ということが一つありましたけれど，いわゆる在日韓国・朝鮮人の当事者の生活，あるいは生活権に根ざしたような闘いというのが，やはり民闘連の中でもまだまだ弱いというか，いわゆる国民年金の分科会ひとつが，そういう意味では生活を守る闘いの一つであったけれども，ひきつづき年金を含めて，そういう当事者の生活，当事者の実態を背景としたそういう闘いを，いよいよもって，展開しなければいけない時期にきているのではないか，というように感じました。

第３分科会

教　育　行　政

第４分科会

地　域　と　学　校

安　田　　洋
（在日朝鮮人生徒の教育を考える懇談会）



■第３分科会 ── 教育行政

報告は４本で，それについて様々な論議がされました。その報告と論議の中味を分けますと，３つに分かれました。

１点は，教育採用と国籍条項。国籍条項という言い方が，なかなか一般に理解しにくいので，もっとわかりやすく，教員採用闘争といった方がいいのではないかという意見もでていまして，実際に兵庫の方では，教員採用闘争ということばで取り組みがなされているということです。

２点目は，教育行政当局，県教委・市教委などに，在日朝鮮人教育の基本方針，あるいは基本指針を出させる取り組み，それから出させた結果，どういう問題点があるか，ということです。

３点目が，行政当局と色々な要求闘争をしていく場合に，中味としては，民族教育を保障させていく取り組みですけど，その民族教育の内容を，従来の概念とちがう内容で考えねばならない時期にきているんではないか，という話です。

以上３点が，大まかに話された内容をまとめたんですけど，少し詳しくいいますと，まず第１点。教育採用と国籍条項ということですが，国籍条項があるのは，これは差別の反映である，もしくは，朝鮮人の教育を軽視しているあらわれである。一方，そういう差別の反映，朝鮮人教育の軽視という状況がある一方，朝鮮人の定住化ということと入管令の改正によって，特例永住が実施され，永住者が大量化している。そういう定住化，大量化という問題があって，そういう人々をどこで，どのように教育するかが，今後の問題になるだろう。その場合，現在の民族学校についても，現在は各種学校という位置ですけど，学校教育法第１条に定める学校との関係も，当然論議されることになるということです。しかし，在日朝鮮人の状況はそうであるけれども，教員採用の方の実態はどうかというと，今年度の教員採用について，国籍条項を新たにもうけた県が１３県で，撤廃したのが２県ということで，合計，４７都道府県のうち，条項があるのが３０，ないのが１７。そういうように，条項をつける県がふえてきたのは，どういう理由かハッキリしないんですが，ただ，今まで公務員一般の採用については，行政実例が色々言われてますけど，教員採用については，行政実例は特に一般に公表されていなかった。しかし，１９５２年の２月１８日に文部省が，行政実例を出している。その中味は，助教諭，非常勤講師については，公権力の行使にあたる。助教諭はいいけれど，教諭はあかん，という行政実例を出している。この実例で，各地の自治体に，文部省は巻き返しを計っているだろうという，これはあくまでも推測ですけれども，そういうことが話されました。それから，この行政実例については，どこをつっついても，法理論的には破綻しているけれども，愛知では，これにしがみついて，口を開けば公権力の行使，公の意思の形成の参画，ということを言ってるのです。兵庫については，全くそういうことを言わなかったということです。

採用の門戸を開いていく場合に考えられる発想法として，例えば，心障者雇用促進法とか，同和対策事業特別措置法による特別措置とか，それからこれは，外国の例ですけど，イギリスの人種関係法，フランスの人種差別禁止法などの法的措置を参考にして，新しい発想法を取り入れて，この採用問題のカベを突破していくことが必要でないかということです。

在日朝鮮人の教育については，各都道府県，各学校でほとんど行われてない状況ですけれども，この在日朝鮮人の教育についての方針というのは，１９６５年の日韓条約にもとづいて，文部次官通達というのがありますけど，それが日本の現在の在日朝鮮人教育の最高方針としてある。しかし，これが日本人と同じ教育をしろ，という同化教育方針の内容であるので，きびしい差別状況にうちかっていくことができない。例えば，東京では，朝高生と日本人とのトラブルがあって，憂うべく状態が出てるけれども，行政の方は何にもしない。こういう状態を打開していくためには，

やはり教育委員会に，行政責任者に，教育指針なり，方針を出させる取り組みが必要であるということで，一番早いところでは，高槻からはじまって，今年の東京都ですけれど，東京都の場合は，教育指針とまでいかずに，指導資料というところにとどまったそうなんです。そういった指針，方針というのが出されてきている。けれども問題は，教育指針と教育方針という言葉に中味のちがいがあって，指針の方は，行政が具体的に，行政政策をとらなくてもいい，あくまで現場での教育計画などの目やすにするにすぎないというもので，方針という場合は，実際に行政が具体的な手だてをとらなければいけないものらしいです。方針がでているところは，豊中と横浜ですけれども，豊中は別にして，横浜の方は，せっかく行政が積極的にいい方針をだしているんですけど，運動の側が何を要求していっていいのかわからないということがだされました。どうして要求項目がでないのかというと，現在の在日朝鮮人がどう生きるかというむずかしい状況があるもんだから，要求項目がだせないでいるということでした。だけども，方針とか指針というものは，現場での取り組みを少なくとも管理職や同僚に足をひっぱらせないという有効性はある．ということでした。

それから今，在日朝鮮人の生き方の今日的状況があるといいましたけど，それは基調報告にもありました〝国籍にこだわらない生き方〟というのが問題になってます。一方で〝国籍にこだわらない生き方〟というのは，国籍にこだわらない教育の創造が求められているということが一方で言える。その場合に，行政闘争をやっていく場合に，行政当局に従来の民族教育論，つまり祖国と結びついた教育というのを，従来の民族教育論では必ず入っていた。また，いわゆる民族としての素養，言葉とか歴史とか，地理とか，そういうものを教えようという中味と，それからもう一つは，差別に負けないような子供をつくろうという中味と，その三者が混然一体として，民族教育というように言われていたけれども，その三者混然と一体で，行政当局へ要求する場合に，おたくたちの教育はおたくたちの勝手だから；私たちは関知しません，というような論理が展開されている。例えば八尾では，トッカビの施設を建てろという要求では，あなたたちの要求を認めると民族学校の方にも，色々な補助をしなければならないということで，そんな必要はないという論理が展開されて，そのへんのところが，三者の混然一体としては，民族教育の内容ではいけないのであって，どうするかといったら，民族差別撤廃のための教育，これは人権教育と言いかえてもいいということなんですけど，そういうところの教育を正面にだして，教育要求をだしていく。そういうことが，今後考えられ，留意される必要があるのではないか，ということでした。以上が，第３分科会の報告と論議です。

■第４分科会 ── 地域と学校

テーマは，〝在日朝鮮人の子供が置かれた状況にどうとりくむか〟ということで，子供の実態，そして生活の中からの要求を中心にして，何が壁になっているかを明らにするための討論，ということが設定されました。朝鮮人の子供の中で，差別のありようが見えなくなってきている。それから，朝鮮人の子供といっても，貧困や低学力に悩まされている子たちから，一応生活ができるとか豊かな生活をしているとかいうことで，子供たち自身に様々な階層分化がでてきている。そういう階層分化がある中で，民族的素養を与えるだけで，また民族差別の実態を教えるだけで，子供が変わっていくのかという問題がある。それから，在日朝鮮人教育が行政や教師の取り組みとして，位置付けられている自治体もたくさんあるのですけど，その中で日本人教師にとって，その取り組みが仕事化し，形骸化している。さらに例えば，子供に接する場合に，本名問題ひとつとってみても，混血の子供の場合どうするか，漢字三字の文字の子がふえてきている。ひらがなで名まえがつけられている子供も多くなっている。そういう子たちに，朝鮮語よみができない。そこで本

名を名のらせるというのはどういうことかという問題がでてきている。また本名宣言にしても，だんだん年齢が上がっていくと，むずかしくなってきている。せっかく小学校で本名宣言しても，中学校でダメになるというようなことがある。例えば高美南小学校の場合，実践が進んでも，朝鮮人の親から，本名を名乗らせるなという反対もある。

それから一方，本名や本名宣言させる教師の方の問題ですけど，子供に民族的な素養を与える教育をしようということで努力するけれども，その場合，大阪市外教が出した教材があるだけで，教師が利用できる教材が少ない。さらに新しい問題が出てきているのに，新しい問題にこたえるような教材になっていない。だから各地で困っている現状がある。このような討論・論議の軸から，具体的な実践報告の中でまた，問題をほり下げていきました。

混血の問題とか，本名どうするかということなんですが，長橋小の民族学級の先生をやっている裵さんは，週2回，民族学級をやっていて，民族学級の中で，日本籍の朝鮮人の子が増加しつつあり，従来民族学級というと，教師というのは，朝鮮籍・韓国籍の子供を第一番に問題にしてきたけれども，日本籍の子供が増えてきている現状をどう考えようか。その場合に，民族教育の中味も当然，見直さなければいけないということになると思うんですけど，さらにその民族学級の中で，高学年になっていくと，段々参加率も低くなってくる。先生が一生懸命，朝鮮語なり，歴史や地理を教えようとしても，子供の方は，教わりたくない，こんなことして何になるという反応が強い。親にしても2世が多い。親の願いの中には，何か民族のことを身につけてほしいという願いがあるけれども，そういう親ばかりではない。必要でないという親も一方では存在している。民族のことをやるよりも，学力保障をやってほしいと。（これは日本の進学状況とも関係あるかもしれないけど），日本人の生徒が学力保障の勉強をやっている間に，向こうで民族学級をやるというような状況があり，それがおわってから，学力保障の学級を開くことになるから，なかなか子供にとってはしんどい，ということです。

もう一本の実践報告で，高槻の子供会の指導員からの報告ですけど，7年間，自分が実践をやってきて，自分は1世の朝鮮人の中で育ってきたから，1世に近かったけれども，現在，2世，3世，4世という子供を相手にしていると，民族とか朝鮮というものについて，何ひとつ共鳴できるものがなくなりつつある。このようになってくると，民族意識があるかないか，ということは問題にせず，民族差別を受ける存在であるということを教えて，そして自分でどういうふうに生きていくかを考えさせる子供を育てなければいけないのではないか。例えば，中1の朝鮮人の女の子で，クラスの日本人の子供たちともはなれている。どうしてかということを調べていったら，母親が商売で忙しい，父親がアル中で，子供なんかほったらかし。こういう子に対して，民族の素養とか，民族教育といってもはじまらないから，とにかく生きる上で，自信をつけさせるようなところで子供と接していかなければいけない。その接し方も中々うまくいかず，だから，子供とできるだけふれあって，そのふれあいの中から方向性を見い出さなければいけない，ということでした。

この2本の実践報告の上にさらに，朝鮮人教師がおかれた状況に話がいきました。4人の方が，初日のシルポジウムで立たれたんですけど，朝鮮人教師というのは，人数も少なくて，草分け的な存在で，色々しんどいのですけど，学校の中でどういう仕事をしなければならないかと言うと，教師としてのあたりまえの仕事，授業を中心とする様々な仕事をこなしながら，朝鮮人や日本人と接触していかなければいけない。さらに，教師の教育理念なんかをわかってもらうために，親とのかかわりもしっかりやらなければいけない。やることばっかりであるけど，人数的にもいないし，日本人教師ともはなれていて，孤立してしまう状況がある。

そういう中ですから，新しく朝鮮人教師と

して教壇に立っても，自分を支えてくれる基盤がないという困難な状況があるけれども，朝鮮人教師とかいうことを前面に出すということよりも，人間としても誠実に，子供たちの中に入って接していく，朝鮮人の子供はもちろん，日本人の子供，同僚，親に信頼されていくような環境をつくりあげていかなければいけない。そういう努力の中から，まわりの日本人の子供社会が，〝朝鮮〟を明るくうけとめていくような環境づくりができるのではないか。そうすると，朝鮮人の子供同志，そういう環境の中から，朝鮮人としての立ち上がりを支えていくような状況がでてくるのではないかということが出されました。以上です。

第５分科会

民　族　保　育

金　恵　栄　（キム・ヘヨン）
（愛信保育園）



川崎桜本保育園，大阪愛信保育園，天使の園保育園，京都の向上社保育園社の各園で保育実践している保母及び，民族保育に関心を持つ人々が集まって持たれました。

まず，川崎桜本保育園からは，「民族保育をめぐる桜本保育園の課題」と言うテーマでレポートがなされました。その中で，朝鮮文化教育がその柱であるけれども，最近２，３年の実践の中で，保育内容，保育理論の乏しさが問われるようになったこと，特に子供の実態を見据えた中で，集中力もなく何に対しても自信のない子を変える事，集団の中で疎外され続けている子を集団の中で独り立ちさせる事，等の願いが引き出されてきた事が報告されました。特に何人かの子供達の事例を上げる中で子供達一人一人の生活実態を正確に把握し，常に保母との話合いを積重ねながら，適切な指導が必要であると言う事が報告されました。

また大阪の愛信保育園では，民族文化を伝えていくと同時に，仲間作りという柱が必要であるという事をベースに，日々の保育が展開されているが，まだまだ表面的でしかなく，今後の課題として，具体的な保育の中で，障害児を含めた仲間作りをどのようにしていくのか，緊急実践の必要性が課題として上げられました。

本名の問題も，愛信保育園の園の方針に従うと言った風に，何故本名を名乗らなければならないのか，何故本名なのかという詰めた討論が親との間にまだ充分になされていないために，就学時に通名という形で逆戻りしていく現状があるという事が報告され，そのような中で，地域の公立小中学校の先生を呼んで，就学前の懇談会を開く中で，本名を名乗りながら学校に行く子供達の生活の事や，学校の方針，また親達の「子供を本名で送って大丈夫だろうか」という素朴な質問などが出る中で，本名を名乗って就学するということが，子供にとってどういうことなのかという話しを持つ事が出来るようになってきたという報告がされました。そして，本名の事についても，親との建前としての話ではなく，本音で語り合えるような関係作りが必要なのではないかと語られました。また生野の地域の特徴としても上げられる密航の問題も，そういう環境の中にいる子供達をかかえる保母として，今後もかかわって行きたいと言うことが報告されました。

京都向上社では，昨年から保育園内に民族教育部会が設置され，民族保育について考え

ていこうとしていると報告され，大阪の天使の園では，今年の運動会でのとりくみのフィルムを通して，保育実践の具体的な報告がなされました。

午後からの討論では討論の柱を，1民族保育とは一体何か，2民族保育を具体的な日々の実践の中でどのように内容化していくのか，と言う二つの柱に絞って進められました。その中で子供達が自然に朝鮮の文化を受け入れていくことが出来るような環境作りの中で，歌や民話や様々な教材を取り入れていくことが必要である。けれども，そういった民族文化を一方的に注入していくことだけで本当に民族保育が目指せたと言えるのかという問題意識が，日々の子供達の生活における友達との関係や，園を離れた後，地域や公教育の中でつぶされていくという現実の中で，明らかにされてきました。そのなかで，障害児を含めて，差別に負けないし，また差別をしない仲間作りが，保育の内容として具体的に考えられていかなければならないのではないかと確認されてました。

次に，そのような民族保育は，具体的な日々の保育の中でどのように保障されていかなければならないのかという討論に入ったわけですが，まず最初に教材が圧倒的に不足しているという現状の中で，どのような教材を準備していくのかという事が話題として上げられました。その中で，大阪の保母さん達が中心になって出来ている，民族保育教材研究会「ヘーボヂャ会（やってみよう会）」からアピールを受けながら，具体的に，その会のやっている活動の報告や，作品などを見せていただいて，参加者一同刺激を受け，今後私達一人一人の課題として，各現場に帰って微力ながらも，具体的な教材作りや，研究実践を深めながら，来年の民闘連の場で，公開できるように，また子供との悪戦苦闘の中で来年の民闘連に向けて，それぞれ明日から頑張りましょうということで分科会を終りました。
以上です。

第６分科会

進　路　保　障

藤　原　史　郎
（兵庫・在日朝鮮人教育を考える会）



報告が二つありました。市立尼崎高校（以下「市尼」）からのと朴秋子さんかの二つです。

市尼の朝文研が再建されてから6年の間，職場に本名で働いているメンバーが１１名，通称名で働いているメンバーが９名，今年になって２名増えたわけです。

しかしながら，そういう中でやはり２名退社していってる，やめていってる，通称で働いてる者１名，本名で働いている者１名という状況でありますが，やはり，手持ちの限られた企業に，大きな企業ではあるけども，固定化していってる現象があるのです。ある意味で，企業と学校との癒着関係みたいなパイプを通して送り込んでいるにすぎないのかも知れないのです。それでも，一人の生徒が，阪急百貨店でありますが，そこに本名でもって働いていく（ＮＨＫの呼び方でしかありえないという妥協点もありますが）。そこに持っていくために我々は４回から５回足を運んでいるわけです。そうでもしない限り，やはり向うは納得しない。最後には，文化祭で扇の舞いをやりましたが，その練習中の写真を持っていって，それまでは「良い子だ」とい

う話ばかりしていますから一体どのような子だと向うは段々色気を出してまいります。それではと，その写真とおまけにその子の書いてる文章を，「これ，良ければどうぞ」と言うと「じゃ，いただいてもよいですか」と言うから，「どうぞ，どうぞ」と言う。ふところに入れたなと，これなら大丈夫と思いまして，阪急百貨店始まって以来本名で働く子が生まれてまいります。そのくらい足を運ばないとどうにもならないという問題はありますが，しかし，固定化現象は避けられない所まできてる。特に，この朝文研のメンバーの一番の精神的存在であった鄭真佐美という子がいます。この子が尼崎市役所を受けてまいりました。学校で特別推薦を付けて，ほぼ大丈夫であろうという見通しを皆持っていたわけですが，見事に落とされました。４５名が受験して，７名を採用して，うちから３名が受けに行ったわけですが，うちから受けに行った２名の日本人生徒をちゃんと採用をしまして，鄭真佐美を落とした。ぼくはもう消耗してしまって，男泣きに泣いた。しかし，真佐美はカラッとしている。向うの方がしっかりしているのです。

この尼崎市は８年前に国籍条項をはずしています。そして，5,７００人の職員が働いているのですが，尼崎には被差別部落よりも朝鮮人がはるかに多いにもかかわらず，尼崎市役所に働いているのはわずか数名にすぎないわけです。これに対する闘いはやり続けなければなりません。又やり続けて行きます。職員会議で認めなかったらゲリラ的にでもやろうと思っています。そして全校生徒1,３５０名全員を対象にして，在日朝鮮人問題，被差別部落問題，などを約１２時間かけてやってきましたが，この特設ホームルームを最後までやり続けるということを，私は重要なことだと本当に思いました。この迫撃砲がなかったら，教師はいつでもユーターンできる，或いは日本人生徒だって何ら試めされることなく通り過ぎて行ってしまうんだということで，この日常的な実践というものを続けていかなければならない。

真佐美のことをどうしていくかということを，人権守る会のメンバーと話を進めているわけです。その中で，真佐美を子供会の専従という形でという話が出てきています。私もそれが良いのではないかと思っています。

次に朴秋子さんの方からレポートがありました。１９７８年に朴秋子さんが高槻の「槻ノ木荘」という老人ホームに志願すると，第一試験をパスして面接になる。それで，本名で行くということを面接の場で言う。後に，日本人を含めて全員の採用を取り消すわけです。これに対する闘いが続いています。

特に去年と今年の違う点につきましては，行政闘争に於いてみごとに勝利したということです。

これは，高槻市，大阪府，そして大阪法務局の人権擁護委員会において朴秋子さんの主張が全く正しいのだということを行政側が認めざるを得なかったということです。

しかし，ある政党が選挙運動のたびに差別的なキャンペーンをやっている。朴秋子さんは因縁をつけているのだと，また人権擁護委員会などが，老人ホームに対して話し合いをして，新たに採用試験をやりなさいといった方向性を勧告すると，社会福祉の切り捨てをやろうとしているのだということを言うのです。それに負けない，気の長い闘いをやり続けているという報告でした。

討論に入りまして，李慶順さんを支援していった島津さんから，実は１９８０年の段階で同じような問題があったという報告がありました。それは，三重県立看護短大を卒業して，県立病院に就職しようとした在日朝鮮人の女性がいたのです。当初，１０名の採用予定だったわけですが，ところが７名だけが志願をし，彼女を除いた６名だけを採用しているのです。それに対する有効な取り組みが今だにできずにいるという話でした。

これに類する問題が多くあります。先ほど川崎の高校の方から話がありまして，手持ち企業が４つしかない。この４つのところに入れて行く時に，非常に優秀な生徒と朝鮮人生徒を抱き合わせるような格好でしか企業の方

は受け入れようとしない。これでもせいいっぱいだと。だが朝鮮人生徒が私は民間で働きたいんだと言う時にはもうすでに行き先が決まっている。これは，市尼に於ける問題とも非常によく似ているものなんです。

進路保障の今後の闘いの進み方でありますけれど，職場労働と進路保障という二つのテーマがあるように，どうしても職場におけるところの労働組合と教育労働者と，そして当事者である在日朝鮮人労働者のつながりみたいなものが増々要求されている。朝文研の生徒を企業に送って行く時，日本人生徒が先に入ってる。その子はそれなりに，労働組合の中に入って頑張っているわけです。その子が組合の合宿に行く時に，「先生，合宿に行って来ます。特活の精神でやってきます」と言うことを彼女は言うわけです。その子にぼくは，三菱電気に入っていく林という子を合わせようと思います。ささいな取り組みであるかも知れませんが，私はやはりそういうことが基本的な姿であろうと思います。

ただし，状況はますます右傾化しております。民間労働組合からの参加が非常に少なかったわけですけども，企業と労働組合が全く一体化してきている。労働組合といっても自分達の金を出して，企業が当然なさねばならないようなところの福祉厚生的な仕事ばかりやるということです。そして，方向性に関しては企業に従って行く，という状況がますます進行していってる。その中で，日立の裁判闘争を経由して，そこでずっと働き続けている朴君の話が出ました。残念であったのは，日立の裁判闘争の時に組合に対して，問題転化をしなかったということです。非常にきびしい状況なのです。しかし，本名でもって最後まで，定年まで働き続けることに絶体に譲らないという姿勢のもとに，朴の話があったと思います。それに，市尼にこられた時も，生徒と教師が一緒に参加する学習会でその話をしてもらったし，あるいは朝文研の生徒宛の手紙の中でも，本名で働いて行こうとしている生徒達に定年までやめるなと言っているわけです。

今後は，もっと深刻化しているんだろうということで，この分科会は暗雲が立ちこもるという状況でしたが，この社会体制に抗しうる組織をどのように作っていくのかということについては，皆さん１人１人がイメージをもっていることだと思います。私はやはり，朝文研のことに戻しながら考えて行こうと思います。

高　校　生　交　流　会

田　鐘　泰　（チョン・チョンテ）
（青　丘　社）
金　　茂　（キム・ム）
（西宮西高）



高校生交流会は，青丘社，高槻むくげの会，トッカビ子供会，市立尼崎高校，蛇草，静岡，西宮西高からの参加のもとで開かれました。

議論の中で，関東と関西では日本人の差別意識について違いがあるのではないかという意見が出されました。関西の場合は，差別問題が表面的には出にくくなってきている。それは解放教育等によって，日本人側の意識として差別発言はいけないのだという程度の建前的な理解にすぎない。そのため，朝鮮人の，日本人に対する告発がなかなか難かしくなっていて，日本人を変えることができない。それだけに朝鮮人側の固い結集により，差別との闘いをつくりあげようとしている。

西宮西校の朝文研の活動をみてみると，日本人に理解してもらう事はあっても，一緒になって朝鮮問題を活動していくことを強く求めようとしない傾向が関西ではあるようです。

関東では，露骨な差別発言により自分が朝鮮人なのだと強く意識し，また何故差別されなければならないのかという開き直りによって，朝鮮人としての“主体”を取り戻していくために本名宣言で日本人告発の形をとっていく。

それ故に，日本人の変革が活動の中心としてすえられ，また日本人との関係の中で自からの変革も考えようとしている。例えば，朝文研活動にしても，朝鮮人と日本人の互いの協力と緊張関係によって進められるという点です。

このような違いがあったわけですが，来年以降，お互いに共通する活動を提示してゆきたいということと様々な状況の違いはあるけれども，学校・日常生活の闘いは，現在高校生が一番頑張らなければいけない状況があるということを確認しました。

日本人交流会

戦後在日朝鮮人運動と日本人

仲原良二
（兵庫民闘連）



神奈川大学の梶村先生から，まず問題提起という形で発題がなされました。

それは，１９４８年に民族学校が弾圧される時に，日本人側はどのような対応をしたのかということが，先ず戦後の日本人の対応の一つになるのではないかということが出されました。よく言われるように，朝連と共産党が政治的な課題で結びついていたけれども，日本人大衆は民族学校の意義をほとんど理解せず，傍観者であり，さらにはアメリカを擁護する日本人ではなかったのか。つまり，日本は平和な民主主義国家になったのに，なぜ朝鮮人が騒ぐのかということです。このような日本人がほとんどであったということを先ず，しっかり踏まえなければならないのではないかという指摘です。

その後，民族学校が日本の学校の分校という形で分散していく中で，その中での日本人教師の存り方を梶井渉さんの例を出しながら生活者として在日朝鮮人に関わっていく話がされました。

それはどういうことかと言うと，朝鮮人も日本人もお互いに貧困ではないが，同じような生活をしている中で，朝鮮人への差別的な状況をみて黙ってはいられないということで，日常的に小さなことから運動を続けていったという，民闘連とよく似た生活者としての関わりということが紹介されていったわけです。

そして，日本人が朝鮮人問題に関っていく中での考え方というのは，１９４８年と変っているのかいないのかということを考えると，あまり変ってはいない。つまり，民族差別はいけないということに一応の理解は示しますが，少し運動に関わっていくと，やはり日本に住んでいる以上，朝鮮人は日本の法律に従わなければいけない，気にいらなければ国へ帰れ，という考え方です。また，職場の管理職から，あまり朝鮮人運動には深入りするのはいけないというような忠告を受けるという意識はあまり変革されていないということです。

今後，共に学ぶ，共に闘うということになっていくのではあるのだけれども，日本人・朝鮮人相方の主体の対峙を確保しながら，連なっていくという存り方が必要ではないかと

いう話でした。

討論は最初に，定住化傾向，国籍条項の制度的な撤廃という状況変化がありながらも，日本社会には依然として差別構造がある。それに対する日本人の評価はどうなのかということが話されました。

それを受ける形で，今まで民族＝国籍という形でとらえていたけれども，それではとらえられない状況があり，闘い方の転換が必要ではないかという話がされました。その時に民族＝国籍というのは父系血統主義の考え方で，女性差別につながるのではないかという話も出ました。また国籍にこだわらない生き方をしようという話が出されましたが，やはり国籍によってその人の人生というのは，重みがあり，だから逆に，日本人には国籍の観念というのは全くなく，だから日本人の国籍観念というものを問い直さないと，朝鮮人だけの国籍を取り出しても軽はずみになるのではないかということでした。

次に状況変化に対して，在日朝鮮人への差別実態は変っておらず，単に状況が変ったというように見ると，状況論にふりまわされるということになる。従って，日本人側のそれに対峙するような運動実践の中で，それにみあうようなものを作らないと状況にのみ込まれるのではないか。それから，民闘連運動というのは，日本人と在日朝鮮人を同じくせよということではなく，むしろ在日朝鮮人が人間らしく生きるということを保障するというのが，本来の民闘連の運動ではなかったろうか。だから，そういう意味で考えると，民闘連というユニークな闘いを，もっと日本人側の特に労働者の闘いに広めていかないと，いけないのではないか。

それから，最後のほうになりますが，まとめのような形で，状況変化論をどう見るのかということで話が進んでまいりました。国籍がどうであれ，在日朝鮮人に対する，いわゆる社会的差別というものは，なかなかなくならない。だから，国籍条項がいろいろ撤廃されていくとか，新入管法などが出てくるのは，日本の行政側の一種の法的な正義であって，それと，いわゆる差別の実態といわれる社会的差別とは，直接にはつながらない。だから，状況が変わったから差別がなくなった，というようなとらえ方は，少し荒っぽいのではないか。つまり，その間のもう少し緻密な問題と，位相というか，考え方がちがうんだということをはっきり見比べていく必要があるのではないか。

それで，ただ「そしたらがんばりましょう」というだけでは，やはり問題を残したということになると思うのです。だから，状況がそういう変化をしてきた場合に，今後どういう闘いをしていくのかということをもう少し吟味しないと，がんばりましょうというだけでは，実践の質が高まらないというように思うのです，その点については，討論を残したままということになったと思います。以上，終わります。

韓国・朝鮮人交流会

同胞の輪を広げよう

裵 重 度（ペェ チュンド）
（在日韓国人問題研究所）



東京，川崎，横浜，静岡，愛知，大阪，兵庫，山口，九州から，約７０名の同胞が参加してもたれました。テーマは，「同胞の輪を広げよう」ということであります。

最初に兵庫の金義晴氏のほうから，発題が

がありまして，その要点は「民闘連の同胞の組織のあり方を考えるという時期にきているんではないか，具体的に言えば人権を守る会の全国連合化というようなことを考えていかなければならない。そうする中で統一した課題というものを設定していくべきではなかろうか。あるいは生き方の指向性を共有する中で運動作りをしていくべきではなかろうか」という内容でありました。そして，在日韓国・朝鮮人の客観状況をふまえた，つまり今の時代の流れの中で，新しい発想として，民族的な生き方を保障した日本国籍取得を考えるべきであるという大きな提起があったわけです。その発題以後，いろいろな反応があったわけですが，同胞の交流会のほうは，そうすべきであるとか，こうすべきであるとかいう結論は出ませんでした。それで，どのような反応とか意見が出てきたのかを報告するということにしたいと思います。

まず最初に，こういった日本国籍取得論といった言い方をすると，非常に問題があると思いますが，こういったことを討論する時期には来ているんではなかろうか。そして民闘連には，朝鮮籍あるいは韓国籍，あるいは日本籍の者が一堂に会しているという中では，そういう論議をこれまでタブーとしてきたという中にあっては，むしろそれを解き放っていく時期にきているのではなかろうか。つまり大胆に話し合いを進めていくべきではないかというような意見もあったわけです。その前提となる認識においては，在日韓国・朝鮮人を，すでに国籍ではくくれないという状況が生まれつつある現実を直視するべきである。つまり，帰化をして日本国籍を取得している，混血の問題が出てきているということを直視すべきであるし，また地域においての教育実践を展開するという中では，帰化した子供，混血の子供にどう対応していいのかわからないというような現実的な問題も立ち現われてきているということを見ていく必要があるんではなかろうか。

その一方では，感情の問題とでもいいますか，感覚的にとにかく日本国籍を取得するのはいやだという意見・反応もあったわけです。それから，民族的生き方を保障した日本国籍を取得していくというような運動作りが実際可能かどうかというようなこともあるわけですが，そういうことが逆に，日本政府の帰化，同化の政策の中に，とり込まれていってしまうんではないか。そもそも，民闘連というのは，同化にいかに歯止めをかけていくのかということからスタートしたのではなかったのか。あるいは，在日韓国・朝鮮人がどう生きるかということと，一方においてこの日本社会が，どう変わっていくのかということも考えるべきではなかろうか。われわれの生活は，ますます苦しくなるであろうし，差別はむしろ今後ともきびしくなっていくんではないかという意見も表明されたわけです。

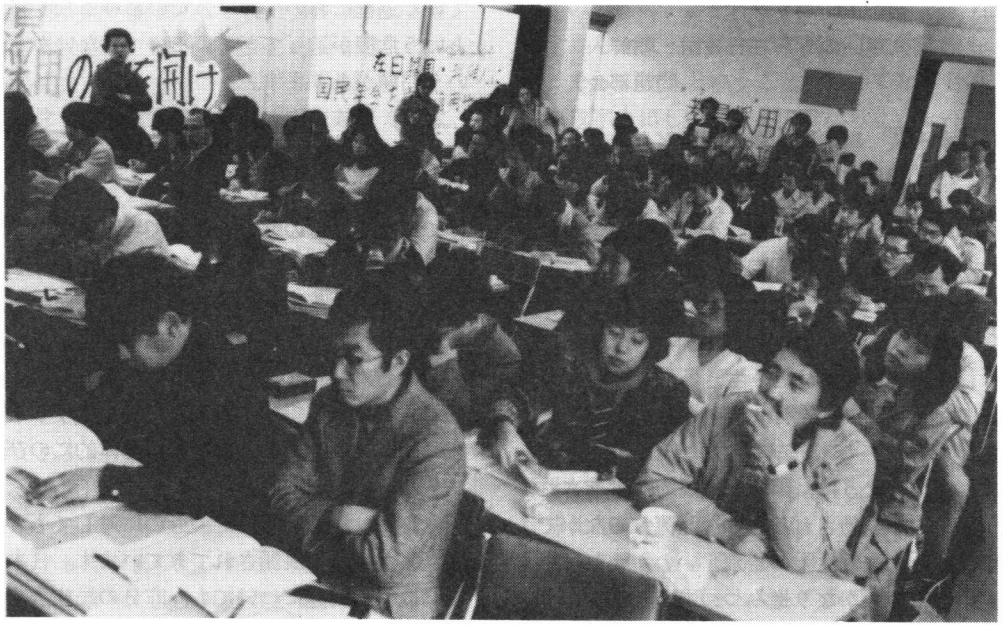
またこのことについては考えなければならないなと痛感するわけですが，大企業の中に入っていった同胞の意見ですが，大企業の中の人間管理のシステムというのは，非常に非人間性というものを持っている。それは，自分の体験から則して言えば，日本社会のありようとも非常に類似しているんだ。それに対抗できるような同胞の力をむしろどのように，作り出していくのかが問われなくてはならないんではないか。それから，日本人との共闘というようなことにも含まれていくと思う。ですが，民族差別と闘うというように結集している我れ我れが，どのような立場で，あるいはどのような人間と連らなっていくのかが職場の中で問われているんではなかろうか。そして非常に抽象的な言い方なのですが，在日同胞は，内と外の排外主義とどう闘っていくのかということを基底にすえるべきであり，なぜ民族差別と闘ってきたのかということをもう一度振り返って考えてみる必要があるのではなかろうか。あるいは，祖国の統一をあきらめたから在日を考えるということではなく，祖国の統一を求めて，在日の統一というようなことを考えてきたのではないのか。日本国籍取得を進めようという提起は，同化の問題を進めてきたら出口に両方があったというようになってしまっているのではないのか。

むしろ，今の現実の中では，生活権を勝ちとりながら在日韓国人の生活権が確立されていないということの状況を考えるべきであるし，そういう状況の中で，国籍の問題が出てくるというのは，非常に唐突である。むしろ民闘連というものは，在日のコミュニティという場の保障として，今後もずっと保障されつづけなくてはいけないし，そういうコミュニティが成立していくというところに，もっともっと力を注いでいかなくてはならないのではないかというような話もされました。

また，祖国の統一が最も大切な問題であり，目標は民族統一しかない。そのためには，民族主体というようなものを，つまり民族の魂というものを作っていくしかないんだ。在日性をつきつめれば同化につながる，それに対抗するのは民族性であるというような意見が出たわけです。本来ならばこの意見の，祖国の統一が最も大切な問題であるというところから発展した。つまり民族主体性論を現実に引きつけてどういうふうに我れ我れがそしゃくし，今後の運動を考えていくのかという話の展開になればよかったわけなのですが，むしろその根本と根本のぶつかり合いというのは，残念ながら交流集会の最後のところに出てきてしまって，結局時間切れという形になってしまったわけです。

大きく言えば現実の問題，つまり日本国籍を持った子供が増えてきている，あるいは混血の子供が増えてきている現実をとらえた民族差別と闘う実践は，今後どのような形になっていくのかという一つの方向と，常に民族というものに固執していくというような生き方，そういう闘い方というものが真向からぶつかり合いをはじめるというような感触のあった民族別交流会でありました。

言いわすれましたが，これはもうしわけなかったことなんですが，我れ我れ同胞の民族的交流会の中だけ，民族農踊が会の最初にもたれました。これは大阪の愛信保育園の保母さん，天使の園の保母さん，それから大阪の関西YMCAの協力で，友情出演ということでもたれたわけです。その民族舞踊を踊っている中にも日本人がいらっしゃいました。そういう意味では，日本人のみなさまとともに，そういう民族舞踊を楽しむ機会というようなことがほしかったわけですが，会場等の都合によって，それが共有化できなかったことを非常に残念に思います。同胞の交流集会は以上のようなことでした。



●シンポジウム●

いま！ 在日同胞はどう生きるか



司　会　徐　正　萬（ソ・チョンウ）
（八尾いのくら在日韓国・朝鮮人問題部会）

発題者　裵　重　度（ペ・チュンド）
（在日韓国人問題研究所）

梁　泰　昊（ヤン・テホ）
（尼崎・在日同胞の人権を守る会）

＜司会＞

「今，在日同胞はどう生きるか」ということでシンポジウムを行っていきたいと思います。

ご存知のように，国際人権規約が批准され，難民条約が発効されるといった流れのなかで少なくとも法制度上の差別，いいかえれば形式的な平等がかなり進みつつある状況があります。ところが，このように権利が獲得されていく過程において，一方でいわゆる「同化」という危機が迫ってきているのではないかという問題があります。

本来，民族差別と闘うという闘争は，目の前にある制度上の差別と闘う。つまり差別されている状況そのものを変革していくことだけではなく，その闘いを通じて当事者である在日韓国・朝鮮人の意識を変革させていくということが，差別との闘いの大きな課題であるということも自明の理であろうと思います。

しかし，残念なことにこの間の在日韓国・朝鮮人の権利獲得闘争の過程では，必ずしも在日韓国・朝鮮人の意識変革が総体的にのびてきたとはいえません。

さらには，権利獲得そのものに対してもさまざまな議論が展開されてきています。日本国籍取得の問題についても，昨日の民族別交

流会でさまざまな議論が展開されています。

こうしたなかで，今後，民闘連運動は運動として成り立ちうるのか，いかなる闘いをこれから展開していくのかという議論が，いまこそ必要だと思います。

そのような意味において，本日のシンポをまず二人の発題を受けることからはじめたいと思います。

在日を生きぬいていくために

裵　重度（ペ・チュンド）

（在日韓国人問題研究所）

毎年もたれてきた民闘連の全国交流集会も7回目を迎えました。日立闘争から数えはじめると１０年になります。いわばひとくぎりとなるような日時が経過したわけですが，われわれの運動は新しい局面を迎えているとも思えます。しかし，その家を考えると，本質的な変化が大きくたちあらわれたというより，客観的状況が顕著になったと言うことにすぎず，その意味では，運動が正念場を迎えつつあるのだということかもしれません。

非常に描象的な言いかたをしましたが，これから具体的に話しをすすめたいと思います。

■全体状況の認識

＜世代の交替＞

世代の交替がすすんでいるのだといわれてから久しいのですが，今日，二世以降の世代が８５％を占めるといわれています。あと10年もすれば在日同胞は全て日本生れの二世以降の世代にとって変わるという時代になるわけであります。

この世代の交替がすすむにともなって，われわれ在日同胞の民族意識にも複雑な変化があらわれてきました。在日の歴史が長くなるにつれ，日本の社会風土にどっぷりとつかっていくなかでいろんな生き方が求められるようになってきています。つまり，さまざまな生き方を求めるなかで価値観の多様化がおき，充分ではないにしても生活の安定化によって，抵抗概念である民族意識というものがうすくなってきているということです。

ある在日問題の研究家は，２～３世以降になるにつれ言語同化は絶対的なものになると言っていましたが，まさにそのようなものになってきていると思います。

その他，法事をやらなくなってきているとか，目上の前でも喫煙をするとか，名前も日本風のものをつけるとか，日本風の墓を建てるとか，まさにさまざまな変化がみられます。

＜日本人との結婚の増加＞

同胞の結婚総数が年間７千組といわれ，その半数以上の５４％が日本人との結婚であるというデーターが出ております。その結果として日本国籍を取得するといった現象も増加しています。そして，当然ながら混血の子供が誕生し，その数も増加してきています。

こうしたデーターから，血縁的にも日本人との関係が深くなってきている，ということは言えるでしょう。しかし，こうした現象もなかにはあります。それは，帰化した人との結婚も比較的多くあるのではないか，そして離婚の率も高いのではないかということです。ですから，数字上の上では確かに血縁関係も深くなっているということが言えても，その他の数字も出してみなくてはならないということです。

そして，民族差別の典型のひとつであるといわれた結婚において，日本人との結婚が増加しているというのは，日本人の方にこだわりがなくなったというよりは，在日同胞の方がよりこだわりを持たなくなってきたからだと考えた方が正確であろうと思います。

それから，離婚の理由はやはり民族的な相違からくる理由が多いのではないかと思われます。

＜帰化志向への強さ＞

年間の帰化者は約５０００人であります。これは帰化を許可された人の数ですから，申

請はこの数をはるかに上まわっていると考えられます。

「朝鮮研究」の２０７号は，帰化についてこう分析しております。一世にとっての帰化は「民族への裏切り」で，二世にとっては「うしろめたさ」であり，三世にとっては「現実と実感のギャップをうめる行為」とあります。

帰化者の増加と帰化に対する思いとをあわせて見て考えると，日本社会に民族差別がなくなったからだというよりは，どうせ日本に住むのだからといったあきらめが強く作用しているのではないか，というように考えられます。１世２世３世の帰化への思いを連続して見るとその思いを強く持ちます。

つまり，民族差別の結果として帰化志向が高くなってきているということです。

＜制度上の差別撤廃＞

これは確かに以前にくらべれば少なくなったと言えると思います。しかし，このことをどう評価するのかは非常にむづかしいことだと思います。ここで安心してしまうと，とんでもない落し穴が待ちうけているのではないかという気がしてなりません。

ひとつには，日本政府の在日韓国・朝鮮人に対する処遇の基本政策である帰化・同化をよりまとうさせるために，法制度上の差別が取り払われたのであると言うことを考えてみなくてはならないと思います。つまり，より帰化・同化へと追いやるための条件整備ということであります。

つまり，当局にとって，歴然と民族差別であるような形態をいつまでも残しておくことは，在日韓国・朝鮮人の抵抗概念であるところの民族意識をいつも換起せしめてしまうという恐れがあり，現にそのための運動が大きくなりつつある　あるいはなってしまったことはまずいという判断があったのではないかということです。そして法制度上の民族差別撤廃は，時のすう勢から見ても妥当ではないという判断をせざるをえなかったのだと思います。そしてさらに，こういった判断は基本政策になんら支障をきたすものではないと見通したからに他なりません。

＜全体状況をどう認識すべきか＞

こうして見ますと，目に見えやすい歴然とした民族差別はたしかに少なくなりつつあると思いますが，帰化者の増加，日本人との結婚の増加，法制度上の差別撤廃という客観状況をもって，民族差別がなくなりつつあるのだという風にとらえるよりは，帰化・同化へ押し流される度合いが強くなってきているのだととらえるべきだと思います。

なぜならば，われわれの実感としては，私人間における実にさまざまな意識的差別とか，入管行政における管理的，強圧的はん雑さにより差別を覚えるし，だんだんと日本人にさせられていくのだなあという不安感に，より強い民族差別を実感させられるからです。

つまり社会的な差別はいっこうにおとろえていないということです。むしろ，表面的にあらわれる民族差別の変わりにより陰湿化した民族差別を以前よりも感じるし，事例も多くなってきているのではないでしょうか。

そこで，われわれ在日韓国・朝鮮人の全体状況は次のように認識できるのではないかと思います。

①民族差別は一部において減少しつつあるが，社会的実態としては，依然強く残っている。
②在日同胞の生き方の傾向は，その是否を別にして，より生きやすい生き方を求める傾向が強くなってきている。
③在日同胞を総体として構成する要素が複雑化してきており，民族を規定することが単純にはでき得なくなってきている。

■民族差別をどうとらえるのか

では，以上のような全体状況を認識した上で，民族差別をどうとらえるべきかということです。

日本の近代史が形成される過程において〝朝鮮〟は「弱いもの」「劣等民族である」といった意識が日本人大衆のなかに植えつけられていったことは間違いのないことであろうと思います。そしてそのことによる民族的偏見，排外意識というものがじょう成され，

それらが今日に至るも継承されていることもまた疑いを入れません。日本社会の民族差別は基本的にはこうした意識と排外思想によって生み出され，その一方で治安の対象として管理するというかたちになっています。つまり，社会的に低いものとして日本社会のなかに位置づけられてしまっています。底辺に位置づけられてしまった在日韓国・朝鮮人の生活は，その枠のなかからなかなか脱することができない。枠のなかで盾環するしかない。枠から出ようとすればたたかれる，つまり民族差別にそうぐうする。多少強いものはその枠から脱することができても，枠のなかの者としての烙印をおされて限定されてしまう。そうでなければ，枠の外のものにへりくだって脱することを認めてもらうしかない。

身近かな例をとっていってみると，地域に低学力の同胞の子がいるとします。なぜ低学力なのかをさぐってみると家庭環境が劣悪である。韓国人であるがゆえに充分な職につくことのできない父親は肉体労働の日々を酒でまぎらわし，収入の大半を酒に費やしてしまう。母親はしかたなく働きに出る，子供はなかなか帰り見られない，そして子供は低学力であるから進路も保障されない。多少学力があっても民族差別によってはばまれる。そこで子供はあれる。するとアイツは〝朝鮮人だからだ〟と烙印を押される。そして同様な生活の過程がくりかえされる。悪盾環をくり返さざるを得ないという構図です。こうした現象は同胞の生活のあらゆる局面で同様な構図としてあります。

日本の経済発展にともない同胞の生活が相対的に向上した今日においても，この構図というか構造に大きな変化はありません。こうした構造に落しこめる大きな不条理のひとつとして民族差別があります。

その意味では，被差別部落の人々がかかえざるを得ない構造矛盾と類似しているといえるかもしれません。

なぜ，このようなわかりきったいいふるされたことをことさらに言うのかと思われると思います。恐らく反論としてこうしたことは教条的すぎて現状はそんな単純なものではない，あるいは，在日韓国・朝鮮人はみな貧困のなかであえいでいるのか，そうではないだろう，といった反論も出てくると思います。私がいいたいのは，在日同胞の複雑多岐にわたる現象がたちあらわれてくることによって，そもそも民族差別がどのように生み出され，どのような構造となっているのかを見失いからになるということであります。

こうして見ると民族差別というのは，相対的に現象が変化することはあっても，実態的総体的には民族差別が存在することに変わりがないと見た方が正しいのではないかと思うのです。ですから，民族差別というのは，一部においてなくなるとか少なくなるというとかで評価すべきことでなく，総体としてあるのかないのかが問題にされなくてはならないということであります。

一方，在日韓国・朝鮮人は，こうした構造と差別の相対的変化のなかで，民族意識がきはくになっていく世代になればなるほど，自分の出身をのろうことになったり，民族を否定したり無視したりする　あるいは親の生活史をナンセンスなものであるとしてしりぞけてしまったり，差別の体験はありません，差別はないと思います，といったことがさまざまにいわれ，混乱した現象となってたちあらわれてきています。しかし，そうした反応も少しくわしく見たり聞いたりすると，日本人の韓国・朝鮮人観ときみょうに一致していることに気がついたりします。いいかえれば，意識の上では日本人と近い状況のなかで，生活上のギャップ，つまり民族差別と出会えば，さらりと民族を否定して帰化を志向する，といったことにもなっていると思います。

整理していいますと，在日韓国・朝鮮人は日本社会の底辺に位置づけられるということで構造化されているということであります。在日韓国・朝鮮人の社会的差別の存在と実態がそれを証明しています。そして，在日韓国・朝鮮人が在日韓国・朝鮮人として，自からをさらけ出して生きることがむづかしいということであります。貧困であろうが，子供が

低学力であろうが，片親であろうが何であろうが，そのことをそのまま認めて受け入れられないで，全て民族と結びつけてしまい，だから"朝鮮人はダメなのだ"としてしまう，あるがままの姿，存在を受けとめることなしに，否定しきってしまう，これが民族差別というものではないかと思います。

■どのような質の運動と実践が求められるのか

かつてにくらべ生きやすくなってきている日本社会のなかで，民族差別が相対的に変化しても，民族差別を生み出す社会構造には変化がない状況のなかで民族差別と闘うとき，われわれ当事者の最大の欠点は，同胞が孤立分散し，結集できる場が少ないということであります。つまりはいまだ民族差別を克服できる力量を持ちえていないということであります。

民族差別の結集として帰化・同化志向がある，いいかえれば日本国籍取得の願望が強くあるということです。この基本的な認識を欠落させたところで，諸悪の根源を立ち切るのが"日本国籍取得である"とするならば，間違いなく日本政府の政策のなかにとりこまれてしまいます。

それでは，われわれ在日同胞の運動はどのような質を持たなければならないのか，それはこれまでに何度となく繰り返し言ってきたこと，つまり，在日韓国・朝鮮人が在日韓国・朝鮮人として生ききることができるような質を持った運動が完成されなければならないということにつきます。なぜならば，在日韓国・朝鮮人が在日韓国・朝鮮人として生きることが保障されないかぎり，人間としても生きられないからであります。このことは，在日同胞の根源的な基盤にならなければなりません。われわれは，その歴史性からいっても民族性を打ち出して生きる権利を有しているのであります。在日韓国・朝鮮人の客観的状況がどのように複雑に変化しようとも，民族的に生きることは保障されなくてはなりませんし，そのことが常に大前提となった運動でなければならないと思います。その意味からすれば，本名実践ということは，状況に左右されない課題として存続しなければならないものであります。

先にわたしは，民族的に生きることが保障されなければならないと主張しましたが，ひとつには具体的にひとつひとつの民族差別と闘っていくことがあると思います。その過程において自己の存在と確認がせまられ，民族的な意識が形づくられていくであろうと思います。次には，言葉や国省や歴史とかといった民族文化の注入が民族主体をつくりあげていくであろうということも当然考えられます。しかし，もはやそれだけではいかんともしがたい，なぜならば在日するなかでの生活が保障されなければならない，食うことが保障されなければならないからです。そしてこれらのことは，好むと好まざるとにかかわらず，日本社会との関係によって規定されざるを得ません。とすれば，在日し続けている現実のなかでは，日本社会のなかを生き切っていく在日韓国・朝鮮人の主体のありようが当然求められてきます。

それは，とりもなおさず今集会の基調にも出ていますように「地域社会や職場のすぐれた一員となる」ということのなかに求められると思います。このことは，これまでのような日本人に対する告発，糾弾を底流とした在日韓国・朝鮮人論を止揚するということであります。

ある民族紙の社説に「在日同胞の社会運動は抗議型および権利獲得型から，新たに建設型，創造型へ焦点を移していくべき時期を迎えたのではないだろうか」とありましたが，その通りであると思います。

このことを民闘連の運動に引きつけて考えてみるならば，地域における子供会を中心にした教育実践のなかで，在日同胞の子供たちがこの日本社会の現実にまけず，在日韓国・朝鮮人として生きていくためには，どのような現場での検証と積みあげが必要なのかが，いまの民闘連にとっては一番必要なことだと思います。

私のこのような主張は，現状の混乱と展望が見えないこの時期において，あまりにも消極的であるといわれることと思いますが,「いま!在日同胞はどう生きるか」の“いま”を強調したいからであります。

われわれ在日同胞は，あまりにも将来を展望するにはあやうい現状しか持ちあわせていません。まずは当事者能力としての自治の欠落を感ぜざるをえませんし，同胞社会の分断，分散，連帯力の弱さを認識せざるをえません。

そういうことからすれば，民闘連の組織形態ということも再考しなければならない時期に来ているのかとも思います。

最後に，くりかえして強調したいのは，在日韓国・朝鮮人として生きる実践をどう深めていくのか，どう保障させていくのかということを常に念頭においた運動を考えていかなければならないと思います。基本的にわれわれの運動は，在日を生きていくための諸権利を追求していくとともに，あらゆる民族差別をも許さないとする闘いを押し進めていくことでありますから，さまざまな運動展開がありうると思います。そしていまは，そうした闘いの力量を蓄積する時期であります。いまのわれわれにとって，末だ祖国を相対化し，国籍あるいは民族をも相対化しえる力量はありません。

レジメでは，「在日を前提とする」「参政権獲得運動」「日本国籍の取得あるいは既得」そして「少数民族として」といったさまざまな論について言及したい，としましたが，今後の論議課題として残したいと思います。

「太く短く」から「細く長く」へ

梁　泰昊（ヤン・テホ）
（尼崎・在日同胞の人権を守る会）

■人間らしくありたい

「在日同胞はどう生きるか」というふうなことを考える場合，われわれは必ずしも一番初めから「朝鮮人として生きたい」というように考えたわけではなかった，ということをまずおさえておきたい。自分の体験から考えてみても，もっと普遍的な意味で「人間らしくありたい」ということがいろいろなことを考える出発点であっただろうと思う。そういうことを考えていく時に，自分が朝鮮人であることを抜きにして生きてはいけないし，朝鮮人らしく生きようということによってはじめて自分が人間らしく生きていけるんだという確信をもつにいたった，といってよいのではないか。

われわれは朝鮮人であることがいやでならなかった。それは朝鮮人であることによって自己の人格が否定されていたからである。自分ばかりでなく親の歴史が否定され，国籍が否定される。親につらなる朝鮮そのものが否定されるという状況の中におかれた。そういうところですべての面にわたって人間として叩きのめされ，打ちのめされてきたという現実がある。そういう中で自分にとって人間らしく生きていこうとすれば，必ず朝鮮人として朝鮮人らしく生きるということを問わずして生きていけない，そのような過程をわれわれは生きてきたのではないかと考える。

人間が誇りをもって生きるという場合，その拠ってきた歴史，自分のたどってきた歴史というものを否定してはならない。いかに金をもち，外車を乗りまわすような生活をしても，自分の親の歴史を否定するような，ある

いは，自分自身が歩いてきた道をごまかすような生き方では，本当に誇りある姿とはいえないだろう。その意味でたとえば渡日にいたる歴史的背景，あるいは日本におけるいろいろな差別，さらに自分の親の出身であるところの祖国，というようなもの全く無視して生きていくことはできないのではないか。そういうこだわりを大事にしようという中で，民族的誇りをもとうということが，いわれつづけてきたと思う。

■同化とは何か

民族的誇りをもって生きようというふうに思いをいたす時，必ずつきあたるのが「同化」ということばであった。それはまさに「民族的主体性」というものと完全に対置されるものとして登場してきた。ところが，では「同化」とは何かということになると案外説明しにくいもので，同時にまた「民族的主体性」なるものの中身も多種多様に解されてきたといってよい。ここでまず「同化」ということの意味を限定するならば，今まで一般的には日本人的になる，自分が朝鮮人であることをかくす，というような意味で使われてきたようであるが，そうした単なる日本人化ということよりも，在日朝鮮人の歴史を否定することとしてとらえなおしてみたい。

もちろんそれが日本人化としてあらわれることも少なくなかった。学校において「日本人も朝鮮人も同じように扱います」とか，名前の問題に関していえば，「名前なんて符号みたいなものだから，どちらでもいいじゃないですか」というようないわれ方をする。どっちでもよければ朝鮮名であってもかまわないはずなのに，そういうことは全然みとめないで，暗黙のうちに日本名を強要してくる。そういうふうなあらわれ方がこれまでの「同化」の一つの現状であった。思えば日本人くらい名前にこだわる民族も少ないのではないだろうか。その典型的なものとして「襲名」ということがあげられる。

大きい名前，小さい名前というのがあってそれを継ぐというようなことが伝統や格式を誇示する形でおこなわれている。そういう社会が朝鮮人に対しては「どうでもいいじゃないですか」などというのはやはり抑圧だといわざるをえない。「同化」は人間性への抑圧をともなうが故に認めがたいのである。

一方，「同化」に反対するという中で「祖国志向」ということがずっといわれてきた。あるいは「民族教育」を考える中でも「祖国とのつながりをどうするのか」「朝鮮語を学ばなくてはならない」「朝鮮の歴史も知らないで朝鮮人といえるか」というようなことをしょっちゅう耳にする。何かにつけて祖国がすべてであり，祖国にいる人だけがまっとうな朝鮮人であって，在日朝鮮人は「足りない」「欠如した」朝鮮人であるとされてきた。民族性に欠けた朝鮮人であり，その不足分を補うことが「民族的主体性」をもつことだというのである。民族的なものをもて！ということの代表選手として言葉がある。はなはだしくは「朝鮮語のできない者を朝鮮人と認めることはできません」などという。果してそうなのか。朝鮮語ができなければ本当に朝鮮人ではないのか。それでは我々は一体なにものなのか。我々がこんにち「朝鮮語を知らない，できない」ということはなにも我々ばかりの責任ではない。大きくいえばそれは祖国の責任といってさしつかえないのではないか。そういう時に，「お前は朝鮮語を知らないからだめだ」といわれるなら，我々はどこに身をおけばよいのか。祖国とつながり，一体化するということが新たな抑圧となりうる現象があらわれてきているのである。そのことを「祖国への同化」ということもできよう。

それゆえ「同化」ということばはいわゆる「日本人化」ということにとどまらず，祖国の人々と同一化するという意味での「朝鮮人化」ということをも考えないわけにいかない。逆にいえば「同化とは在日朝鮮人の歴史を否定すること」と限定できるのではないか。必ずしも日本人化するということではないのであって，もし仮にその意味で同化がいけないのであれば，実は生計すらなりたたないという事態に直面せざるをえないのである。みよ

うによれば，日本人的なものを身につけ，日本の生活習慣といったようなものを無視して生きていくことはできないわけで，むしろ「適応」ということばで理解した方がよいのではと思われる。そのことがいきすぎて自分や親の歴史を捨てること，また民族的になろうとするあまり現実の自分を見失うこと，その双方を含めて我々は「同化に反対する」というのである。

■一対一の人間として

在日朝鮮人はすでに７０年という長い年月を歩んできた。いろいろなとらえ方ができるのはもちろんであるが，民族差別についてみるならば，ここにいたってかなり状況の変化がある。とりわけ社会福祉制度上，大幅に国籍上の制限がとりはらわれたことの意義は大きい。もちろんそれで民族差別がなくなったわけではないが，時代の流れを感じないわけにいかない。その中で我々は，ではどう生きていくのかが問われる大きな転換点にきているといえよう。

仮に１９６０年代と１９７０年代をくらべてみても，在日朝鮮人にとっては１９５９年暮からの「帰国」があり，１９６０年には李承晩政権を倒した４・１９学生革命によって幕があけた１９６６年代は中間点に日韓条約があり，その後もつねに朝鮮半島のことが話題になる，いわば「祖国志向時代」といってもよいのではないか。それに対して１９７０年代に入って日立闘争がはじまることによって，在日を基準とした問題意識，在日朝鮮人自身がかかえもつ問題を解決しなければならないとする考え方が定着してきたといえよう。

そしてさらに１０年たって１９８０年代に入ったのだが，その間のいろいろな運動を通して在日朝鮮人の権利意識・人権意識が芽生え，広がってきた。そういうことをふまえて，歴史の曲り角を感じながら，１９８０年代をどう生きぬいていくのか，あるいは日韓条約がきれる１９９１年をどのように展望していくのか，真剣に考えるべき正念場にさしかかっている。

ここにおいて，我々はまず自分の内側に向って，自らをどのように規定し，どのようなものになっていこうとするのかを問題にしなくてはならない。社会状況や祖国の現状やあるいはまた歴史といったもので自分を語るのではなく，一人の人間として自身をみつめなおすことが必要であろう。もちろん在日朝鮮人が自分の歴史を否定してはならないことは当然のことであるが，日本人と向いあって生きていく場合に，では，その歴史だけをふりかざしておればよいのかという問題がでてきている。歴史をふりかざすことによって日本人と対等になるのではなくて，一個人として，裸で一対一の人間としてつきあえる，そういう人間になっているのかということを考えなくてはならない。どぎつい表現をすれば在日朝鮮人は「虎の威を借る狐」になってはならないと思うのである。つまり在日朝鮮人のこの重い歴史を知っているのかということを日本人につきつける，というふうに歴史をふりかざす，あるいは我々には祖国があるのだという形で祖国をふりかざす，そういう形で日本人と対峙する。そこでは日本人はたまらなくなって，何もいえないという関係が生まれる。そうして日本人をだまらせることによってのみ民族差別を糾弾するならば，表面上たてまえ的には首肯させることはできても，結局は形式に終ってしまう。

我々はもっと裸にならなければならないし，では裸になって，歴史性とかのヨロイを一たんはずしてみた場合に，在日朝鮮人がはたして一対一でつきあえるほどの自らの力量をもっているのかということが今後問われてくるだろう。

我々がこれからもずっと日本に住んでいくということは，好むと好まざるとにかかわらず，もはやまぎれのないことと思う。それならば自分の子の代，孫の代をも展望するようなあり方，生き方が問われる。つまり長期的な視野に立った生活設計をしていかなくてはならない。その際いえることは，「どうせ差別があるなら，太く短かく生きて，その日思いきり腹一杯食べて，他人がどう思うが我関

せず，明日はどうなっても知らない」というような生き方ではなくて，「細く長く，人間同士の協調をはかりながら，明日の備えを考えながら生きていく」ということが必要なのではないかと考える。いいかえれば地道に信用をかちとっていくということが大切になってくるわけで，しかもそれを自分一人のこととしないで，全ての同胞にかかわることとして考えなくてはならない。

朴元綱さんという，今年東京で中学校の教師になった人が，実際に朝鮮人の教師として教室に入った時に，非常にはっきりと民族差別的な迎えられ方をする。たとえば授業のために教室へ行ってみると生徒が全員うしろを向いているとか，常識で考えられないようなひどい対し方をしてくる。それに対してまわりの教師たちも積極的に改めようともせず手をこまねいているという報告があった。朴元綱さんはそれについて「それはもちろんよくないことだけれども，自分自身がよりよい教師になることによって彼らをひきつけていきたい」というような発言をされた。彼らの差別性を糾す前に，では自分はしっかりした教師なのか，生徒に対して信望ある教師なのか，というような自己への問いかけをまずしていきたいという言葉に深く感銘した。

民族差別について語る場合，最近では埼玉県上福岡の林賢一君が自殺したことを例に出すことが多い。彼がそこまで追いやられたということについては，やはり民族差別があったことを否定できないし，それを糾さねばならない。けれども，あえていうのだが，彼がそこに行くまでに，同胞の側で，もっと端的には親の立場で何かすることはなかったのか，できることはなかったのかというふうな自分自身への問いかけなくして，日本人を，教師たちをのみ糾すというようなやり方をしていていいのだろうか，というようなことをちょっと立ちどまって考える必要があるのではないか。

■共闘の前提は共生

民闘連運動は在日朝鮮人を住民として位置づけてきた。日本人と同じ住民であり，同じく税金を払ってきた人間なのだから，同じ権利を受けるのが当然という主張をしてきた。そしてだんだんそのような差別条項が撤廃されていくということは，実は客観的にも住民として認められつつあることを意味する。そうなれば，今度は在日朝鮮人が何をするのかということになってくる。つまり在日朝鮮人はその地域の中で，地域住民としてやるべきことをやる，やらなくてはならないというふうな状況に立つのではないか。

たとえば就職すれば職場の一員となる。その場合，職場の中で問題がおこってきた場合に「自分は外国人だからわかりません」ということになってしまうのでは，無責任といったたぐいの反発がでてきたとしてもやむをえないのではないか。三年前の第4回民闘連全国交流集会の分科会で，「在日朝鮮人は職場では生計をたてるための給料をかせいで，あとは地域でがんばって活動すればよい」というふうな意見が出てきて，日本人の側から「それでは職場の仲間との連帯意識はどうなるのか」という質問がでたことがある。そのときには在日朝鮮人の側からは「職場はめしを食べるための手段のところ」というようなことにしかならなかった。今から思えば大事な問題を放置してきたのではないか。やはり職場の仲間とは共に考え，共に歩くということを抜きにして朝鮮人のありようというのは考えられないであろう。

我々は民族差別をなくすために日本人と共闘するということをやってきた。共闘といっても日本人の側ではそれによって具体的なメリットというものはない。国籍条項を撤廃したところで，日本人が利益をうけることは何もない。にもかかわらず何故共闘するのかというのは今一度あらためて考えてみる必要がある。共闘するということの前提には共に生きる「共生」ということがあったはずではないか。その意味するところを今後具体的にふくらませていくことが課題になるだろう。

■歴史を共有しながら

まだまだ制限は大きいとはいえ，いくぶんか就職の門が広がりつつある。百貨店や大手の家電メーカーへの就職が決まった子もいれば，電々公社へ行く子もいる。すると彼が電電公社へ行くという場合，彼自身にしてみれば試験を受けて合格したにすぎないのかもしれない。しかし少し目を広げればいろいろな電々公社に対する闘いがあった。一個人にとってみれば何でもないようなことも，実は長い運動の成果である。日立闘争以来の流れの中で阪急に入り，三菱に入り，電々に入るというような状況が生まれてきた。そういう中で就職していく場合に，自分の歴史を否定したり，忘れてしまったりしないために，どうするかが一つの課題となる。企業とはそういうことと関係なく利益をあげることを目的とする集団だからだ。今までは「職場の門戸をあける」ということをいってきたけれども，職場に入れば今度は自分との闘いがはじまる。そして働いて収入を得るということが一個人にまつわることならば，歴史性も運動も無縁のものになってしまうだろう。しかし在日朝鮮人はみな同じなのだ。同じ歴史を歩んできたのだ。その歴史を共有するところからすべての運動があったのであり，彼または彼女の就職もあったはずである。

在日朝鮮人が同じ歴史を歩いてきたというところから一つの民族的課題が生まれる。それは在日同胞の中には本来北も南もないということである。にもかかわらず自分が祖国とつながることが必要であると意識することによって，北と南への亀裂が生まれた。在日朝鮮人はそれ自体としては本来分裂する必要もなければ対立すべき必要もないのに，祖国につながるということによって，結果として，在日朝鮮人が一番大事にすべき，自分の歴史を無視した無益な対立を生みだしているというのが現状ではないだろうか。そして在日朝鮮人の同胞間の対立が，漁夫の利として民族差別を温存させ，助長するような結果にもなっているのではないか。「君たちの主張はそうかも知れないが，同じ同胞の彼らはこういっている。だからどちらもできない」というようにあげ足をとられたり，肩すかしをくらったりで在日朝鮮人の側に責任をおしつける形で民族差別がおおいかくされてきたのである。

祖国との一体化がよくいわれるけれども，そういう意識を強くもてばもつほど自分の足もとを見なくなる。そればかりか在日朝鮮人自らが自立していく，というのではなくて，むしろ祖国に依存していくという気持しか浮かばないような状況をつくってきたのではないだろうか。

民族的素養をつけることが大事だといわれる。民族的に人間性がつぶされていっているという状況の下では民族的素養を身につけることが最も緊急の課題であった。けれどもこんにち民族的素養がかけるということでもって人間性がつぶされていっているというよりは，むしろ学力的な面の方が大きいのではないか。$x+x=2x$というようなことが中学生でわからないという現実によって人間性をもそこなわれているという事実があるのではないだろうか。とすれば彼らに対して朝鮮語や歴史を教えるよりも，数学や英語を教えることの方が急ぐべき課題だと考えざるをえない。

■国籍の相対化

長い間，在日朝鮮人の間で，祖国への一体化ということを誰も否定できないもののように思い続けてきたのであるが，そのことが在日同胞を切り離し，こえがたいような溝を生んできた事実をみるならば，我々は祖国というものをもう少し相対的に考えた方がよいのではないか。それは在日朝鮮人の国籍ということにも関連する。すでに周知のように在日朝鮮人の国籍は朝鮮・韓国・日本というように三つになっている。もしその国籍の故に帰属が決定され，あいいれないものであるなら在日同胞間の溝は埋まらないだろう。しかも一方，混血だとか帰化という形で日本国籍をもつケースが徐々にではあるが確実に増えている。そういう下で国籍にこだわり続けるならば，在日朝鮮人はますます分散化せざるを

えず，実態が見えにくくなるのではないか。我々は祖国を相対化し，国籍を相対化するところから自立的なあり方を探らなくてはならない。その意味で，たとえば日本国籍を無条件的に与えるというような要求も成り立つのではないかと考える。

我々が朝鮮人であるという事実，その歴史を否定しないで日本国籍になるというのは日本の社会が多民族国家になるということである。日本は日本人による単一民族国家ではない，朝鮮民族もまた同じ社会の構成員なのだと知らしめるためには，個別選別的にずるずると帰化をしたりするのでなく，無条件的な国籍取得が認められなくてはならない。こんにち単一民族国家と称しているのは日本と朝鮮（韓国）くらいのものであろう。今後，日本が本当に国際化していくというのであれば，もっと人間が国際的に住まなくてはならない。難民の受け入れはその端緒になるものと考えるべきである。

このような多民族国家観の必要性は実は朝鮮（韓国）においてもあてはまる。なぜなら南北の統一のためには多民族というのは不適切としても，少なくとも多重文化的な意識なしには成り立てないと考えられるからである。あるいはまた我々が祖国とつながるという場合にも，我々が祖国を解明するということばかりでなくて，祖国の側から文化的に異なる面をもった存在をきちんと受け入れるような体制が望まれる。民闘連運動の重要なキーワードとして「民族差別とたたかうことは朝鮮半島をも含めた全民族的課題である」とよくいわれてきた。その契機になったのは韓国の歴史学において植民地史観の克服が課題であるといわれたことであった。それならば在日朝鮮人と変わるところはないからである。その植民地史観とはつまるところ，単一国家観に他ならないのではあるまいか。

日本も朝鮮も在日朝鮮人をその歴史性を否定しないところで受けとめることによって単一民族（単一文化）国家観から脱皮しなくてはならない。在日朝鮮人は歴史のそういうインパクトを与える可能性をもった存在だといえはしないだろうか。

今後，在日朝鮮人が日本の社会でつぶれることなく生き抜いていくためには，朝鮮人自らが自分の同胞をちゃんと見守って共に手をつないで生きていく自治意識なのではないだろうか。同じ歴史を生きてきたものとしての広がりを堅固なものにすることが要求される。と同時に，在日朝鮮人が日本社会のあらゆる場所に進出していく，教員ならば教員という場に進出していくことによって日本の社会に朝鮮人がいるということを広めていかなくてはならない。民族差別をなくすということは隅っこで固まるということではない。中央部に出て一対一の人間関係を切り結ぶことによって多民族国家観にいたることが課題である。

在日朝鮮人は歴史をもち，国籍をもっている。貴重なものである。しかし時にはそれからはなれて“裸”にならなくてはならない。では日本人は同じく“裸”になるのだろうか。

共闘の質が問われる。

＜付記＞

今回の発言がいわゆる「日本国籍取得論」としてかなり議論の対象になったようである。けれども私はそれを目的化して推進すべきだと考えているのではない。むしろ前段における在日朝鮮人の現状に対する認識が問題なのであって，そうした前提ぬきに国籍の是非を論じてもはじまらない。ただあえていわせてもらえば「一粒の麦も死なずば」とでもいおうか，わが身を捨てないで状況が変わるとは思いにくい。いずれにせよ一つの試論にすぎないので積極的にご教示いただきたいと思う。

質　疑　応　答

＜司会＞

本格的な議論に入る前に，発題者二人に対する質疑応答を受けたいと思います。

＜質問＞

自己の歴史を否定するということは，具体的にはどのようなことなのですか。

＜梁＞

日本人の場合，よく「どこの国の出身ですか」ということを聞き，「○○県です」ということがありますが，在日韓国・朝鮮人の場合，すぐには答えられないということがあります。たとえばある日本人の評論家ですが，朝鮮で生まれ育って日本に帰ってきたとき，よく「あなたはどこの国の出身ですか」と聞かれたということです。その人は，国が日本なのになぜそのようなことを聞かれるのかわからなくて，けげんな顔をしていたということです。そして「生まれは朝鮮です」といっても相手は全く納得しない。そこで「親の故郷はどこですか」となり，どこどこですというと納得して安心するということがあります。

そのようなことと照らして，自分は日本で生まれたが朝鮮人であるということを，きちんと語れることによって，自分の親の歴史なり，自分の存在理由というものを否定しないということが必要なのではないかと考えます。

＜質問＞

同化の問題で，梁さんは在日朝鮮人であることを否定することが同化であるといいつつ祖国志向も同化だといわれたのですが，祖国志向がなぜ同化なのでしょうか。

＜梁＞

同化＝日本人化つまり非日本人化をめざすことが非同化であると考えられてきたわけです。このことの行きつくところは，朝鮮語を話し，朝鮮の風俗習慣を知らなければならない，つまり祖国の人々と全く同一の思考，あるいは表現ができなければならない。それが在日韓国・朝鮮人の究極の課題であるみたいに考えられてきたと思います。

もしそうであるならば，在日韓国・朝鮮人が生きてきた歴史というのは，どうなるのかということです。

にもかかわらず，祖国の人々，いわば在朝朝鮮人といいますか，在韓韓国・朝鮮人とでもいいますか，と全く同じに化するということがわれわれの課題となるのでしょうか。

たとえば，共和国の論文のなかで「在日本朝鮮青年同盟の任務」というのがありますがその中で，在日朝鮮人青年は朝鮮語を学べとあります。朝鮮語を知らない朝鮮人は朝鮮人とは言えないと言っているわけです。となると朝鮮語を知らないわれわれは朝鮮人ではないということになります。それでもわれわれは朝鮮人であるというならば，それなりの生き方があるし，それなりの立場があるのです。われわれが持っている歴史なり立場なりというものを否定して，全く同じ朝鮮人になれといわれても，そうは行きませんよ，というのがわれわれの状況だと思うのです。

＜質問＞

それはわかりますが，在日している者が祖国に帰ったら，日本人に帰化すると同じように同化したことになるのですか。

＜梁＞

帰国したい人はもちろん帰国してもよいと思います。当然そのような道はあるべきだと思うのです。

たとえば中国から親を訪ねて日本に帰国した人が多くいますが，「お前，日本語も知らんと，朝鮮人か」などと言われて，あげくのはては親を殺してしまったという事件がおきたり，再び中国へ帰るという状況さえも生まれてきています。

われわれの祖国は，われわれを同胞というのならば，われわれが帰ることに対する社会体制，社会意識というものをどれだけ整備しているというのでしょうか。そのようなことを抜きに，われわれだけが祖国に追従していくという形でもって帰国が成立するのならば，われわれの立場は全く無視されたものになるのではないかと思います。

ですから，われわれの歴史を否定するということでは，同化といってさしつかえないと思います。

＜質問＞

裵さんにお聞きしたいのですが，在日韓国・朝鮮人として生きるということは，どのような生き方なのか，私自身も全くつかめてはいないのですが，イメージなり考えなりを聞かせて下さい。

＜裵＞

そもそも在日韓国・朝鮮人というものを何によって規定することができるのだろうか，ということがまず問題になります。もはや同胞は「国籍」や血の論理である「民族」ではくくれないほど複雑多岐にわたってしまっているという現実があります。具体的にいえば帰化や日本人との結婚，混血児が多くなってきているということです。

在日韓国・朝鮮人として生きるということは，こうした現実をふまえた上での在日同胞としての総体というものをどう築きあげていくかということではないでしょうか。

別ないい方をすれば，帰化者であるからとか，混血であるからとか，あるいは，韓国・朝鮮人であるからという民族差別と闘うということが在日韓国・朝鮮人として生きるということだと思います。

＜質問＞

ここに参加している全ての人が制度上の差別はなくなりつつあると認めていると思います。しかし，制度上の差別がなくなっていることは同胞が住民として認められつつあるのだとする梁さんの言葉は，同時に社会的差別もなくなってきているのだという風にも受けとれるのですが，果たしてそれはそうなのだろうか。

それから，民族差別に反対する立場の人間が勝ち取ったものとして国籍条項の撤廃があるのですが，それと同時に日本政府というのは，同化を促進させるために制度上の差別をなくしてきているのだということがあります。

つまり，同化を前提とした住民として認められるのか，それとも社会的な差別もなくなりつつあるという意味で住民として認められつつあるのか，このふたつは全く質が違うと考えるのですが，梁さんの住民として認められつつあるという主張は，日本政府の同化論理の筋道になってしまっているのではないかと強く感じたのですが。

＜梁＞

まずはじめに，住民の問題についてですが，結局日本政府は在日朝鮮人を帰化させていくという政策をとっているのだと常にいわれてきたのですが，にもかかわらず，帰化申請は非常に多いということです。これはいったい何なのかということを考えてみる必要があるのではないかと思います。

帰化申請が多いにもかかわらず，年間5千人位しか許可されない，ということは日本政府は在日朝鮮人を日本人化させるのだと言われながらも，実は意識的にさせていないという側面もあるということです。

日本政府は帰化ばかりを促進させているのではなく，実はセーブしている側面がある。つまり，これはよく言われる「帰化マヨネーズ論」です。マヨネーズというのは酢と油を混ぜていくのですが，一度に大量に混ぜると分離してしまう。ですから徐々に混ぜていくと自然に混ぜあわさってなじんでいくということらしいのです。つまり，在日朝鮮人の帰化というのは，そのようなかたちですすめられているのだという話しを金英達さんの本で読んだことがあります。

ということは，在日朝鮮人をいちどに日本人として受け入れたのでは，日本社会には民族差別が現実にあるのに対応しきれないぞという問題意識を日本政府は逆に一方で持っているのではないかと思います。

いわゆる日本政府の同化政策について「坂中論文」がよくとりあげられてきましたが，差別をなくしていけば帰化につながるのだということで論が展開されているわけです。

にもかかわらず，教員採用においても新たに国籍条項を設けるというように差別を強化していく局面があります。

坂中論文の論でいけば，むしろ全面的に開放するのが論理的にあう話しなのですが，あえて制限をしてきていることの意味は何かと考えるわけです。

つまり，選別をして取り込んでいくのだという方法を取っていると考えられるわけです。坂中論文のいうところの帰化政策は，日本民族として取り込んでいくということを前提にしているわけです。

ですから，日本の単一民族国家という神話を守り通すものとしてあるわけです。

そうであるならば，「赤信号みんなで渡ればこわくない」式ではありませんが，何も日本国籍を取ったからといって日本人化するとは限らないわけですから，日本国籍を取るということと，言われるところの日本人と同一化するということとは違うと考えた方がよいのではないかと思います。

討　　論

＜司会者＞

論議のすすめ方として次のように行ってまいりたいと思います。

1. 状況認識について
   現今の状況をみて民族差別は減少しつつあるのかないのか，あるいはその状況をどうとらえるのか。
2. 同化の問題について
   単に言葉の問題として論議するのではなくて，特に権利獲得闘争のなかで常に提起されてきた同化論議を交わしたい。そして，その極にある民族性を含めて行いたい。
3. 在日韓国・朝鮮人と祖国の問題
4. 在日韓国・朝鮮人の規定について
   とりわけ日本国籍者の在日韓国・朝鮮人，あるいは混血者の在日韓国・朝鮮人がでてくるなかで，国籍，民族だけではくくりきれないという論議も出ているので，それでは何でくくっていくのか，共通点はどこにあるのか，何を持って在日韓国・朝鮮人と呼ぶのかという問題について論議を交したい。
5. 国籍取得，参政権等の問題について

＜梁＞

裵さんと少し話をしたいのですが，差別はなくなりつつあるという共通認識はあると思うのですが，にもかかわらず一方で，差別は残っているといわれました。私もそう思うのです。

しかしながら，われわれの立場は民族差別と闘うというところにあります。その場合に差別は見えにくくなってきているということを運動の側でいうのは，おかしいのではないか。これが差別だというように提示できなければ差別と闘うとは言えないのではないかという感想を持っているのです。

＜裵＞

私がいう差別はなくなりつつあるというのは，制度上の差別はなくなりつつあるであろうということです。しかし，社会的差別は温存されているし，潜在化している，そうした意味において，差別は見えにくくなっているのだということです。

例えば，われわれが在日韓国・朝鮮人としてこの日本社会で生きていくことが易いでしょうか。おそらく99％の人が難しいと答えると思うのです。

たしかにいままでは，制度上の差別という見えやすい形態のなかで「これはおかしい」と声をあげることができ，実感できる事例は多かったわけです。

しかし，日々の生活のなかでの実感は，より以上に自分が在日韓国・朝鮮人であることを前面に出しにくいという現実があり，出せばつぶされるであろうという実感があるわけです。実践を行っている皆さんのなかでもそれはひしひしと感じることだと思います。

では，いったいその実感とは何なのか。そこで民族差別をどのようなものとしてとらえなければならないのか，どのようなものとして見ていかなければならないのかということを，発題で強調したわけです。

私自身の力量の問題で，結局「それは（民族差別）構造化されているものだ」とかという抽象的な言い方にとどまってしまったきらいがありますが，われわれが在日韓国・朝鮮人として生きるということがなかなかできないのだという実感を，繰り返し考えていく必要があると思います。

そしてその実感を具体的なものとして闘いがくまれなければ有効な運動は組めないという状況にわれわれは立ち入っているということをきちっと認識すべきときであるということです。

＜梁＞

私もその意味ではその通りだと思うのです。それでは，何をどうするかということだと思うのです。

実感として差別があるというのは，私も全く同じなわけですが，どのような運動がありうるのか，それを抜きにして，差別があるといってもはじまらないと思うのです。

＜裵＞

そういうことで認識を一致させたいと思うのは，基調のなかでも述べている「職場のなかで，地域のなかで認められる一員となっていく」ということです。これは，従来から言われた発想で「とにかく差別に勝っていくことは自分に実力をつくっていくことなのだ」という発想ではなく，この日本社会のなかで生きていくということは，在日韓国・朝鮮人としての自分の存在をいかにして認めさせていくのかです。それは迎合であってもならないし，卑下するものであってもならない，ましてや日本人ヅラをすることでもないのです。それらは，糾弾，告発のみといったパターンからはもはや生み出すことはできないのです。

われわれの実践の基盤は地域にあるわけですが，地域のなかを見ていけばいくほど，実践をすればするほど，それは民族的な運動ではない，福祉的活動といったようそうをていしてきます。

例えば，同胞の子供が荒れる，荒れて警察に補導された子供をもらい下げにいく，家庭破壊のなかにある子供を支える，あるいは低学力であるところから脱出させる，こうした問題に取りくんでいくところから同胞の子供たちの自我を確立させる，そして民族としての自己認識まで持っていくといった実践が要求されているのではないでしょうか。そうした実践の積み重ねが，実感としての民族差別をくずしていくことではないかと思います。こうした過程のなかでわれわれの存在が認められていくということは，結局，日本人自身の対韓国・朝鮮人認識というものが変わっていくということだと思います。

こうした中味をもった実践にわれわれはもっともっと力点を置くべきであって，それらの実践にむけた運動こそ民闘連がより強く模索していくところだと思います。

こうした実践の方向性に関して，梁さんと私は共通した認識として持つことができると思うのです。

にもかかわらず，なぜ日本国籍取得というところに運動が飛躍していってしまうのかわかりません。現実が帰化・日本国籍取得というところにおし流されようとしているところで，それを主張してしまうことは，われわれ自身がなだれを起してしまうのではないかという危機感を強く持っています。

＜梁＞

いままでの話しでは，全くその通りだと思います。社会に出てちゃんとやっていける人材を多く作っていくということでは。例えば教員採用の国籍条項を撤廃させるのだといいますけれども，教員になっていく人間がいなければ話にならないのですから。弁護士でも金敬得という一生懸命勉強して試験に通ったという青年がいてはじめて弁護士の問題が持上してくるわけです。学校の中で，中学生にもなって九九もいえないというような状態では，日本人であれ朝鮮人であれその人間が社会生活上困ってくるわけです。そのような状態をどうするかというように，今後は問題が出てくると思うのです。

ですから，朝鮮人が世の中に出ていけるということを作り出していくことは，朝鮮人自身の問題であるという気がするのです。

昨日の教育の分科会でも，同胞が同胞の子供に教えられることによって民族的なふれあいというものが生まれてくるという状況があるという話を聞き，なるほどと思いました。今後，そのようなことをやっていく同胞の意識，もっといえば同胞自身の自治意識というものが生まれてくるかどうかということで，民族差別の問題が問われてくる側面が大きいのではないかと感じています。

＜司会者＞

時間がありませんので二番目の「同化」の

問題について議論したいと思います。

いま，問題となっているのは，闘いが展開すればそれを否定するひとつの用語として，「同化」という言葉が使われるということがあります。しかし，そうした言われ方についてはあまり整理されてはいないと思います。そこで，権利獲得闘争と同化の関係，あるいは同化の一方の極である民族主体の問題等について議論を行ってみたいと思います。

＜梁＞

同化という言葉について一言。同化という言葉を作ったのは日本の権力側が作ったものなのです。戦前に，在日朝鮮人が日本人化しているという過程で同化という言葉が使われたのです。同化という言葉は，「日本人と同じくしていく」ということで「同」という字を使ってもっともらしいのですが，実はインチキ言葉なのです。

これは，「皇国臣民化」というのが正しい言葉なのです。それをそのまま使ったら，世間体も悪いし，受けも悪いということで，政治的インチキ用語としてできてきたのがこの言葉なのです。だから，我々が同じ言葉を使い続けることは，そもそもおかしいといえばおかしいのです。私の感想で言いますと，むしろ言葉の本来の意味では「同化論」というのは成立しないのです　どう客観的に見ても。我々がいかに日本語しか知らなくて，いかに民族的な素養がないといったって，やはりホルモン焼がおいしいと思っている限りは同化しないのです。そのくらいのものと思ったほうがいいと思います。

もし，「同化」という言葉を作るのなら，私自身の考えとしては「順化」という言葉をむしろ作った方がより現実に近いのではないかと思います。そうしますと，帰化・順化という言葉を仮に縮めてみたら「帰順」ということになって，言葉の意味がより鮮明になってはっきりしてくるというように考えます。

＜参加者＞

私が生きてきた経験からいいたいと思います。私が小学校へ行っている時は，在日韓国・朝鮮人は今のようなこんなよい状態ではなかったのです。私の家庭は非常に貧乏で，朝鮮人部落に住んでいました。食えないという状態のなかで親は子供に関心がなく，学校へ行く余裕もありませんでした。学校へ行っても金がなく，先生に持ってくるようにいわれても「忘れました」というだけなのです。子供ながらも金がない家庭であることを知っていましたから。そうしたことを何度もくりかえしていると先生の方もしまいには放任，無視していました。

そのような学校生活から社会に入っても，同じような状態で現在まできました。

ですから，ここで同化をするなと言っても生きなければならない社会の中が，同化をしなければ生きて行けないのです。同化をしたって私は生きていくことがつらかったのです。

同化について皆さんは論議をしていますが自分が韓国人，朝鮮人であることは死んでも消えないのです。

私は同化をしなければ生きられなかった状態の，そのときの人の気持はどれほど情けなく，つらいかということが，いろいろな経験のなかでわかります。「朝鮮人は犬みたいなものだぞ」「なっ葉拾って食っても死にはせんぞ」といった言葉を私は毎日聞いていました。

今になって，残念ながら私を朝鮮人として見てくれる人はだれもいません。「あんた日本人でありながら韓国人と暮らして幸せか」と問うんですね。だから「幸せよ」と答えてやるのです。私が朝鮮人であることを地域では誰も知らないし，日本人の集まりに出ていっても私が朝鮮人であることを知りませんから，何かいうと，「お前，朝鮮人みたいだな」といったり，「変なかっこうしているから朝鮮人みたいだ」といわれます。そこで「私は朝鮮人だよ」と言うと，コロッと態度を変えて「朝鮮人でもいい人間はいるから」などと建前をいいます。私は内心「クソくらえ」と思ったりしますけれど。

私は，私なりに日本社会に生きてきた感じることは，自分の身のいたさ，自分の血のいたさを感じた者だけが，自分は朝鮮人なのだ

という認識のもとで，そこから自我が目覚めた者だけが本当の根本的な愛に目覚めることができると思います。そうしてはじめて，利害関係を超えて，真の道に闘って生きることができるのではないかと思います。

私は学校も満足に出ていませんから，字も書けないし法律も知りません。こんな人間に何ができますか。レスリングでも習って，力で対抗したいと思ったことが何度もありました。しかしそれも女だからできませんでした。ですから，本当に自分の血がいたくて，涙が出てどうしようもなく，毎夜泣いて苦しんできました。

今の若い人達は，韓国語を習いたければ習えるし，英語であろうがフランス語であろうが習いたければ何でもできるのです。

私は実にせまい意味で「お前は総連だ，民団だ」などとやらないで，もっと広い意味で同胞をとらえ，自我に目覚めた人間になりたいと思っています。

なんの力もない私がひと言いいたいのは，地域のとなり近所のなかで朝鮮人として立っていけば，すばらしい朝鮮人としてなれるのではないかと思います。つまり，自分の足もとから一歩一歩築いていかなければならないのではないかと思います。

〈梁〉

言葉を学ぶということが自分の中で，朝鮮人としてのうれしさの様な感情をわき出させていく契機になっていると。それは事実だと思うのです。その意味で言うならば，言葉を学ぶことによって，そのような意識を持てる状況や側面というのがまだまだ少なからずあるものですから，言葉の勉強をするということは誰も否定をしないし，むしろもっと勉強をしたほうがいいと思っているのです。

しかし，言葉を学ぶことが全てで絶対でいうようになってしまうと，「ちょっとまって下さい」ということになると思います。言葉に限らず，踊りなら踊りにせよ，全部やればよいのですが，言葉を学んだからと言って，人間らしく生きていけるかと言えば，そうではないと思う時があります。例えば，民族学校で学んでいる人々は，言葉はできるし，歌は歌えるし，考え方はどうであれ民族的にはいいのだという評価はあります。しかし，私が見聞きした狭い範囲内ですが，そのような人達は，同胞が日々苦しい思いをしているというような現実に対して，どれだけその苦しみを担う人々になっているのか。私は，自分なりの狭い範囲内で言うのですが，疑問に思うわけです。例えば，日本の学校に通っている子供が本名というものを悩み苦しむと，民族学校に行っている子供は全く苦しまないというような場合，日本の学校に通っている子供の痛み，苦しみというようなものを理解できないで，「自分は名乗っているぞ」と，お前はアカンということになると，少し困るのではないかと思うのです。

それに代表されることはいろいろあると思うのですが，つまり同胞の歴史なり状況なりを互いに共有して，互いに生きて行こうというような思想のようなものが生まれてこないような民族教育というのは何だろうという疑問を最近強く持っています。

〈司会者〉

時間が残り少なくなってきましたので最後の「国籍の問題，参政権の問題」を中心に討論をすすめたいと思います。

〈梁〉

いままでの参政権取得論はどうもよくわからなかったのですが，日本国籍取得論をすすめれば参政権取得もしかたがないということになってしまったのです。

裵さんの考え方と私の考え方の基本は一緒だと思います。つまり，このままの状態で行けば日本政府の政策に取りこまれていってしまい，前も後ろもわからなくなり，朝鮮人というのがいたのかいなかったのかわからなくなってしまうという，一種の危機意識というものが持たれはじめたのではないかと思います。

私の場合でいうと，いやがうえでも混血という日本国籍がふえ，あるいは制限付きではあるけれども毎年５千人もの人が帰化していっているという状況も出てきている。気がつ

いた時には全部日本籍になっていた，何かしようと思っても何もできない状態になってもいいのか，それともこのような時代の認識のなかで，皆が思い切って「赤信号，皆で渡ればこわくない」という状態を作っていけるかというふたつの選択をする時に来ているのではないかと思うのです。

私の判断するところは，裵さんの判断はむしろ逆で，そのような状況の中でも頑張り抜くことが朝鮮人であることを確認することなのだという問題提起をしているのではないかと思います。

ですから，基本的な発想の上では同じだと思いますけれども，生き方の違い，今後の展望の違いということになると思います。

＜裵＞

私達は，民族差別と闘うということでこれまで実践をし，交流し，日本人との連帯をしてきました。そして民族差別と闘うという潮流をつくりあげてきたと思います。その過程のなかで，自分が一体何者であるのか，どのような生き方をすべきかを学んできたと思います。

たしかに，いまのわれわれ在日同胞の現状は，帰化の増加，世代の交替，混血者の増加，日本人との結婚増加などによって混とんとしてきています。何を持って民族主体があるといいきれるのか，何の保障があって在日韓国・朝鮮人として生きていくべきだと言いきれるのか，実践のなかにあっても混とんとしてきています。差別の現実を目前にして，あるいは在日韓国・朝鮮人としては生きにくいという実感をのりこえていくには何が必要なのか，日本籍の子供，混血の子供，在日し続けていくであろう子供を前にして，何をどう教えていけばよいのか，それぞれの子供の，あるいは仲間の生の重みを考えれば考えるほど簡単にはいいきれないという思いにかられてしまいます。

つまり，いまのわれわれは何を持って民族差別と闘う主体をつくりあげることができるのかということで困乱しているのだと思います。

梁さんの提起からすれば，日本国籍を持って民族差別と闘うのか，あるいは在日韓国・朝鮮人としての民族主体をもって闘うのか，ということになります。

その場合，はたして今のわれわれの力量と現状において，民族だとか国籍というものを相対化して民族差別と闘うことができるのだろうか，はなはだ疑問に思うわけです。

民族差別の結果として帰化・同化へと流されている現実のなかで，日本国籍取得ということがどれだけわれわれ在日同胞の民族的生き方が，すなわち人間らしい生き方が保障されるのか，これまた疑問です。

民族差別と闘うということにこめてきたわれわれの思いは，在日のなかでいかに人間らしく生きていけるのかでした。その前提として民族を否定しない，民族につらなるものを否定しないということであります。この力量を築きあげるためにわれわれはもっと努力をかたむけるべきであり，実践を深め基盤を作りあげることであります。このことを幾重にも考えていかなければ，そこに大きな落し穴があるし，大きな危険を感じます。

＜参加者＞

在日韓国人として４年間生きてきたなかで，在日同胞が同化していくであろうことは否定しません。長い時間のあいだには。

しかし，現在われわれが考えなくてはならないのは，いませまられている同化というのは，われわれの主体的な意志でなく，強要されている他律的な同化だということです。

日帝下にあって３６年，解放されて３６年などとよくいわれますが，在日韓国人というのは，解放後も入管行政のなかで常に治安の対象だとか，他律的な同化対象とされるなかで，在日韓国人の主体性の確立というものが疎外されてきたと思います。

それと参政権に対して反対する理由は，論理的には弱いかもしれませんが，このような反差別闘争に立ち上っている在日韓国人はきわめて少数であり，また民団や総連に属している人のなかでも民族主体を持って頑張っている人も少数であります。また同胞総体のな

かでも民族意識に目覚めて同化と闘い，生きていこうとする人がきわめて少ない状況であります。さらには，祖国から政治的規定を受けているという現実を無視できない状況のなかで，日本国籍を取って参政権を行使していこうというのは，現状の南北分断を促進化し，在日同胞がさらに政治的に利用されていくのではないかと思います。それはまた，他律的同化政策を助長していくものであると考えます。

ですから，参政権及び日本国籍の取得には反対です。

＜参加者＞

自分の中で考えがはっきりまとまらないのですが，単純に考えて自分は自由でありたいと考えるのです。住みやすい世の中を作りたいと，自分もそういう権利を持ちたいと思っているわけです。

それを在日のなかで考えていくと，例えば退去強制などはいらないと，されたくはないと思っているわけです。そのように考えていくと日本人と同じなのです。ですから，日本人と日本の枠の中で保障していただきたいと，その闘いを組みたいと思っているわけです。それが，必然的に日本国籍というところに行ってしまうのではないかと思うのです。ただ日本国籍を取らなくては日本人と同等の立場に立てないのかどうなのか，その辺は保留しておきたいと思うのです。自分の中で考えがまとまらないものですから。

それともうひとつ，国家間の関係で言ったら，在日朝鮮人も日本人と同じ様に，日本がどんどん経済侵略を外国へやったら，その責任を負わなければならないと思います。例えば韓国に対してでも。在日韓国人だからということで自分は，よその所にいるかのごとく発想があるのです。それはおかしいと思うのです。

同化だとか民族の主体だとかいう言葉が出てきましたが，では同化されてない朝鮮人だとかいうのはどのような形なのか，誰も言えないわけです。朝鮮の歌が歌えたら同化されていない朝鮮人なのかと明確に規定はできないでしょう。民族の主体といったら何なのか，そんなものありはしません。どのようなのが民族の主体なのか。むしろ梁さんが言っていたように，自分が生まれて育ってきた歴史のなかで，自分はどのような人間になって生きていくのかというところが，一番大きな問題ではないかと思います。

自分などは差別を受けてきて目覚めてきているわけですが，差別がなくなっていったらその分目覚める機会も，これからの子供は少なくなるわけでしょう。それは，単純なことだと思うのですが。

それで，片一方で差別をなくせと，同化するなと言われますけれども，そのなかには矛盾があるのではないかと思います。

とりとめがないのですが，最終的には保留の事項を除いて，梁さんの言っている意見に傾いているという考えです。

＜司会者＞

申し訳けないのですが時間の関係で討議を打ち切りたいと思います。

最後に発題者の梁さんと　さんに一言ずつ言ってもらって終りたいと思います。

＜梁＞

いろいろな状況がすでに進んでいるなかで，国籍にこだわらない生き方というのが必要であるということについては，おおかたの同意を得られるのではないかと思います。

今後，日本国籍を取得するにせよせないにせよ，国籍というものをもう少し軽やかに見ることが必要なのではないか，そのことをまず一点あげたいと思います。

それから，私がこのような考え方を提起した形になりましたが，それは状況がおしせまってきて，もうやむをえないからその道を選ぶということではなくて，そうならない以前に自分が主体的に選んでいくという形をとった方が，自分自身が救われるのではないかと思ったからです。

先程発題のなかで言いましたけれども，そのことは必ずしも，朝鮮人総体のあるべき姿に照らして，決して矛盾することではないと思います。

最後に，私自身がこのような発言をすること自体恐ろしいという気持を持ったこともないのです。しかし，まあいろいろなことを言われるのではないかと思ってきたわけですが，さすが民闘連というべきか，このような議論が互いに冷静のなかでできること自体，民闘連というのは素晴らしいなと思いました。

もちろん，今日の議論が一日で片づくものではないし，さまざまな形で進展させていきたいと思っています。個人的な最後の願いで言えば，日系アメリカ人の歴史というものをもう少し勉強してみる価値があるのではないかと思います。日系アメリカ人と在日朝鮮人とは違うのだと主張してきたわけですが，よくよく見ればどこが違うのかということを最近感じるのです。多角的にものを見るという意味で，日系アメリカ人の歴史というものを機会がありましたら，本でも読んでいただきたいと思います。

＜裵＞

われわれの思いとして，本当に根本のところで人間として生きたいのだというのが基底にあります。人間として生きたいという以前に，それが成立するものとして自分が在日韓国・朝鮮人であるということが認められない限り，人間としての生き方というのは成立しないというのは確信しています。その意味で，日本国籍を主体的に取っていく，今取得していくということに大きな危惧をいだかざるをえません。ですから，発題のなかで言ったように，在日韓国・朝鮮人が在日韓国・朝鮮人として生きていける，そのあるがままの存在を認めてもらう，あるいは認めさせていくことが日本人をも変えていくし，われわれ自身も変えていくし，われわれ自身をつくっていくことだと思います。それなくして，日本国籍というようなところにむかっていくのは，あまりにも危険だし，負担が大きすぎるように思います。

それから，日系アメリカ人のことにも言及されていたのですが，日系アメリカ人の三世・四世が自分の民族に回帰して来るという現実がありますが，彼らは客観的に人種が違うという環境のなかにおり，存在そのものがおのずと立場を規定してくれます。にもかかわらず，英語しかしらない彼らが「俺は日本民族である」と言って自分のルーツをたどって来ることに注目したいと思います。つまり，在日韓国・朝鮮人も客観的事実であると見られるくらいの民族性を在日という状況のなかでつくりあげなければならないと思うのですが，われわれの場合，在日韓国・朝鮮人として生きるのだという場と意識が保障されない限りだめだろうと思います。

最後にくり返していいますが，この日本社会のなかでわれわれがより人間らしく生きたいと望むかぎり，在日韓国・朝鮮人として生きることが保障されない限り全く成立をしないだろうと思います。

そして，あまり日本国籍取得にこだわりすぎると，日本政府の政策の土俵のなかでしかわれわれは動きがとれなくなるという事態になりかねません。それだけはさけたいと思います。

＜司会者＞

今日の議論は，まとめるつもりもないし，まとめられるものでもないと思います。きょうの議論というのは，実はすでに議論になっているのですが，おそらくそれは一部の知っている者だけの議論となっていて，何か結論だけが伝えられてきていることが多かったと思います。

現実に議論となっていることを，あえて公開でやっていこうと。その意味では，公開をしてやっていったことでは成功であろうと思います。しかし，残念なことに議論の進め方，時間の関係等もありましたけれども，それでも様々な意見も出ましたし，それなりに皆さんに議論の中味も理解していただいたと思うので，これからの議論の発展の礎えにもなっただろうという気がします。

最後に自分の意見を言わしてもらえれば，まず民闘連運動について思うのは，まずここに来れば民闘連なのです。ですから，いい意味では，何でも言えるし，悪い意味では，言い放しですむのです。何にも拘束されない，

けれどもそのことが明日の実になるかと言えばそうではないのです。それは，それでもいいのです。だから幅広くやってこれたのです。そのいい面は残しながら，しかしその中に出てきたいろいろな意見というのは大切なのだと思います。

それを具体的に生かすためには，本当にどうしたらいいのか，今のままでいいのかを真剣に考えていかないと議論だけに終ってしまうのではないかと思います。

難民条約が発行されて，法制度が改正されたということがあるのですが，ある意味では問われているのは運動する側であろうと思います。

また，国籍の問題では，どちらでもよいという気持があるのですが，国籍があるなしに関わらず，やはり参政権は必要だなと正直言ってあるのです。「参政権などいらない」という人にあえて聞きたいのですが，日本人でさえ参政権を持っていても抑圧されているのです。労働者もそうです。労働者としての要求をやはり，この社会全体に反映をしていきたいと思って選挙運動なら選挙運動に必死になっているのです。それでも，あのような状態なのです。

朝鮮人の場合，いま運動が弱いからと言って，皆がたちあがって毎日デモをして，どれだけのことが本当に勝ち取れるのであろうか。いわんや，同化，同化と言うけれども，同化させないひとつの歯止めとして，担保として民族教育というものがあると思うのです。「好き者」だけが集ってやる民族教育というものは，いつまでたっても広がらないと思うのです。各地で行われている民族教育も，ほんの一握りなのです。このことを考えた時，本当に全体のことを考えるのなら，在日朝鮮人が朝鮮人として生きていけるだけの具体的な保障を，政府に対して，地方公共団体に対しても要求を実現させなくてはいけないと思うのです。要求しますだけではダメだと思うのです。実現させて，それをどうこちら側に引きつけて運用させていくのかという議論が，実はもうなっていなくてはいけない時期だと思うのです。あまりにも闘いが遅れているから，議論が後手後手になっているという気がします。これは，自分の反省でもあるわけです。

そのことを考えた時に，例えばトッカビ子ども会の，プレハブ移転闘争の時の最後にどうしたかと言うと，結局，市議会で決まるのです。そこには朝鮮人は入れないのです。結局日本人しか入れないのです。それで一生懸命にやる議員などいないのです。気持だけ，仮りに頑張ろうという議員がいても，そんなことに頑張っても，次に議員になれないのです。結局はお願いしますという形なのです。その空しさだけはいやというほど感じてきたのです。正義だけではだめなのです。正義にパワーをつけなければならないのです。パワーのない運動が，どのようにいい事を言ってもダメなのです。このようなことを，実践をすればするほど悩みます。

最後に言いたいのは，在日同胞の運動がバラバラなのです。一世の運動が北・南で対立をしている。もうそんな形はいやだ，という気持を二世達は持っているのです。それで在日に依拠した運動を作ろうとしたのです。ところが，その在日の運動を行おうとしたら，変な人間関係が出てしまい，結局，権力に漁夫の利を与えてしまっているという状況があるのではないかと思います。

民団でも，総連でもかまわないと思うのですが，本気になってやればいいと思うのです。今後，在日同胞の運動を真剣にやらないと，仲間内のケンカばかりやっていて，気がついたら……という時期がそう遠からずあるのではないかという気がします。

それを含めて，民闘連自身の責任だと思うので，これからどう民闘連運動を形づくっていくのかということを，きょうの皆さん方の意見を最大限に受けとめながらやっていきたいと思います。

（注・質疑応答，討論はなるべく意味が通るように，編集部の独断で整理しました。）

各地アピール

今回のアピールは，「朴秋子問題を考える会」，愛知県教員採用国籍条項問題の李貴陽氏，「在日韓国・朝鮮人の国民年金を求める会」，「東京・在日朝鮮人生徒の教育を考える会」から受けた。

まず「朴秋子問題を考える会」からは，行政闘争では一定の勝利を得たものの，日本共産党をバックに財団・日社労組が不当な逆差別キャンペーンを行っている状況が報告され，それに対して，「朴秋子問題を考える会」の方では，下から上への運動ということで，現在，主に情宣活動を中心に，ビラを各戸配布するなどをして運動の理解を市民的に広げていく闘いを作っているというアピールを受けた。

また，愛知県教員採用国籍条項問題の原告の一人である李貴陽氏から，対県教委交渉の報告を受け，その中で愛知県の国籍条項設定には全く根拠がなく，結局，愛知県は在日朝鮮人を教員に採用はしたくないというのが本音であると述べ，来年は教師の立場で集会に参加したいと語った。

続いて，「在日韓国・朝鮮人の国民年金を求める会」からは，来年1月1日から国民年金法から国籍条項がはずされたが，経過処置がとられない為，35歳以上切り捨て問題，老令福祉年金問題，また20歳を超える障害者には障害福祉年金が支給されない問題を，今後，大きな問題としてとらえていくことが報告された。特に障害福祉年金の問題では，在日韓国・朝鮮人障害者は，日本人障害者団体の中でも彼らの悩みをとらえられていなく，また民族団体からも疎外されているという状況があるのではないかという指摘がなされ，障害者福祉年金を獲得する為に当事者の方と連絡をとりたいということで，在日韓国・朝鮮人障害者を知っている方があれば「求める会」の事務局まで連絡をしてほしいとの要請があった。

現在続いている年金裁判は，おそらく11月24日に東京地裁民事二部で結審になるのではないかということである。

最後に，上福岡三中問題に取り組んできた「東京・在日朝鮮人生徒の教育を考える会」から，林賢一君の両親と市教委の間に和解書が結ばれ，学校側に民族差別のあったことを認めて謝罪して，慰謝料500万円が支払われ，また市教委は在日外国人生徒に対する教育指針を出すことを約束したとの報告があり，一応の終結をもって，あとは市教委交渉，三中教師たちとのコンタクト，埼玉の差別状況との闘い，かつ東京の状況と闘っていきたいとのアピールがなされた。（文責L・K）

集会決議

教員採用の国籍条項撤廃のために

1981年11月21日から3日間にわたり，第7回民闘連全国交流集会が愛知県名古屋市において開催された。二つの集会テーマ「在日韓国・朝鮮人教師の実現をめざそう！」「今，在日韓国・朝鮮人はどう生きるか！」のもとに，さまざまな問題提起がなされ，日本の敗戦後，在日韓国・朝鮮人への民族差別をいかにはねかえしていくのか，真剣な討論がくり広げられた。

在日韓国・朝鮮人教師の実現を阻むその壁の最も厚いここ愛知に全国から在日韓国・朝鮮人と日本人の闘う仲間が一堂に会し，国籍条項撤廃にむけて今大会が盛りあがったことには，全国の仲間たちの闘う力の底深いものを感じずにはおれない。

日本の学校の教壇に，韓国・朝鮮人教師が立つことの意義は，第二，第三の林賢一君を

決して出さないということは勿論，日本人生徒たちのためにも，あらゆる差別を許さない人間に育ちゆくために果たす教育の営みの大きさとして誰もが認めるところである。

私たちは何としてでも韓国・朝鮮人および日本人両民族のために，韓国・朝鮮人教師の実現を期して，今まで以上にあすからの実践に力を注ぎ込まねばならない。

愛知をはじめ，今年新たに国籍条項をあえて明記した県の教育行政に対し，その追求の手をゆるめず，最後の一県に至るまで闘い抜くことを確認し，今あらたに民闘連運動が在日韓国・朝鮮人の在り方をさし示すオピニオンリーダーとしての役割を果たしてきたことを胸に刻んで，今後とも，民族差別をなくすための闘いを展開することを表明する。

以上，決議する。

１９８１年１１月２３日
第７回民闘連全国交流集会

編　集　後　記

■昨年開かれた年７回民闘連全国交流集会の報告書がやっとのことで仕上りました。３月に出す予定のものを７月に出すことに心苦しく思う次第です。

■テープを起すについてはさまざまな人の協力を得ました。この協力なしにはとうてい報告集を出すことはできませんでした。紙面をかりてお礼を申しあげます。

■分科会にて発題をされた方々の原稿は，発題された方々に洟を入れてもらうとう時間的余裕がなかった為に，編集部の責任でまとめました。また発題の内容も，ページ数等の関係上縮めざるを得なく，申し分けなく思います。

■２ヶ月に一度の発行ペースをとにかく継持しようと思います。しかし，指紋押捺拒否の問題や教員採用の問題などに即座に対応できないくやしさがあります。編集子の力量不足を感じている次第です。

■次号は９月発行の予定ですが，指紋押捺拒否の問題，教員採用をめぐる文部省の対応や各地の動きを中心に編集を予定しています。また，連載企画として，各地実践紹介と新たに「在日韓国・朝鮮人教師の声」を始めたいと思います。その他，８月に行われる「第３回在日朝鮮人教育研究全国集会」のレポートも考えています。

（Ｌ・Ｋ）

発行日　1982年7月1日　　№. 37 号　　頒価800円
発行人　李　仁　夏
発行所　民族差別と闘う連絡協議会
在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所（RAIK）内
〒160 東京都新宿区西早稲田 2－3－18－52　　TEL 03－203－7575
民闘連　郵便振替番号　東京 4 － 30267　RAIK　郵便振替番号　東京 5 － 30268